官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一五一）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五〇
特殊法人等
日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更、日本私立学校振興・共済事業団共済規程等の一部変更、日本弁護士連合会裁決・懲戒処分、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録取消し関係　一〇〇
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　一〇六
会社その他
会社決算公告　一一七

省令

○厚生労働省令第百五十一号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資格確認書の交付等）	（資格確認書の交付等）
第四十七条　（略）	**第四十七条**　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）
7　第三十六条及びこの節の規定にかかわらず、次に掲げる場合は資格確認書の交付その他の手続について、事業主を経由せず行うものとする。	7　第三十六条及びこの節の規定にかかわらず、次に掲げる場合は資格確認書の交付その他の手続について、事業主を経由せず行うものとする。
一　（略）	一　（略）
二　令第四十三条第一項第一号イからヲまで、第二号ロからリまで、ル若しくはヲ、第三号ロからリまで、ル若しくはヲ若しくは第四号ロの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定（令第四十二条第二項第一号から第十二号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第百三条の七において「限度額適用認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第百三条の七第四項の意思を表示した場合を除く。）	二　令第四十三条第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定（令第四十二条第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第百三条の七において「限度額適用認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第百三条の七第四項の意思を表示した場合を除く。）
三　令第四十三条第一項第一号ワ、第二号ワ若しくはカ、第三号ワ若しくはカ若しくは第四号ハ若しくはニの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定（令第四十二条第二項第十三号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第百三条の七第一項及び第百五条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第百五条第三項の意思を表示した場合を除く。）	三　令第四十三条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ若しくはハの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定（令第四十二条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第百三条の七第一項及び第百五条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第百五条第三項の意思を表示した場合を除く。）
8　（略）	8　（略）
（食事療養標準負担額の減額の対象者）	（食事療養標準負担額の減額の対象者）
第五十八条　法第八十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	**第五十八条**　法第八十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　令第四十三条第一項第一号ワの規定の適用を受ける者	一　令第四十三条第一項第一号ホの規定の適用を受ける者
二　令第四十三条第一項第二号ワ又は第三号ワの規定の適用を受ける者	二　令第四十三条第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者
三　令第四十三条第一項第二号カ又は第三号カの規定の適用を受ける者	三　令第四十三条第一項第二号ヘ又は第三号への規定の適用を受ける者
四・五　（略）	四・五　（略）
（生活療養標準負担額の減額の対象者）	（生活療養標準負担額の減額の対象者）
第六十二条の三　法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	**第六十二条の三**　法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　令第四十三条第一項第一号ワの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）	一　令第四十三条第一項第一号ホの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）
二　令第四十三条第一項第二号ワ又は第三号ワの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）	二　令第四十三条第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）
三　令第四十三条第一項第二号カ又は第三号カの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）	三　令第四十三条第一項第二号ヘ又は第三号への規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）
四～六　（略）	四～六　（略）

（特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定）

第九十八条の二　令第四十一条第七項の規定による保険者の認定（以下この条（第四項を除く。）において単に「認定」という。）は、第百三条の七第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定又は限度額適用認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第四十二条第三項第一号又は第十号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。

2　被保険者は、認定を受けようとする者が令第四十二条第一項第十三号又は第十三号若しくは第十四号のいずれかに該当するときは、令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関を経由して、保険者に次に掲げる事項を申し出ることができる。

一～三　（略）

四　認定を受けようとする者が令第四十二条第一項第十三号又は第三項第十三号若しくは第十四号のいずれかに該当している旨

3・4　（略）

（特定疾病給付対象療養に要した費用の額の算定）

第百条　令第四十二条第一項第一号から第九号まで、第二項第一号から第九号まで、第三項第一号から第九号まで、第四項第一号から第九号まで、第六項第一号又は第七項第一号イからリまで若しくは第二号イからリまでの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養、特定給付対象療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額の算定）

第百一条　令第四十二条第一項第十三号の厚生労働省令で定める要保護者）

（令第四十二条第一項第十三号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百一条　令第四十二条第一項第十三号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第四十二条第三項第十三号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百二条　令第四十二条第三項第十三号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第二号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定）

第九十八条の二　令第四十一条第七項の規定による保険者の認定（以下この条（第四項を除く。）において単に「認定」という。）は、第百三条の七第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定又は限度額適用認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第四十二条第三項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。

2　被保険者は、認定を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関を経由して、保険者に次に掲げる事項を申し出ることができる。

一～三　（略）

四　認定を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当している旨

3・4　（略）

（特定疾病給付対象療養に要した費用の額の算定）

第百条　令第四十二条第一項第一号、第二号若しくは第三号、第二項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第二号、第三号若しくは第四号、第四項第二号、第三号若しくは第四号、第六項第一号又は第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養、特定給付対象療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額の算定）

第百一条　令第四十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）

（令第四十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百一条　令第四十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第四十二条第三項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百二条　令第四十二条第三項第五号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第二号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第四十二条第三項第十四号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百三条　令第四十二条第三項第十四号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第三号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第四十二条第十一項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百三条の三　令第四十二条第十一項第五号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条の三第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第四十二条第十二項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百三条の四　令第四十二条第十二項第五号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条の三第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第二号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第四十二条第十二項第六号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百三条の五　令第四十二条第十二項第六号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条の三第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第三号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第四十二条第十二項第六号の厚生労働省令で定める日）

第百三条の六　令第四十二条第十二項第六号の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。

（限度額適用の認定等）

第百三条の七　（略）

2　（略）

3　限度額適用認定証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、限度額適用認定証を保険者に返納しなければならない。

一～四　（略）

五　令第四十三条第一項第一号イからヲまでに掲げる者がそれぞれ令第四十二条第一項第一号から第十二号までに掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ロからリまで、ル若しくはヲに掲げる者がそれぞれ令第四十二条第三項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第三号ロからリまで、ル若しくはヲに掲げる者がそれぞれ令第四十二条第四項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第四号ロに掲げる者が令第四十二条第五項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令

（令第四十二条第三項第六号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百三条　令第四十二条第三項第六号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第三号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第四十二条第十一項第四号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百三条の三　令第四十二条第十一項第四号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条の三第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第四十二条第十二項第四号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百三条の四　令第四十二条第十二項第四号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条の三第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第二号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第四十二条第十二項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百三条の五　令第四十二条第十二項第五号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条の三第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第三号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第四十二条第十二項第五号の厚生労働省令で定める日）

第百三条の六　令第四十二条第十二項第五号の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。

（限度額適用の認定等）

第百三条の七　（略）

2　（略）

3　限度額適用認定証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、限度額適用認定証を保険者に返納しなければならない。

一～四　（略）

五　令第四十三条第一項第一号イに掲げる者が令第四十二条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第一号ロに掲げる者が令第四十二条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第一号ハに掲げる者が令第四十二条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第一号ニに掲げる者が令第四十二条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ハに掲げる者が令第四十二条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ニに掲げる者が令第四十二条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったと

第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第一号から第十二号までのいずれかに掲げる区分に該当していることにつき限度額適用認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき。

六　（略）

4　（略）

5　限度額適用認定を受けた者は、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第六十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局（以下この項及び次項、第百五条第四項及び第五項並びに第百六条第一項において「保険医療機関等」と総称する。）又は指定訪問看護事業者から療養（令第四十一条第一項第一号に規定する療養をいう。次条、第百五条第四項及び第百六条において同じ。）を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該限度額適用認定を受けた者が、第五十三条第一項第二号（資格確認書に当該限度額適用認定に係る情報が記載され、又は記録されていない場合に限る。）及び第三号に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

6・7　（略）

（令第四十三条第一項第一号イからリまで、第二号イからリまで又は第三号イからリまでの療養に要した費用の額の算定）

第百四条　第百条の規定は、令第四十三条第一項第一号イからリまで、第二号イからリまで又は第三号イからリまでの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

（限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等）

第百五条　限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、保険者に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　令第四十二条第一項第十三号、第三項第十三号若しくは第十四号、第四項第十三号若しくは第十四号若しくは第五項第三号若しくは第四号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は同条第二項第十三号に掲げる区分に該当している旨

2～5　（略）

6　第四十七条第五項、第六項及び第八項、第四十八条から第五十条まで、第五十一条第三項から第五項まで並びに第百三条の七第三項の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第四十七条第五項、第五十条第二項及び第五十一条第三項を除く。）中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者又は第百五条第三項の意思を表示しない者」と、第四十七条第五項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者及び第百五条第三項の意思を表示しない者」と、第四十九条第一項中「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」と、第五十条第二項及び第五十一条第三項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者及び第百五条第三項の意思を表示

き、令第四十三条第一項第三号ハに掲げる者が令第四十二条第四項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第三号ニに掲げる者が令第四十二条第四項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当しなくなったことにつき限度額適用認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき。

六　（略）

4　（略）

5　限度額適用認定を受けた者は、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第六十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局（以下この項及び次項、第百五条第四項及び第五項並びに第百六条第一項において「保険医療機関等」と総称する。）又は指定訪問看護事業者から（令第四十一条第一項第一号に規定する療養をいう。次条、第百五条第四項及び第百六条において同じ。）を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該限度額適用認定を受けた者が、第五十三条第一項第二号（資格確認書に当該限度額適用認定に係る情報が記載され、又は記録されていない場合に限る。）及び第三号に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、限度額適用認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

6・7　（略）

（令第四十三条第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ、ハ若しくはニ又は第三号ロ、ハ若しくはニの療養に要した費用の額の算定）

第百四条　第百条の規定は、令第四十三条第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ、ハ若しくはニ又は第三号ロ、ハ若しくはニの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

（限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等）

第百五条　限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、保険者に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　令第四十二条第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号若しくは第三号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当している旨

2～5　（略）

6　第四十七条第五項、第六項及び第八項、第四十八条から第五十条まで、第五十一条第三項から第五項まで並びに第百三条の七第三項の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第四十七条第五項、第五十条第二項及び第五十一条第三項を除く。）中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者又は第百五条第三項の意思を表示しない者」と、第四十七条第五項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者及び第百五条第三項の意思を表示しない者」と、第四十九条第一項中「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」と、第五十条第二項及び第五十一条第三項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者及び第百五条第三項の意思を表示

しない者」と、第百三条の七第三項第五号中「令第四十三条第一項第一号イからヲまでに掲げる者がそれぞれ令第四十二条第一項第一号から第十二号までに掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ロからリまで、ル若しくはヲに掲げる者がそれぞれ令第四十二条第三項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第三号ロからリまで、ル若しくはヲに掲げる者がそれぞれ令第四十二条第四項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第四号ロに掲げる者が令第四十二条第五項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第一号から第十二号までのいずれか」とあるのは「令第四十三条第一項第一号ワに掲げる者が令第四十二条第一項第十三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ワに掲げる者が令第四十二条第三項第十三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第二号カに掲げる者が令第四十二条第三項第十四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第三号ワに掲げる者が令第四十二条第四項第十三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第三号カに掲げる者が令第四十二条第四項第十四号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第四号ハ若しくは二に掲げる者が令第四十二条第五項第三号若しくは第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第十三号」と読み替えるものとする。

（月間の高額療養費の支給の申請）

第百九条　（略）

2　（略）

3　高額療養費の支給を受けようとする者が令第四十二条第一項第十三号又は第三項第十三号若しくは第十四号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（令第四十一条の三の年間の高額療養費の支給の申請等）

第百九条の二の二の二　（略）

2　申請者が、令第四十二条第十一項第五号又は第十二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、前項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3　（略）

（令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百九条の三　令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　（略）

しない者」と、第百三条の七第三項第五号中「令第四十三条第一項第一号イに掲げる者が令第四十二条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第一号ロに掲げる者が令第四十二条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ハに掲げる者が令第四十二条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ニに掲げる者が令第四十二条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第三号ハに掲げる者が令第四十二条第四項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第三号ニに掲げる者が令第四十二条第四項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第一号から第四号までのいずれか」とあるのは「令第四十三条第一項第一号ホに掲げる者が令第四十二条第一項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ホに掲げる者が令第四十二条第三項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第二号ヘに掲げる者が令第四十二条第三項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第三号ホに掲げる者が令第四十二条第四項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第三号ヘに掲げる者が令第四十二条第四項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第四号ロ若しくはハに掲げる者が令第四十二条第五項第二号若しくは第三号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第五号」と読み替えるものとする。

（月間の高額療養費の支給の申請）

第百九条　（略）

2　（略）

3　高額療養費の支給を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（令第四十一条の三の年間の高額療養費の支給の申請等）

第百九条の二の二の二　（略）

2　申請者が、令第四十二条第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、前項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3　（略）

（令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百九条の三　令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　令第四十三条の二第一項第五号に掲げる額に相当する額　同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額

（略）	（略）
二の項	船員保険法施行令第十一条第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第八条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、同令第八条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）
（略）	（略）

（限度額適用認定の申請等）

第百二十九条の二　令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第一項第一号リの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第二項第九号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

3　限度額適用認定証の交付を受けた日雇特例被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、限度額適用認定証を協会に返納しなければならない。

一・二　（略）

三　令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第一項第一号リに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第一項第九号に掲げる場合に該当しなくなったとき又は令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第二項第九号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が当該区分に該当しなくなったとき。

四　（略）

4・5　（略）

二　令第四十三条の二第一項第五号に掲げる額に相当する額　同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額

（略）	（略）
二の項	船員保険法施行令第十一条第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第九条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、同令第八条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）
（略）	（略）

（限度額適用認定の申請等）

第百二十九条の二　令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第一項第一号イの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第二項第一号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

3　限度額適用認定証の交付を受けた日雇特例被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、限度額適用認定証を協会に返納しなければならない。

一・二　（略）

三　令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第一項第一号イに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第一項第一号に掲げる場合に該当しなくなったとき又は令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第二項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が当該区分に該当しなくなったとき。

四　（略）

4・5　（略）

（限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等）

第百二十九条の三　令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第一項第一号ワ、第二号ワ若しくは力、第三号ワ若しくは力若しくは第四号ハ若しくはニの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第二項第十三号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、日雇特例被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、協会に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第一項第十三号、第三項第十三号若しくは第十四号、第四項第十三号若しくは第十四号若しくは第五項第三号若しくは第四号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は同条第二項第十三号に掲げる区分に該当している旨

2～4　（略）

5　前条第三項の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、同項第三号中「令第四十四条第一項第一号リに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第一項第九号に掲げる場合に該当しなくなったとき又は令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第二項第九号」とあるのは、「令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第一項第一号ワに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第一項第十三号に掲げる場合に該当しなくなったとき、令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第一項第十三号に掲げる場合に該当しなくなったとき若しくは令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第四項第十三号に掲げる場合に該当しなくなったとき若しくは第四十三条第一項第四号ハ若しくはニに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第五項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当しなくなったとき又は令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第二項第十三号」と読み替えるものとする。

（限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等）

第百二十九条の三　令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ若しくはハの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、日雇特例被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、協会に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号若しくは第三号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当している旨

2～4　（略）

5　前条第三項の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、同項第三号中「令第四十四条第一項第一号イに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第一項第一号に掲げる場合に該当しなくなったとき又は令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第二項第一号」とあるのは、「令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第一項第一号ホに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第四項第五号に掲げる場合に該当しなくなったとき若しくは令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第三項第六号に掲げる場合に該当しなくなったとき、令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第一項第三号ホに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第四項第五号に掲げる場合に該当しなくなったとき若しくは令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第一項第三号ヘに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第四項第六号に掲げる場合に該当しなくなったとき若しくは令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第一項第四号ロ若しくはハに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第五項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当しなくなったとき又は令第四十四条第一項において準用する令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十四条第一項において準用する令第四十二条第二項第五号」と読み替えるものとする。

様式第九号の⑵備考を次のように改める。

備考　１．この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。

２．別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

３．「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第２項第６号に掲げる者である場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第２項第７号に掲げる者である場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第２項第８号に掲げる者である場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第２項第９号に掲げる者である場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第２項第10号に掲げる者である場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第２項第11号に掲げる者である場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第２項第12号に掲げる者である場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第２項第13号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第３項第２号又は第４項第２号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＢ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＣ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＡ」と、同条第３項第５号又は第４項第５号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＢ」と、同条第３項第６号又は第４項第６号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＣ」と、同条第３項第７号又は第４項第７号に掲げる者である場合は「現役並みⅠＡ」と、同条第３項第８号又は第４項第８号に掲げる者である場合は「現役並みⅠＢ」と、同条第３項第９号又は第４項第９号に掲げる者である場合は「現役並みⅠＣ」と、同条第３項第11号又は第４項第11号に掲げる者である場合は「一般Ｂ」と、同条第３項第12号、第４項第12号又は第５項第２号に掲げる者である場合は「一般Ｃ」と、同条第３項第14号、第４項第14号又は第５項第４号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同条第３項第13号、第４項第13号又は第５項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第１項第13号、第２項第13号、第３項第13号若しくは第14号又は第４項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

４．３に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ⅰ（境）」）と記載すること。

５．「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

６．「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

７．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

８．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

⑴　資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

⑵　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出すること。

⑶　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。

⑷　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

⑸　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

⑹　被保険者の資格を喪失したときには、５日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。

⑺　資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。

⑻　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

⑼　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

様式第九号⑷備考を次のように改める。

備考　１．書面による場合は、紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。

３．別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

４．「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第２項第６号に掲げる者である場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第２項第７号に掲げる者である場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第２項第８号に掲げる者である場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第２項第９号に掲げる者である場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第２項第10号に掲げる者である場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第２項第11号に掲げる者である場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第２項第12号に掲げる者である場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第２項第13号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第３項第２号又は第４項第２号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＢ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＣ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＡ」と、同条第３項第５号又は第４項第５号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＢ」と、同条第３項第６号又は第４項第６号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＣ」と、同条第３項第７号又は第４項第７号に掲げる者である場合は「現役並みＩＡ」と、同条第３項第８号又は第４項第８号に掲げる者である場合は「現役並みＩＢ」と、同条第３項第９号又は第４項第９号に掲げる者である場合は「現役並みＩＣ」と、同条第３項第11号又は第４項第11号に掲げる者である場合は「一般Ｂ」と、同条第３項第12号、第４項第12号又は第５項第２号に掲げる者である場合は「一般Ｃ」と、同条第３項第14号、第４項第14号又は第５項第４号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同条第３項第13号、第４項第13号又は第５項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第１項第13号、第２項第13号、第３項第13号若しくは第14号又は第４項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

５．４に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ⅰ（境）」）と記載すること。

６．「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨⅣの場合は「Ｃ」と記載すること。

７．「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

８．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

９．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

⑴　資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

⑵　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。

⑶　電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。

⑷　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。

⑸　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

⑹　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

⑺　被保険者の資格を喪失したときには、５日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。

⑻　資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。

⑼　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

⑽　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

様式第九号⑹備考を次のように改める。

備考　１．大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。

２．別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

３．「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第２項第６号に掲げる者である場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第２項第７号に掲げる者である場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第２項第８号に掲げる者である場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第２項第９号に掲げる者である場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第２項第10号に掲げる者である場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第２項第11号に掲げる者である場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第２項第12号に掲げる者である場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第２項第13号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第３項第２号又は第４項第２号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＢ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＣ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＡ」と、同条第３項第５号又は第４項第５号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＢ」と、同条第３項第６号又は第４項第６号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＣ」と、同条第３項第７号又は第４項第７号に掲げる者である場合は「現役並みＩＡ」と、同条第３項第８号又は第４項第８号に掲げる者である場合は「現役並みＩＢ」と、同条第３項第９号又は第４項第９号に掲げる者である場合は「現役並みＩＣ」と、同条第３項第11号又は第４項第11号に掲げる者である場合は「一般Ｂ」と、同条第３項第12号、第４項第12号又は第５項第２号に掲げる者である場合は「一般Ｃ」と、同条第３項第14号、第４項第14号又は第５項第４号に掲げる者である場合は「Ｉ」と、同条第３項第13号、第４項第13号又は第５項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第１項第13号、第２項第13号、第３項第13号若しくは第14号又は第４項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

４．３に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ｉ（境）」）と記載すること。

５．「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡＩ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

６．「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

７．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

８．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

⑴　資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

⑵　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。

⑶　電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。

⑷　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。

⑸　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

⑹　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

⑺　被保険者の資格を喪失したときには、５日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。

⑻　資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。

⑼　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

⑽　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

様式第九号㈱備考を次のように改める。

備考　１．この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。

２．別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

３．「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第２項第６号に掲げる者である場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第２項第７号に掲げる者である場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第２項第８号に掲げる者である場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第２項第９号に掲げる者である場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第２項第10号に掲げる者である場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第２項第11号に掲げる者である場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第２項第12号に掲げる者である場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第２項第13号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第３項第２号又は第４項第２号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＢ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＣ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＡ」と、同条第３項第５号又は第４項第５号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＢ」と、同条第３項第６号又は第４項第６号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＣ」と、同条第３項第７号又は第４項第７号に掲げる者である場合は「現役並みＩＡ」と、同条第３項第８号又は第４項第８号に掲げる者である場合は「現役並みＩＢ」と、同条第３項第９号又は第４項第９号に掲げる者である場合は「現役並みＩＣ」と、同条第３項第11号又は第４項第11号に掲げる者である場合は「一般Ｂ」と、同条第３項第12号、第４項第12号又は第５項第２号に掲げる者である場合は「一般Ｃ」と、同条第３項第14号、第４項第14号又は第５項第４号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同条第３項第13号、第４項第13号又は第５項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第１項第13号、第２項第13号、第３項第13号若しくは第14号又は第４項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

４．３に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ⅰ（境）」）と記載すること。

５．「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

６．「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

７．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

８．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

⑴　資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

⑵　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出すること。

⑶　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。

⑷　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

⑸　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

⑹　被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、５日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。

⑺　資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。

⑻　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

⑼　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

様式第九号(10)備考を次のように改める。

備考　１．書面による場合は、紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。

３．別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

４．健康保険法施行令第42条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第２項第６号に掲げる者である場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第２項第７号に掲げる者である場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第２項第８号に掲げる者である場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第２項第９号に掲げる者である場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第２項第10号に掲げる者である場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第２項第11号に掲げる者である場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第２項第12号に掲げる者である場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第２項第13号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第３項第２号又は第４項第２号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＢ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＣ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＡ」と、同条第３項第５号又は第４項第５号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＢ」と、同条第３項第６号又は第４項第６号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＣ」と、同条第３項第７号又は第４項第７号に掲げる者である場合は「現役並みＩＡ」と、同条第３項第８号又は第４項第８号に掲げる者である場合は「現役並みＩＢ」と、同条第３項第９号又は第４項第９号に掲げる者である場合は「現役並みＩＣ」と、同条第３項第11号又は第４項第11号に掲げる者である場合は「一般Ｂ」と、同条第３項第12号、第４項第12号又は第５項第２号に掲げる者である場合は「一般Ｃ」と、同条第３項第14号、第４項第14号又は第５項第４号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同条第３項第13号、第４項第13号又は第５項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第１項第13号、第２項第13号、第３項第13号若しくは第14号又は第４項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

５．４に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ⅰ（境）」）と記載すること。

６．「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

７．「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

８．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

９．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

⑴　資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

⑵　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。

⑶　電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。

⑷　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。

⑸　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

⑹　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

⑺　被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、５日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。

⑻　資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。

⑼　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

⑽　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

様式第九号⑿備考を次のように改める。

備考　１．大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。

２．別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

３．「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第２項第６号に掲げる者である場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第２項第７号に掲げる者である場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第２項第８号に掲げる者である場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第２項第９号に掲げる者である場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第２項第10号に掲げる者である場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第２項第11号に掲げる者である場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第２項第12号に掲げる者である場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第２項第13号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第３項第２号又は第４項第２号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＢ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＣ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＡ」と、同条第３項第５号又は第４項第５号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＢ」と、同条第３項第６号又は第４項第６号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＣ」と、同条第３項第７号又は第４項第７号に掲げる者である場合は「現役並みＩＡ」と、同条第３項第８号又は第４項第８号に掲げる者である場合は「現役並みＩＢ」と、同条第３項第９号又は第４項第９号に掲げる者である場合は「現役並みＩＣ」と、同条第３項第11号又は第４項第11号に掲げる者である場合は「一般Ｂ」と、同条第３項第12号、第４項第12号又は第５項第２号に掲げる者である場合は「一般Ｃ」と、同条第３項第14号、第４項第14号又は第５項第４号に掲げる者である場合は「Ｉ」と、同条第３項第13号、第４項第13号又は第５項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第１項第13号、第２項第13号、第３項第13号若しくは第14号又は第４項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

４．３に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ｉ（境）」）と記載すること。

５．「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡＩ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

６．「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

７．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

８．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

⑴　資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

⑵　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。

⑶　電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。

⑷　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。

⑸　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

⑹　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

⑺　被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、５日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。

⑻　資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。

⑼　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

⑽　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

様式第十三号の二（第百三条の七及び第百二十九条の二関係）

（表　面）

健康保険限度額適用認定証

令和　年　月　日交付

被保険者	記号		番号	（枝番）
	氏名			
	生年月日	昭和・平成・令和　年　月　日		
適用対象者	氏名			
	生年月日	昭和・平成・令和　年　月　日		
	住所			
発効年月日		令和　年　月　日		
有効期限		令和　年　月　日		
適用区分				
保険者	保険者番号 名称 及び印			

マイナ保険証（※）を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。
※電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

（裏面）
注意事項
1．この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
2．この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
3．保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡してください。
4．被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、5日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。
5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。
6．表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。

様式第十三号の二及び様式第十四号を次のように改める。

備考
1．この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
2．この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
3．対象者が被保険者であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
4．健康保険法施行令第42条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ア１」と、同条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア２」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「ア３」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「イ１」と、同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「イ２」と、同条第1項第6号又は第2項第6号に掲げる者である場合は「イ３」と、同条第1項第7号又は第2項第7号に掲げる者である場合は「ウ１」と、同条第1項第8号又は第2項第8号に掲げる者である場合は「ウ２」と、同条第1項第9号又は第2項第9号に掲げる者である場合は「ウ３」と、同条第1項第10号又は第2項第10号に掲げる者である場合は「エ１」と、同条第1項第11号又は第2項第11号に掲げる者である場合は「エ２」と、同条第1項第12号又は第2項第12号に掲げる者である場合は「エ３」と、同条第3項第2号又は第4項第2号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＢ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＣ」と、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＡ」と、同条第3項第5号又は第4項第5号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＢ」と、同条第3項第6号又は第4項第6号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＣ」と、同条第3項第7号又は第4項第7号に掲げる者である場合は「現役並みＩＡ」と、同条第3項第8号又は第4項第8号に掲げる者である場合は「現役並みＩＢ」と、同条第3項第9号又は第4項第9号に掲げる者である場合は「現役並みＩＣ」と、同条第3項第11号又は第4項第11号に掲げる者である場合は「一般Ｂ」と、同条第3項第12号、第4項第12号又は第5項第2号に掲げる者である場合は「一般Ｃ」と記載すること。
5．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
6．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第十四号（第百五条及び第百二十九条の三関係）

（裏面）

注意事項

1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
2. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 (1)　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 (2)　入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
3. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡してください。
4. 被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、5日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。
6. 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。

（表　面）

健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

令和　　年　　月　　日交付

被保険者	記　　号		番号	（枝番）
	氏　　名			
	生年月日	昭和・平成・令和　　年　　月　　日		
適用・減額対象者	氏　　名			
	生年月日	昭和・平成・令和　　年　　月　　日		
	住　　所			
発効年月日		令和　　年　　月　　日		
有効期限		令和　　年　　月　　日		
適用区分				
長期入院該当		令和　　年　　月　　日	保険者印	
保険者	保険者番号 名称及び印			

マイナ保険証（※）を利用すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用・標準負担額減額認定証の提示は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。
※電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

備考

1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
2. この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
3. 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
4. 適用区分欄には、適用対象者が健康保険法施行令第42条第1項第13号又は第2項第13号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第3項第14号、第4項第14号又は第5項第4号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同条第3項第13号、第4項第13号又は第5項第3号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
5. 健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(境)」と記載すること。
6. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
7. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資格確認書の交付等） **第三十五条**　（略） 2～6　（略） 7　第二十四条及びこの節の規定にかかわらず、次に掲げる場合は資格確認書の交付その他の手続について、船舶所有者を経由せず行うものとする。 一　（略） 二　令第十条第一項第一号イからヲまで、第二号ロからリまで、ル若しくはヲ若しくは第四号ロの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第一号から第十二号までに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第九十三条において「限度額適用認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第九十三条第四項の意思を表示した場合を除く。） 三　令第十条第一項第一号ワ、第二号ワ若しくはカ、第三号ワ若しくはカ若しくは第四号ハ若しくはニの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第十三号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第九十三条第一項及び第九十五条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第九十五条第三項の意思を表示した場合を除く。） 8　（略） （特定疾病給付対象療養に係る認定） **第八十七条**　令第八条第七項の規定による協会の認定（以下この条（第四項を除く。）において単に「認定」という。）は、第九十三条第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定又は限度額適用認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第九条第三項第一号又は第十号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。 2　被保険者は、認定を受けようとする者が令第九条第一項第十三号又は第三項第十三号若しくは第十四号のいずれかに該当するときは、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関を経由して、協会に次に掲げる事項を申し出ることができる。 一～三　（略） 四　認定を受けようとする者が令第九条第一項第十三号又は第三項第十三号若しくは第十四号のいずれかに該当している旨 3・4　（略）	（資格確認書の交付等） **第三十五条**　（略） 2～6　（略） 7　第二十四条及びこの節の規定にかかわらず、次に掲げる場合は資格確認書の交付その他の手続について、船舶所有者を経由せず行うものとする。 一　（略） 二　令第十条第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第一号又は第二号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第九十三条において「限度額適用認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第九十三条第四項の意思を表示した場合を除く。） 三　令第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ若しくはハの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第九十三条第一項及び第九十五条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第九十五条第三項の意思を表示した場合を除く。） 8　（略） （特定疾病給付対象療養に係る認定） **第八十七条**　令第八条第七項の規定による協会の認定（以下この条（第四項を除く。）において単に「認定」という。）は、第九十三条第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定又は限度額適用認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第九条第三項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。 2　被保険者は、認定を受けようとする者が令第九条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関を経由して、協会に次に掲げる事項を申し出ることができる。 一～三　（略） 四　認定を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当している旨 3・4　（略）

（令第九条第一項第一号から第九号まで若しくは第二項第一号から第九号まで、第三項第一号から第九号まで、第四項第一号から第九号まで、第六項第一号又は第七項第一号イからリまで若しくは第二号イからリまでの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養、特定給付対象療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額の算定）

第八十九条　令第九条第一項第一号から第九号まで若しくは第二項第一号から第九号まで、第三項第一号から第九号まで、第四項第一号から第九号まで、第六項第一号又は第七項第一号イからリまでの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養、特定給付対象療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額は、令第八条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額若しくは同条第四項に規定する合算した額に係る療養又は同条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定給付対象療養若しくは特定疾病給付対象療養に係る療養に係る次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額又はその合算額とする。

一～六　（略）

（令第九条第一項第十三号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十条　令第九条第一項第十三号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第一号ワの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第三項第十三号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十一条　令第九条第三項第十三号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号ワ又は第三号ワの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第三項第十四号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十二条　令第九条第三項第十四号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号カ又は第三号カの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第十項第二号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十二条の二　令第九条第十項第二号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号カ又は第三号カの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第十一項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十二条の三　令第九条第十一項第五号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条の三第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号カ又は第三号カの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第一項第一号、第二号若しくは第三号若しくは第二項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第二号、第三号若しくは第四号、第四項第二号、第三号若しくは第四号、第六項第一号又は第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養、特定給付対象療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額の算定）

第八十九条　令第九条第一項第一号、第二号若しくは第三号若しくは第二項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第二号、第三号若しくは第四号、第四項第二号、第三号若しくは第四号、第六項第一号又は第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養、特定給付対象療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額は、令第八条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額若しくは同条第四項に規定する合算した額に係る療養又は同条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定給付対象療養若しくは特定疾病給付対象療養に係る療養に係る次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額又はその合算額とする。

一～六　（略）

（令第九条第一項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十条　令第九条第一項第五号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第一号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第三項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十一条　令第九条第三項第五号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第三項第六号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十二条　令第九条第三項第六号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号ヘ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第十項第二号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十二条の二　令第九条第十項第二号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号ヘ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第十一項第四号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十二条の三　令第九条第十一項第四号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条の三第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号ヘ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第十二項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十二条の四　令第九条第十二項第五号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条の三第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号カ又は第三号カの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第十二項第六号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十二条の五　令第九条第十二項第六号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条の三第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号カ又は第三号カの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第十二項第六号の厚生労働省令で定める日）

第九十二条の六　令第九条第十二項第六号の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。

（限度額適用の認定等）

第九十三条　協会は、被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けている場合を除き、被保険者の標準報酬月額に基づき、有効期限を定めて、限度額適用認定を行わなければならない。ただし、限度額適用認定を受けた被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けるに至ったときは、当該限度額適用認定を取り消さなければならない。

2　（略）

3　限度額適用認定証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、限度額適用認定証を協会に返納しなければならない。

一～三　（略）

四　令第十条第一項第一号イからヲまでに掲げる者がそれぞれ令第九条第一項第一号から第十二号までに掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ロからリまで、ル若しくはヲに掲げる者がそれぞれ令第九条第三項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第三号ロからリまで、ル若しくはヲに掲げる者がそれぞれ令第九条第四項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第四号ロに掲げる者が令第九条第五項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第一号から第十二号までのいずれかに掲げる区分に該当していることにつき限度額適用認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき。

五　（略）

4～7　（略）

（令第十条第一項第一号イからリまで、第二号イからリまで又は第三号イからリまでの療養に要した費用の額の算定）

第九十四条　第八十九条の規定は、令第十条第一項第一号イからリまで、第二号イからリまで又は第三号イからリまでの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

（限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等）

第九十五条　限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、協会に提出しなければならない。

一～三　（略）

（令第九条第十二項第四号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十二条の四　令第九条第十二項第四号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条の三第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号ヘ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第十二項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十二条の五　令第九条第十二項第五号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条の三第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号ヘ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第十二項第五号の厚生労働省令で定める日）

第九十二条の六　令第九条第十二項第五号の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。

（限度額適用の認定等）

第九十三条　協会は、被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けている場合を除き、被保険者の標準報酬月額に基づき、有効期限を定めて、限度額適用認定を行わなければならない。ただし、限度適用認定を受けた被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けるに至ったときは、当該限度額認定を取り消さなければならない。

2　（略）

3　限度額適用認定証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、限度額適用認定証を協会に返納しなければならない。

一～三　（略）

四　令第十条第一項第一号イに掲げる者が令第九条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第一号ロに掲げる者が令第九条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第一号ハに掲げる者が令第九条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第一号ニに掲げる者が令第九条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ハに掲げる者が令第九条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ニに掲げる者が令第九条第三項第四項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号ニに掲げる者が令第九条第四項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第一号若しくは第二号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき限度額適用認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき。

五　（略）

4～7　（略）

（令第十条第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ、ハ若しくは二又は第三号ロ、ハ若しくはニの療養に要した費用の額の算定）

第九十四条　第八十九条の規定は、令第十条第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ、ハ若しくは二又は第三号ロ、ハ若しくはニの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

（限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等）

第九十五条　限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、協会に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　令第九条第一項第十三号、第三項第十三号若しくは第十四号、第四項第十三号若しくは第十四号若しくは第五項第三号若しくは第四号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は同条第二項第十三号に掲げる区分に該当している旨

2～5　（略）

6　第三十五条第五項、第六項及び第八項、第三十六条から第三十八条まで、第四十条第一項から第三項まで並びに第九十三条第三項の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第三十五条第五項、第三十八条第二項及び第四十条第三項を除く。）中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は第九十五条第三項の意思を表示しない者」と、第三十五条第五項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第九十五条第三項の意思を表示しない者」と、第三十七条第一項中「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」と、第三十八条第二項及び第四十条第三項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第九十五条第三項の意思を表示しない者」と、第九十三条第三項第四号中「令第十条第一項第一号イからヲまでに掲げる者がそれぞれ令第九条第一項第一号から第十二号までに掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ロからリまで、ル若しくはヲに掲げる者がそれぞれ令第九条第一項第三号ロからリまで、ル若しくはヲに掲げる者がそれぞれ令第九条第四項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第四号ロに掲げる者が令第九条第五項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第一号から第十二号までのいずれか」とあるのは「令第十条第一項第一号ワに掲げる者が令第九条第一項第十三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ワに掲げる者が令第九条第三項第十三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第二号カに掲げる者が令第九条第三項第十四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第三号ワに掲げる者が令第九条第四項第十三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号カに掲げる者が令第九条第四項第十四号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第四号ハ若しくはニに掲げる者が令第九条第五項第三号若しくは第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第十三号」と読み替えるものとする。

（月間の高額療養費の支給の申請）

第九十九条　（略）

2　（略）

3　高額療養費の支給を受けようとする者が令第九条第一項第十三号又は第三項第十三号若しくは第十四号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（令第八条の三の年間の高額療養費の支給の申請等）

第九十九条の三の二　（略）

2　申請者が、令第九条第十一項第五号又は第十二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、前項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3　（略）

四　令第九条第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号若しくは第三号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当している旨

2～5　（略）

6　第三十五条第五項、第六項及び第八項、第三十六条から第三十八条まで、第四十条第一項から第三項まで並びに第九十三条第三項の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第三十五条第五項、第三十八条第二項及び第四十条第三項を除く。）中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は第九十五条第三項の意思を表示しない者」と、第三十五条第五項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第九十五条第三項の意思を表示しない者」と、第三十七条第一項中「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」と、第三十八条第二項及び第四十条第三項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第九十五条第三項の意思を表示しない者」と、第九十三条第三項第四号中「令第十条第一項第一号イに掲げる者が令第九条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第一号ロに掲げる者が令第九条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第一号ハに掲げる者が令第九条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第一号ニに掲げる者が令第九条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ハに掲げる者が令第九条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ニに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第三号ハに掲げる者が令第九条第四項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号ニに掲げる者が令第九条第四項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ホに掲げる者が令第九条第三項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ヘに掲げる者が令第九条第三項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第三号ホに掲げる者が令第九条第四項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号ヘに掲げる者が令第九条第四項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第四号ロ若しくはハに掲げる者が令第九条第五項第二号若しくは第三号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第五号」と読み替えるものとする。

（月間の高額療養費の支給の申請）

第九十九条　（略）

2　（略）

3　高額療養費の支給を受けようとする者が令第九条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（令第八条の三の年間の高額療養費の支給の申請等）

第九十九条の三の二　（略）

2　申請者が、令第九条第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、前項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3　（略）

様式第１号⑵備考を次のように改める。

備考　１．この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。

２．別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

３．「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が船員保険法施行令第９条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第２項第６号に掲げる者である場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第２項第７号に掲げる者である場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第２項第８号に掲げる者である場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第２項第９号に掲げる者である場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第２項第10号に掲げる者である場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第２項第11号に掲げる者である場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第２項第12号に掲げる者である場合は「エ３」と、被保険者が同条第１項第13号又は第２項第13号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第３項第２号又は第４項第２号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＢ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＣ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＡ」と、同条第３項第５号又は第４項第５号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＢ」と、同条第３項第６号又は第４項第６号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＣ」と、同条第３項第７号又は第４項第７号に掲げる者である場合は「現役並みⅠＡ」と、同条第３項第８号又は第４項第８号に掲げる者である場合は「現役並みⅠＢ」と、同条第３項第９号又は第４項第９号に掲げる者である場合は「現役並みⅠＣ」と、同条第３項第11号又は第４項第11号に掲げる者である場合は「一般Ｂ」と、同条第３項第12号、第４項第12号又は第５項第２号に掲げる者である場合は「一般Ｃ」と、同条第３項第14号、第４項第14号又は第５項第４号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同条第３項第13号、第４項第13号又は第５項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が船員保険法施行令第９条第１項第13号、第２項第13号、第３項第13号若しくは第14号又は第４項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

４．３に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ⅰ（境）」）と記載すること。

５．「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

６．「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

７．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

８．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

⑴　資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

⑵　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出すること。

⑶　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。

⑷　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

⑸　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

⑹　被保険者の資格を喪失したときには、10日以内に資格確認書を船舶所有者に提出すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は５日以内に保険者に返納すること。

⑺　資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに船舶所有者を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は船舶所有者を経由することを要しないこと。

⑻　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

⑼　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

様式第一号(4)備考を次のように改める。

備考　１．書面による場合は、紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。

３．別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

４．「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が船員保険法施行令第９条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第２項第６号に掲げる者である場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第２項第７号に掲げる者である場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第２項第８号に掲げる者である場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第２項第９号に掲げる者である場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第２項第10号に掲げる者である場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第２項第11号に掲げる者である場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第２項第12号に掲げる者である場合は「エ３」と、被保険者が同条第１項第13号又は第２項第13号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第３項第２号又は第４項第２号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＢ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＣ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＡ」と、同条第３項第５号又は第４項第５号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＢ」と、同条第３項第６号又は第４項第６号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＣ」と、同条第３項第７号又は第４項第７号に掲げる者である場合は「現役並みＩＡ」と、同条第３項第８号又は第４項第８号に掲げる者である場合は「現役並みＩＢ」と、同条第３項第９号又は第４項第９号に掲げる者である場合は「現役並みＩＣ」と、同条第３項第11号又は第４項第11号に掲げる者である場合は「一般Ｂ」と、同条第３項第12号、第４項第12号又は第５項第２号に掲げる者である場合は「一般Ｃ」と、同条第３項第14号、第４項第14号又は第５項第４号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同条第３項第13号、第４項第13号又は第５項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が船員保険法施行令第９条第１項第13号、第２項第13号、第３項第13号若しくは第14号又は第４項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

５．４に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ｉ（境）」）と記載すること。

６．「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡＩ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

７．「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

８．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

９．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

⑴　資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

⑵　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。

⑶　電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。

⑷　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。

⑸　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

⑹　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

⑺　被保険者の資格を喪失したときには、10日以内に資格確認書を船舶所有者に提出すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は５日以内に保険者に返納すること。

⑻　資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに船舶所有者を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は船舶所有者を経由することを要しないこと。

⑼　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

⑽　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

様式第二号⑹備考を次のように改める。

備考　１．大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。

２．別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

３．「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が船員保険法施行令第９条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第２項第６号に掲げる者である場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第２項第７号に掲げる者である場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第２項第８号に掲げる者である場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第２項第９号に掲げる者である場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第２項第10号に掲げる者である場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第２項第11号に掲げる者である場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第２項第12号に掲げる者である場合は「エ３」と、被保険者が同条第１項第13号又は第２項第13号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第３項第２号又は第４項第２号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＢ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＣ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＡ」と、同条第３項第５号又は第４項第５号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＢ」と、同条第３項第６号又は第４項第６号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＣ」と、同条第３項第７号又は第４項第７号に掲げる者である場合は「現役並みＩＡ」と、同条第３項第８号又は第４項第８号に掲げる者である場合は「現役並みＩＢ」と、同条第３項第９号又は第４項第９号に掲げる者である場合は「現役並みＩＣ」と、同条第３項第11号又は第４項第11号に掲げる者である場合は「一般Ｂ」と、同条第３項第12号、第４項第12号又は第５項第２号に掲げる者である場合は「一般Ｃ」と、同条第３項第14号、第４項第14号又は第５項第４号に掲げる者である場合は「Ｉ」と、同条第３項第13号、第４項第13号又は第５項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が船員保険法施行令第９条第１項第13号、第２項第13号、第３項第13号若しくは第14号又は第４項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

４．３に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ｉ（境）」）と記載すること。

５．「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

６．「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

７．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

８．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

⑴　資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

⑵　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。

⑶　電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。

⑷　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。

⑸　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

⑹　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

⑺　被保険者の資格を喪失したときには、10日以内に資格確認書を船舶所有者に提出すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は５日以内に保険者に返納すること。

⑻　資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに船舶所有者を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は船舶所有者を経由することを要しないこと。

⑼　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

⑽　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

様式第１号㈱備考を次のように改める。

備考　１．この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。

２．別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

３．「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が船員保険法施行令第９条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第２項第６号に掲げる者である場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第２項第７号に掲げる者である場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第２項第８号に掲げる者である場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第２項第９号に掲げる者である場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第２項第10号に掲げる者である場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第２項第11号に掲げる者である場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第２項第12号に掲げる者である場合は「エ３」と、被保険者が同条第１項第13号又は第２項第13号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第３項第２号又は第４項第２号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＢ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＣ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＡ」と、同条第３項第５号又は第４項第５号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＢ」と、同条第３項第６号又は第４項第６号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＣ」と、同条第３項第７号又は第４項第７号に掲げる者である場合は「現役並みⅠＡ」と、同条第３項第８号又は第４項第８号に掲げる者である場合は「現役並みⅠＢ」と、同条第３項第９号又は第４項第９号に掲げる者である場合は「現役並みⅠＣ」と、同条第３項第11号又は第４項第11号に掲げる者である場合は「一般Ｂ」と、同条第３項第12号、第４項第12号又は第５項第２号に掲げる者である場合は「一般Ｃ」と、同条第３項第14号、第４項第14号又は第５項第４号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同条第３項第13号、第４項第13号又は第５項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が船員保険法施行令第９条第１項第13号、第２項第13号、第３項第13号若しくは第14号又は第４項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

４．３に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ⅰ（境）」）と記載すること。

５．「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

６．「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

７．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

８．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

⑴　資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

⑵　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出すること。

⑶　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。

⑷　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

⑸　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

⑹　被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、10日以内に資格確認書を船舶所有者に提出すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は５日以内に保険者に返納すること。

⑺　資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに船舶所有者を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は船舶所有者を経由することを要しないこと。

⑻　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

⑼　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

様式第１号(10)備考を次のように改める。

備考　１．書面による場合は、紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。

３．別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

４．「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が船員保険法施行令第９条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第２項第６号に掲げる者である場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第２項第７号に掲げる者である場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第２項第８号に掲げる者である場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第２項第９号に掲げる者である場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第２項第10号に掲げる者である場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第２項第11号に掲げる者である場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第２項第12号に掲げる者である場合は「エ３」と、被保険者が同条第１項第13号又は第２項第13号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第３項第２号又は第４項第２号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＢ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＣ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＡ」と、同条第３項第５号又は第４項第５号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＢ」と、同条第３項第６号又は第４項第６号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＣ」と、同条第３項第７号又は第４項第７号に掲げる者である場合は「現役並みＩＡ」と、同条第３項第８号又は第４項第８号に掲げる者である場合は「現役並みＩＢ」と、同条第３項第９号又は第４項第９号に掲げる者である場合は「現役並みＩＣ」と、同条第３項第11号又は第４項第11号に掲げる者である場合は「一般Ｂ」と、同条第３項第12号、第４項第12号又は第５項第２号に掲げる者である場合は「一般Ｃ」と、同条第３項第14号、第４項第14号又は第５項第４号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同条第３項第13号、第４項第13号又は第５項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が船員保険法施行令第９条第１項第13号、第２項第13号、第３項第13号若しくは第14号又は第４項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

５．４に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」(70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ⅰ（境）」）と記載すること。

６．「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

７．「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

８．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

９．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

⑴　資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

⑵　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。

⑶　電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。

⑷　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。

⑸　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

⑹　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

⑺　被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、10日以内に資格確認書を船舶所有者に提出すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は５日以内に保険者に返納すること。

⑻　資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに船舶所有者を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は船舶所有者を経由することを要しないこと。

⑼　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

⑽　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

様式第二号⑿備考を次のように改める。

備考　１．大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。

２．別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。

３．「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が船員保険法施行令第９条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第２項第６号に掲げる者である場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第２項第７号に掲げる者である場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第２項第８号に掲げる者である場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第２項第９号に掲げる者である場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第２項第10号に掲げる者である場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第２項第11号に掲げる者である場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第２項第12号に掲げる者である場合は「エ３」と、被保険者が同条第１項第13号又は第２項第13号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第３項第２号又は第４項第２号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＢ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＣ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＡ」と、同条第３項第５号又は第４項第５号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＢ」と、同条第３項第６号又は第４項第６号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＣ」と、同条第３項第７号又は第４項第７号に掲げる者である場合は「現役並みＩＡ」と、同条第３項第８号又は第４項第８号に掲げる者である場合は「現役並みＩＢ」と、同条第３項第９号又は第４項第９号に掲げる者である場合は「現役並みＩＣ」と、同条第３項第11号又は第４項第11号に掲げる者である場合は「一般Ｂ」と、同条第３項第12号、第４項第12号又は第５項第２号に掲げる者である場合は「一般Ｃ」と、同条第３項第14号、第４項第14号又は第５項第４号に掲げる者である場合は「Ｉ」と、同条第３項第13号、第４項第13号又は第５項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が船員保険法施行令第９条第１項第13号、第２項第13号、第３項第13号若しくは第14号又は第４項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

４．３に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ｉ（境）」）と記載すること。

５．「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡＩ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

６．「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

７．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

８．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

⑴　資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

⑵　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。

⑶　電磁的に交付された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。

⑷　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。

⑸　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

⑹　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

⑺　被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、10日以内に資格確認書を船舶所有者に提出すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は５日以内に保険者に返納すること。

⑻　資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに船舶所有者を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は船舶所有者を経由することを要しないこと。

⑼　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

⑽　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

様式第六号（第九十三条関係）

（裏面）

注意事項

1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
2. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
3. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡してください。
4. 被保険者の資格がなくなったとき、日本国内に住所を有する者が75歳に達したとき、65歳以上75歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。
6. 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

（表面）

船員保険限度額適用認定証

令和　年　月　日交付

被保険者	記号	㊫	番号	（枝番）
	氏名			
	生年月日	昭和・平成・令和　年　月　日		
適用対象者	氏名			
	生年月日	昭和・平成・令和　年　月　日		
	住所			
発効年月日		令和　年　月　日		
有効期限		令和　年　月　日		
適用区分				
保険者	保険者番号 名称及び印			

マイナ保険証（※）を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。

※電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

様式第六号及び様式第七号を次のように改める。

備考

1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
2. この証は、対象者ごとにこれを作成すること。
3. 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
4. 適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第9条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ア１」と、同条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア２」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「ア３」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「イ１」と、同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「イ２」と、同条第1項第6号又は第2項第6号に掲げる者である場合は「イ３」と、同条第1項第7号又は第2項第7号に掲げる者である場合は「ウ１」と、同条第1項第8号又は第2項第8号に掲げる者である場合は「ウ２」と、同条第1項第9号又は第2項第9号に掲げる者である場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第2項第10号に掲げる者である場合は「エ１」と、同条第1項第11号又は第2項第11号に掲げる者である場合は「エ２」と、同条第1項第12号又は第2項第12号に掲げる者である場合は「エ３」と、同条第3項第2号又は第4項第2号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＢ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅢＣ」と、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＡ」と、同条第3項第5号又は第4項第5号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＢ」と、同条第3項第6号又は第4項第6号に掲げる者である場合は「現役並みⅡＣ」と、同条第3項第7号又は第4項第7号に掲げる者である場合は「現役並みＩＡ」と、同条第3項第8号又は第4項第8号に掲げる者である場合は「現役並みＩＢ」と、同条第3項第9号又は第4項第9号に掲げる者である場合は「現役並みＩＣ」と、同条第3項第11号又は第4項第11号に掲げる者である場合は「一般Ｂ」と、同条第3項第12号、第4項第12号又は第5項第2号に掲げる者である場合は「一般Ｃ」と記載すること。
5. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第七号（第九十五条関係）

（表面）

船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証

令和　　年　　月　　日交付

被保険者	記　　号	㊫	番　号	（枝番）
	氏　　名			
	生年月日	昭和・平成・令和　　年　　月　　日		
適用・減額対象者	氏　　名			
	生年月日	昭和・平成・令和　　年　　月　　日		
	住　　所			
発効年月日		令和　　年　　月　　日		
有効期限		令和　　年　　月　　日		
適用区分				
長期入院該当		令和　　年　　月　　日	保険者印	
保険者	保険者番号			
	名称及び印			

マイナ保険証（※）を利用すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用・標準負担額減額認定証の提示は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

（裏面）

注意事項

1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
2. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 (1)　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 (2)　入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
3. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡してください。
4. 被保険者の資格がなくなったとき、日本国内に住所を有する者が75歳に達したとき、65歳以上75歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。
6. 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

備考

1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
2. この証は、対象者ごとにこれを作成すること。
3. 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
4. 適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第9条第1項第13号又は第2項第13号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第3項第14号、第4項第14号又は第5項第4号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同条第3項第13号、第4項第13号又は第5項第3号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
5. 健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(境)」と記載すること。
6. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
7. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（食事療養標準負担額の減額の対象者） **第二十六条の二**　法第五十二条第二項に規定する食事療養標準負担額についての健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八条の規定の適用に関しては、同条第一号中「令第四十三条第一項第一号ワの規定の適用を受ける者」とあるのは「国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の三第一項第十三号イ及びロの区分に従いそれぞれ同号イ及びロに定める者の全てについて同号イ又はロに該当するものと市町村又は組合が認めた被保険者」と、同条第二号中「令第四十三条第一項第二号ワ又は第三号ワ」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号ワ又は第四号ワ」と、同条第三号中「令第四十三条第一項第二号カ又は第三号カ」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号カ又は第四号カ」とする。 （食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定） **第二十六条の三**　市町村又は組合は、被保険者が、令第二十九条の三第一項第十三号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第三項第一号において「食事療養減額認定世帯員」という。）の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号の規定による市町村又は組合の認定（第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の五に規定する認定を除く。以下この条及び次条において「認定」という。）を行わなければならない。 2～8　（略） （生活療養標準負担額の減額の対象者） **第二十六条の六の三**　法第五十二条の二第二項に規定する生活療養標準負担額についての健康保険法施行規則第六十二条の三の規定の適用に関しては、同条第一号中「令第四十三条第一項第一号ワの規定の適用を受ける者」とあるのは「国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の三第一項第十三号イ及びロの区分に従いそれぞれ同号イ及びロに定める者の全てについて同号イ又はロに該当するものと市町村又は組合が認めた被保険者」と、同条第二号中「令第四十三条第一項第二号ワ又は第三号ワ」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号ワ又は第四号ワ」と、同条第三号中「令第四十三条第一項第二号カ又は第三号カ」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号カ又は第四号カ」とする。	（食事療養標準負担額の減額の対象者） **第二十六条の二**　法第五十二条第二項に規定する食事療養標準負担額についての健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八条の規定の適用に関しては、同条第一号中「令第四十三条第一項第一号ホの規定の適用を受ける者」とあるのは「国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の三第一項第五号イ及びロの区分に従いそれぞれ同号イ及びロに定める者の全てについて同号イ又はロに該当するものと市町村又は組合が認めた被保険者」と、同条第二号中「令第四十三条第一項第二号ホ又は第三号ホ」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号ホ又は第四号ホ」と、同条第三号中「令第四十三条第一項第二号ヘ又は第三号ヘ」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号ヘ又は第四号ヘ」とする。 （食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定） **第二十六条の三**　市町村又は組合は、被保険者が、令第二十九条の三第一項第五号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第三項第一号において「食事療養減額認定世帯員」という。）の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号の規定による市町村又は組合の認定（第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の五に規定する認定を除く。以下この条及び次条において「認定」という。）を行わなければならない。 2～8　（略） （生活療養標準負担額の減額の対象者） **第二十六条の六の三**　法第五十二条の二第二項に規定する生活療養標準負担額についての健康保険法施行規則第六十二条の三の規定の適用に関しては、同条第一号中「令第四十三条第一項第一号ホの規定の適用を受ける者」とあるのは「国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の三第一項第五号イ及びロの区分に従いそれぞれ同号イ及びロに定める者の全てについて同号イ又はロに該当するものと市町村又は組合が認めた被保険者」と、同条第二号中「令第四十三条第一項第二号ホ又は第三号ホ」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号ホ又は第四号ホ」と、同条第三号中「令第四十三条第一項第二号ヘ又は第三号ヘ」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号ヘ又は第四号ヘ」とする。

（生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等）

第二十六条の六の四　市町村又は組合は、被保険者が、令第二十九条の三第一項第十三号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第三項第一号において「生活療養減額認定世帯員」という。）の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号の規定による市町村又は組合の認定（第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の五に規定する認定を除く。以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2～6　（略）

（特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定）

第二十七条の十二の二　令第二十九条の二第七項の規定による市町村又は組合の認定（以下この条において単に「認定」という。）は、第二十七条の十四の二第一項若しくは第二十七条の十四の四第一項に規定する限度額適用認定又は第二十七条の十四の五第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第二十九条の三第四項第一号又は第十号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。

（令第二十九条の三第一項第一号から第九号まで、第三項第一号から第九号まで、第四項第一号から第九号まで、第五項第一号から第九号まで、第七項第一号又は第八項第一号イからリまで若しくは第二号イからリまでの療養、特定給付対象療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額の算定）

第二十七条の十三の七　令第二十九条の三第一項第一号から第九号まで、第三項第一号から第九号まで、第四項第一号から第九号まで、第五項第一号から第九号まで、第七項第一号又は第八項第一号イからリまで若しくは第二号イからリまでに規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した療養、特定給付対象療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額は、令第二十九条の二第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額、同条第二項に規定する合算した額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額若しくは同条第四項に規定する合算した額に係る療養又は同条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定給付対象療養若しくは特定疾病給付対象療養に係る療養に係る次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額又はその合算額とする。

一～五　（略）

（令第二十九条の三第十一項第二号並びに第十二項第二号から第五号まで及び第十四項第六号の厚生労働省令で定める日）

第二十七条の十四　令第二十九条の三第十一項第二号並びに第十二項第二号から第五号まで及び第十四項第六号の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。

（生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等）

第二十六条の六の四　市町村又は組合は、被保険者が、令第二十九条の三第一項第五号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第三項第一号において「生活療養減額認定世帯員」という。）の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号の規定による市町村又は組合の認定（第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の五に規定する認定を除く。以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2～6　（略）

（特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定）

第二十七条の十二の二　令第二十九条の二第七項の規定による市町村又は組合の認定（以下この条において単に「認定」という。）は、第二十七条の十四の二第一項若しくは第二十七条の十四の四第一項に規定する限度額適用認定又は第二十七条の十四の五第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第二十九条の三第四項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。

（令第二十九条の三第一項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第一号、第二号若しくは第三号、第四項第二号、第三号若しくは第四号、第五項第二号、第三号若しくは第四号、第七項第一号又は第八項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニの療養、特定給付対象療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額の算定）

第二十七条の十三の七　令第二十九条の三第一項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第一号、第二号若しくは第三号、第四項第二号、第三号若しくは第四号、第五項第二号、第三号若しくは第四号、第七項第一号又は第八項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニに規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した療養、特定給付対象療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額は、令第二十九条の二第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額、同条第二項に規定する合算した額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額若しくは同条第四項に規定する合算した額に係る療養又は同条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定給付対象療養若しくは特定疾病給付対象療養に係る療養に係る次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額又はその合算額とする。

一～五　（略）

（令第二十九条の三第十一項第二号並びに第十二項第二号、第三号又は第四号及び第十四項第五号の厚生労働省令で定める日）

第二十七条の十四　令第二十九条の三第十一項第二号並びに第十二項第二号、第三号又は第四号及び第十四項第五号の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。

（令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の市町村又は組合の認定）

第二十七条の十四の二　（略）

2　（略）

3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一　令第二十九条の四第一項第一号イからワまでに掲げる者がそれぞれ令第二十九条の三第一項第一号から第十三号までに掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第二号イからワまでに掲げる者がそれぞれ令第二十九条の三第三項第一号から第十三号までに掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二　（略）

4～6　（略）

（令第二十九条の四第一項第一号イからリまで、第二号イからリまで、第三号イからリまで又は第四号イからリまでの療養に要した費用の額の算定）

第二十七条の十四の三　第二十七条の十三の七の規定は、令第二十九条の四第一項第一号イからリまで、第二号イからリまで、第三号イからリまで又は第四号イからリまでに規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

（令第二十九条の四第一項第三号ロからリまで、ル若しくはヲに該当する場合又は第四号ロからリまで、ル若しくはヲに該当する場合の市町村又は組合の認定）

第二十七条の十四の四　市町村又は組合は、被保険者が令第二十九条の三第四項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号又は第五項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期限を定めて、令第二十九条の四第一項第三号ロからリまで、ル若しくはヲ又は第四号ロからリまで、ル若しくはヲの規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2　（略）

（令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の市町村又は組合の認定）

第二十七条の十四の二　（略）

2　（略）

3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一　令第二十九条の四第一項第一号イに掲げる者が令第二十九条の三第一項第一号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第一号ロに掲げる者が令第二十九条の三第一項第二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第一号ハに掲げる者が令第二十九条の三第一項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第一号ニに掲げる者が令第二十九条の三第一項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第一号ホに掲げる者が令第二十九条の三第一項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第二号イに掲げる者が令第二十九条の三第三項第一号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第二号ロに掲げる者が令第二十九条の三第三項第二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第二号ハに掲げる者が令第二十九条の三第三項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第二号ニに掲げる者が令第二十九条の三第三項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第二号ホに掲げる者が令第二十九条の三第三項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二　（略）

4～6　（略）

（令第二十九条の四第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号イ、ロ若しくはハ、第三号ロ、ハ若しくはニ又は第四号ロ、ハ若しくはニの療養に要した費用の額の算定）

第二十七条の十四の三　第二十七条の十三の七の規定は、令第二十九条の四第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号イ、ロ若しくはハ、第三号ロ、ハ若しくはニ又は第四号ロ、ハ若しくはニに規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

（令第二十九条の四第一項第三号ハ若しくはニ又は第四号ハ若しくはニの市町村又は組合の認定）

第二十七条の十四の四　市町村又は組合は、被保険者が令第二十九条の三第四項第三号若しくは第四号又は第五項第三号若しくは第四号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期限を定めて、令第二十九条の四第一項第三号ハ若しくはニ又は第四号ハ若しくはニの規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2　（略）

3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一　令第二十九条の四第一項第三号ロからリまで、ル若しくはヲに掲げる者がそれぞれ令第二十九条の三第四項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第四号ロからリまで、ル若しくはヲに掲げる者がそれぞれ令第二十九条の三第五項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二　（略）

4・5　（略）

（令第二十九条の四第一項第三号ワ若しくはカ、第四号ワ若しくはカ又は第五号ロからニまでの市町村又は組合の認定）

第二十七条の十四の五　市町村又は組合は、被保険者が令第二十九条の三第四項第十三号若しくは第十四号、第五項第十三号若しくは第十四号又は第六項第二号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当している場合には、令第二十九条の四第一項第三号ワ若しくはカ、第四号ワ若しくはカ又は第五号ロからニまでの規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2　（略）

3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用・減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用・減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一　令第二十九条の四第一項第三号ワに掲げる者が令第二十九条の三第四項第十三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第三号カに掲げる者が令第二十九条の三第四項第十四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第四号ワに掲げる者が令第二十九条の三第五項第十三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第四号カに掲げる者が令第二十九条の三第五項第十四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第五号ロに掲げる者が令第二十九条の三第六項第二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第五号ハに掲げる者が令第二十九条の三第六項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第五号ニに掲げる者が令第二十九条の三第六項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二　（略）

4～6　（略）

（月間の高額療養費の支給申請）

第二十七条の十六　（略）

2　（略）

3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一　令第二十九条の四第一項第三号ハに掲げる者が令第二十九条の三第四項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第三号ニに掲げる者が令第二十九条の三第四項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第四号ハに掲げる者が令第二十九条の三第五項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第四号ニに掲げる者が令第二十九条の三第五項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二　（略）

4・5　（略）

（令第二十九条の四第一項第三号ホ若しくはヘ、第四号ホ若しくはヘ又は第五号ロ若しくはハの市町村又は組合の認定）

第二十七条の十四の五　市町村又は組合は、被保険者が令第二十九条の三第四項第五号若しくは第六号、第五項第五号若しくは第六号又は第六項第二号若しくは第三号に掲げる場合のいずれかに該当している場合には、令第二十九条の四第一項第三号ホ若しくはヘ、第四号ホ若しくはヘ又は第五号ロ若しくはハの規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2　（略）

3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用・減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用・減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一　令第二十九条の四第一項第三号ホに掲げる者が令第二十九条の三第四項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第三号ヘに掲げる者が令第二十九条の三第四項第六号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第四号ホに掲げる者が令第二十九条の三第五項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第四号ヘに掲げる者が令第二十九条の三第五項第六号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第五号ロに掲げる者が令第二十九条の三第六項第二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第五号ハに掲げる者が令第二十九条の三第六項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二　（略）

4～6　（略）

（月間の高額療養費の支給申請）

第二十七条の十六　（略）

2　（略）

3　令第二十九条の二第一項又は第二項の規定による高額療養費が、令第二十九条の三第一項第一号又は第三項第一号の規定によらないものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

4　高額療養費が、令第二十九条の三第一項第十三号又は第十四号の規定によるものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（令第二十九条の二の三の年間の高額療養費の支給申請等）

第二十七条の十七の四　（略）

2　（略）

3　高額療養費が、令第二十九条の三第十二項第五号又は第十四項第五号若しくは第六号の規定によるものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

4・5　（略）

（令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第二十七条の十九　令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　令第二十九条の四の二第一項第五号に掲げる額に相当する額　同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額

（略）	（略）
三の項	船員保険法施行令第十一条第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第八条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第八条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
（略）	（略）

三・四　（略）

3　令第二十九条の二第一項又は第二項の規定による高額療養費が、令第二十九条の三第一項第二号又は第三項第二号の規定によらないものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

4　高額療養費が、令第二十九条の三第一項第五号又は第四項第五号若しくは第六号の規定によるものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（令第二十九条の二の三の年間の高額療養費の支給申請等）

第二十七条の十七の四　（略）

2　（略）

3　高額療養費が、令第二十九条の三第十二項第四号又は第十四項第四号若しくは第五号の規定によるものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

4・5　（略）

（令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第二十七条の十九　令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　令第二十九条の四の二第一項第五号に掲げる額に相当する額　同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額

（略）	（略）
三の項	船員保険法施行令第十一条第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第九条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第八条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
（略）	（略）

三・四　（略）

様式第１号の１１の六備考を次のように改める。

備考　１．紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

３．一部負担金の割合を減じている市町村については、表面の「負担割合・発効期日」欄にその一部負担割合を表示する。また、別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする市町村については、「負担割合・発効期日」欄は省略することとする。

４．「限度区分・発効期日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第１号又は第３項第１号に該当する場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第３項第２号に該当する場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第３項第３号に該当する場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第３項第４号に該当する場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第３項第５号に該当する場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第３項第６号に該当する場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第３項第７号に該当する場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第３項第８号に該当する場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第３項第９号に該当する場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第３項第10号に該当する場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第３項第11号に該当する場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第３項第12号に該当する場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第３項第13号に該当する場合は「オ」と記載すること。

また、被保険者が同条第４項第１号又は第５項第１号に該当する場合は「現ⅢＡ」と、同条第４項第２号又は第５項第２号に該当する場合は「現ⅢＢ」と、同条第４項第３号又は第５項第３号に該当する場合は「現ⅢＣ」と、同条第４項第４号又は第５項第４号に該当する場合は「現ⅡＡ」と、同条第４項第５号又は第５項第５号に該当する場合は「現ⅡＢ」と、同条第４項第６号又は第５項第６号に該当する場合は「現ⅡＣ」と、同条第４項第７号又は第５項第７号に該当する場合は「現ＩＡ」と、同条第４項第８号又は第５項第８号に該当する場合は「現ＩＢ」と、同条第４項第９号又は第５項第９号に該当する場合は「現ＩＣ」と、同条第４項第10号又は第５項第10号に該当する場合は「一般Ａ」と、同条第４項第11号又は第５項第11号に該当する場合は「一般Ｂ」と、同条第４項第12号又は第５項第12号に該当する場合は「一般Ｃ」と、同条第４項第13号又は第５項第13号に該当する場合は「低Ⅱ」と、同条第４項第14号又は第５項第14号に該当する場合は「低Ⅰ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第13号、第３項第13号、第４項第13号若しくは第14号又は第５項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

５．４に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「低Ⅰ（境）」）と記載すること。

６．「特定疾病区分・発効期日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効期日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

７．「限度区分・発効期日」欄及び「長期入院該当日」欄並びに「特定疾病区分・発効期日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

８．必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

９．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

（１）　資格確認書の交付を受けたときは、大切に保管すること。

（２）　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする市町村については、資格確認書に高齢受給者証（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合に限る。）を添えて）提出すること。

（３）　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「負担割合・発効期日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする市町村については、高齢受給者証）に示す割合であること。

（４）　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

（５）　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効期日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

（６）　被保険者の資格を喪失したときには、直ちに資格確認書を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、資格確認書を添えること。

（７）　資格確認書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、資格確認書を添えて、市町村にその旨を届け出ること。

（８）　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

（９）　検認又は更新のため、市町村に資格確認書の提出を求められたときは、

速やかに、市町村に提出すること。

(10)　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

(11)　特別の事情がないのに保険料（税）を滞納した場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付することがあること。また、特別の事情がないのに納期限から１年間経過しても保険料（税）を滞納している場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付すること。

様式第１号の１１の七備考を次のように改める。

備考　１．紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

３．一部負担金の割合を減じている組合については、表面の「負担割合・発効期日」欄にその一部負担割合を表示する。また、別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、「負担割合・発効期日」欄は省略することとする。

４．「限度区分・発効期日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第１号又は第３項第１号に該当する場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第３項第２号に該当する場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第３項第３号に該当する場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第３項第４号に該当する場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第３項第５号に該当する場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第３項第６号に該当する場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第３項第７号に該当する場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第３項第８号に該当する場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第３項第９号に該当する場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第３項第10号に該当する場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第３項第11号に該当する場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第３項第12号に該当する場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第３項第13号に該当する場合は「オ」と記載すること。

また、被保険者が同条第４項第１号又は第５項第１号に該当する場合は「現ⅢＡ」と、同条第４項第２号又は第５項第２号に該当する場合は「現ⅢＢ」と、同条第４項第３号又は第５項第３号に該当する場合は「現ⅢＣ」と、同条第４項第４号又は第５項第４号に該当する場合は「現ⅡＡ」と、同条第４項第５号又は第５項第５号に該当する場合は「現ⅡＢ」と、同条第４項第６号又は第５項第６号に該当する場合は「現ⅡＣ」と、同条第４項第７号又は第５項第７号に該当する場合は「現ＩＡ」と、同条第４項第８号又は第５項第８号に該当する場合は「現ＩＢ」と、同条第４項第９号又は第５項第９号に該当する場合は「現ＩＣ」と、同条第４項第10号又は第５項第10号に該当する場合は「一般Ａ」と、同条第４項第11号又は第５項第11号に該当する場合は「一般Ｂ」と、同条第４項第12号又は第５項第12号に該当する場合は「一般Ｃ」と、同条第４項第13号又は第５項第13号に該当する場合は「低Ⅱ」と、同条第４項第14号又は第５項第14号に該当する場合は「低Ⅰ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第13号、第３項第13号、第４項第13号若しくは第14号又は第５項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

５．４に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「低Ⅰ（境）」）と記載すること。

６．「特定疾病区分・発効期日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効期日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡＩ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

７．「限度区分・発効期日」欄及び「長期入院該当日」欄並びに「特定疾病区分・発効期日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

８．必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

９．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

（１）　資格確認書の交付を受けたときは、大切に保管すること。

（２）　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、資格確認書に高齢受給者証（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合に限る。）を添えて）提出すること。

（３）　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「負担割合・発効期日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、高齢受給者証）に示す割合であること。

（４）　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

（５）　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効期日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

（６）　被保険者の資格を喪失したときには、直ちに資格確認書を組合に返還すること。また、転出の届出をする際には、資格確認書を添えること。

（７）　資格確認書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、資格確認書を添えて、組合にその旨を届け出ること。

（８）　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

（９）　検認又は更新のため、組合に資格確認書の提出を求められたときは、速やかに、組合に提出すること。

(10)　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

(11)　特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付することがあること。また、特別の事情がないのに納期限から１年間経過しても保険料を滞納している場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付すること。

様式第二号の二の八備考を次のように改める。

備考　１．大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。

２．一部負担金の割合を減じている市町村については、表面の「負担割合・発効期日」欄にその一部負担割合を表示する。また、別途高齢受給者証を交付する取扱いとする市町村については、「負担割合・発効期日」欄は省略することとする。

３．「限度区分・発効期日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第１号又は第３項第１号に該当する場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第３項第２号に該当する場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第３項第３号に該当する場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第３項第４号に該当する場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第３項第５号に該当する場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第３項第６号に該当する場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第３項第７号に該当する場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第３項第８号に該当する場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第３項第９号に該当する場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第３項第10号に該当する場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第３項第11号に該当する場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第３項第12号に該当する場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第３項第13号に該当する場合は「オ」と記載すること。

また、被保険者が同条第４項第１号又は第５項第１号に該当する場合は「現ⅢＡ」と、同条第４項第２号又は第５項第２号に該当する場合は「現ⅢＢ」と、同条第４項第３号又は第５項第３号に該当する場合は「現ⅢＣ」と、同条第４項第４号又は第５項第４号に該当する場合は「現ⅡＡ」と、同条第４項第５号又は第５項第５号に該当する場合は「現ⅡＢ」と、同条第４項第６号又は第５項第６号に該当する場合は「現ⅡＣ」と、同条第４項第７号又は第５項第７号に該当する場合は「現ＩＡ」と、同条第４項第８号又は第５項第８号に該当する場合は「現ＩＢ」と、同条第４項第９号又は第５項第９号に該当する場合は「現ＩＣ」と、同条第４項第10号又は第５項第10号に該当する場合は「一般Ａ」と、同条第４項第11号又は第５項第11号に該当する場合は「一般Ｂ」と、同条第４項第12号又は第５項第12号に該当する場合は「一般Ｃ」と、同条第４項第13号又は第５項第13号に該当する場合は「低Ⅱ」と、同条第４項第14号又は第５項第14号に該当する場合は「低Ⅰ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第13号、第３項第13号、第４項第13号若しくは第14号又は第５項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

４．３に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「低Ⅰ（境）」）と記載すること。

５．「特定疾病区分・発効期日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効期日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

６．「限度区分・発効期日」欄及び「長期入院該当日」欄並びに「特定疾病区分・発効期日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

７．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

８．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

（１）　資格確認書の交付を受けたときは、大切に保管すること。

（２）　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする市町村については、資格確認書に高齢受給者証（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合に限る。）を添えて）提出すること。

（３）　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「負担割合・発効期日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする市町村については、高齢受給者証）に示す割合であること。

（４）　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

（５）　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効期日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

（６）　被保険者の資格を喪失したときには、直ちに資格確認書を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、資格確認書を添えること。

（７）　資格確認書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、資格確認書を添えて、市町村にその旨を届け出ること。

（８）　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

（９）　検認又は更新のため、市町村に資格確認書の提出を求められたときは、速やかに、市町村に提出すること。

（10）　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

（11）　特別の事情がないのに保険料（税）を滞納した場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付することがあること。また、特別の事情がないのに納期限から１年間経過しても保険料（税）を滞納している場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付すること。

様式第一号の二の九備考を次のように改める。

備考　１．大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。

２．一部負担金の割合を減じている組合については、表面の「負担割合・発効期日」欄にその一部負担割合を表示する。また、別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、「負担割合・発効期日」欄は省略することとする。

３．「限度区分・発効期日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第１号又は第３項第１号に該当する場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第３項第２号に該当する場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第３項第３号に該当する場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第３項第４号に該当する場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第３項第５号に該当する場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第３項第６号に該当する場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第３項第７号に該当する場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第３項第８号に該当する場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第３項第９号に該当する場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第３項第10号に該当する場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第３項第11号に該当する場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第３項第12号に該当する場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第３項第13号に該当する場合は「オ」と記載すること。

また、被保険者が同条第４項第１号又は第５項第１号に該当する場合は「現ⅢＡ」と、同条第４項第２号又は第５項第２号に該当する場合は「現ⅢＢ」と、同条第４項第３号又は第５項第３号に該当する場合は「現ⅢＣ」と、同条第４項第４号又は第５項第４号に該当する場合は「現ⅡＡ」と、同条第４項第５号又は第５項第５号に該当する場合は「現ⅡＢ」と、同条第４項第６号又は第５項第６号に該当する場合は「現ⅡＣ」と、同条第４項第７号又は第５項第７号に該当する場合は「現ＩＡ」と、同条第４項第８号又は第５項第８号に該当する場合は「現ＩＢ」と、同条第４項第９号又は第５項第９号に該当する場合は「現ＩＣ」と、同条第４項第10号又は第５項第10号に該当する場合は「一般Ａ」と、同条第４項第11号又は第５項第11号に該当する場合は「一般Ｂ」と、同条第４項第12号又は第５項第12号に該当する場合は「一般Ｃ」と、同条第４項第13号又は第５項第13号に該当する場合は「低Ⅱ」と、同条第４項第14号又は第５項第14号に該当する場合は「低Ⅰ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第13号、第３項第13号、第４項第13号若しくは第14号又は第５項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

４．３に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「低Ⅰ（境）」）と記載すること。

５．「特定疾病区分・発効期日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効期日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

６．「限度区分・発効期日」欄及び「長期入院該当日」欄並びに「特定疾病区分・発効期日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

７．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

８．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

（１）　資格確認書の交付を受けたときは、大切に保管すること。

（２）　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、資格確認書に高齢受給者証（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合に限る。）を添えて）を提出すること。

（３）　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「負担割合・発効期日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、高齢受給者証）に示す割合であること。

（４）　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

（５）　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効期日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

（６）　被保険者の資格を喪失したときには、直ちに資格確認書を組合に返還すること。また、転出の届出をする際には、資格確認書を添えること。

（７）　資格確認書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、資格確認書を添えて、組合にその旨を届け出ること。

（８）　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

（９）　検認又は更新のため、組合に資格確認書の提出を求められたときは、速やかに、組合に提出すること。

(10)　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

(11)　特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付することがあること。また、特別の事情がないのに納期限から１年間経過しても保険料を滞納している場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付すること。

様式第１号の１の十備考を次のように改める。

備考　１．大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。

２．一部負担金の割合を減じている市町村については、表面の「負担割合・発効期日」欄にその一部負担割合を表示する。また、別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする市町村については、「負担割合・発効期日」欄は省略することとする。

３．「限度区分・発効期日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第１号又は第３項第１号に該当する場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第３項第２号に該当する場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第３項第３号に該当する場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第３項第４号に該当する場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第３項第５号に該当する場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第３項第６号に該当する場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第３項第７号に該当する場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第３項第８号に該当する場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第３項第９号に該当する場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第３項第10号に該当する場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第３項第11号に該当する場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第３項第12号に該当する場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第３項第13号に該当する場合は「オ」と記載すること。

また、被保険者が同条第４項第１号又は第５項第１号に該当する場合は「現ⅢＡ」と、同条第４項第２号又は第５項第２号に該当する場合は「現ⅢＢ」と、同条第４項第３号又は第５項第３号に該当する場合は「現ⅢＣ」と、同条第４項第４号又は第５項第４号に該当する場合は「現ⅡＡ」と、同条第４項第５号又は第５項第５号に該当する場合は「現ⅡＢ」と、同条第４項第６号又は第５項第６号に該当する場合は「現ⅡＣ」と、同条第４項第７号又は第５項第７号に該当する場合は「現ＩＡ」と、同条第４項第８号又は第５項第８号に該当する場合は「現ＩＢ」と、同条第４項第９号又は第５項第９号に該当する場合は「現ＩＣ」と、同条第４項第10号又は第５項第10号に該当する場合は「一般Ａ」と、同条第４項第11号又は第５項第11号に該当する場合は「一般Ｂ」と、同条第４項第12号又は第５項第12号に該当する場合は「一般Ｃ」と、同条第４項第13号又は第５項第13号に該当する場合は「低Ⅱ」と、同条第４項第14号又は第５項第14号に該当する場合は「低Ⅰ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第13号、第３項第13号、第４項第13号若しくは第14号又は第５項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

４．３に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「低Ⅰ（境）」）と記載すること。

５．「特定疾病区分・発効期日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効期日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

６．「限度区分・発効期日」欄及び「長期入院該当日」欄並びに「特定疾病区分・発効期日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

７．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

８．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

（１）　資格確認書の交付を受けたときは、大切に保管すること。

（２）　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする市町村については、資格確認書に高齢受給者証（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合に限る。）を添えて）提出すること。

（３）　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「負担割合・発効期日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする市町村については、高齢受給者証）に示す割合であること。

（４）　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

（５）　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効期日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

（６）　被保険者の資格を喪失したときには、直ちに資格確認書を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、資格確認書を添えること。

（７）　資格確認書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、資格確認書を添えて、市町村にその旨を届け出ること。

（８）　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

（９）　検認又は更新のため、市町村に資格確認書の提出を求められたときは、

速やかに、市町村に提出すること。

(10)　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

(11)　特別の事情がないのに保険料（税）を滞納した場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付することがあること。また、特別の事情がないのに納期限から１年間経過しても保険料（税）を滞納している場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付すること。

様式第１号の11の十１備考を次のように改める。

備考　１．大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。

２．一部負担金の割合を減じている組合については、表面の「負担割合・発効期日」欄にその一部負担割合を表示する。また、別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、「負担割合・発効期日」欄は省略することとする。

３．「限度区分・発効期日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第１号又は第３項第１号に該当する場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第３項第２号に該当する場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第３項第３号に該当する場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第３項第４号に該当する場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第３項第５号に該当する場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第３項第６号に該当する場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第３項第７号に該当する場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第３項第８号に該当する場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第３項第９号に該当する場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第３項第10号に該当する場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第３項第11号に該当する場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第３項第12号に該当する場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第３項第13号に該当する場合は「オ」と記載すること。

また、被保険者が同条第４項第１号又は第５項第１号に該当する場合は「現ⅢＡ」と、同条第４項第２号又は第５項第２号に該当する場合は「現ⅢＢ」と、同条第４項第３号又は第５項第３号に該当する場合は「現ⅢＣ」と、同条第４項第４号又は第５項第４号に該当する場合は「現ⅡＡ」と、同条第４項第５号又は第５項第５号に該当する場合は「現ⅡＢ」と、同条第４項第６号又は第５項第６号に該当する場合は「現ⅡＣ」と、同条第４項第７号又は第５項第７号に該当する場合は「現ＩＡ」と、同条第４項第８号又は第５項第８号に該当する場合は「現ＩＢ」と、同条第４項第９号又は第５項第９号に該当する場合は「現ＩＣ」と、同条第４項第10号又は第５項第10号に該当する場合は「一般Ａ」と、同条第４項第11号又は第５項第11号に該当する場合は「一般Ｂ」と、同条第４項第12号又は第５項第12号に該当する場合は「一般Ｃ」と、同条第４項第13号又は第５項第13号に該当する場合は「低Ⅱ」と、同条第４項第14号又は第５項第14号に該当する場合は「低Ⅰ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第13号、第３項第13号、第４項第13号若しくは第14号又は第５項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

４．３に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「低Ⅰ（境）」）と記載すること。

５．「特定疾病区分・発効期日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効期日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が１万円の場合は「ＡＩ」と、人工透析かつ自己負担限度額が２万円の場合は「ＡⅡ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

６．「限度区分・発効期日」欄及び「長期入院該当日」欄並びに「特定疾病区分・発効期日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。

７．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

８．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

（１）　資格確認書の交付を受けたときは、大切に保管すること。

（２）　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、資格確認書に高齢受給者証（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合に限る。）を添えて）提出すること。

（３）　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「負担割合・発効期日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、高齢受給者証）に示す割合であること。

（４）　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。

（５）　認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１か月につき表面の「特定疾病区分・発効期日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

（６）　被保険者の資格を喪失したときには、直ちに資格確認書を組合に返還すること。また、転出の届出をする際には、資格確認書を添えること。

（７）　資格確認書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、資格確認書を添えて、組合にその旨を届け出ること。

（８）　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

（９）　検認又は更新のため、組合に資格確認書の提出を求められたときは、速やかに、組合に提出すること。

(10)　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

(11)　特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付することがあること。また、特別の事情がないのに納期限から１年間経過しても保険料を滞納している場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付すること。

様式第一号の八備考を次のように改める。

備考　１．この証は、対象者１人ごとに作成すること。
２．適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第１号又は第３項第１号に該当する場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第３項第２号に該当する場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第３項第３号に該当する場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第３項第４号に該当する場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第３項第５号に該当する場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第３項第６号に該当する場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第３項第７号に該当する場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第３項第８号に該当する場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第３項第９号に該当する場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第３項第10号に該当する場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第３項第11号に該当する場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第３項第12号に該当する場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第３項第13号に該当する場合は「オ」と記載すること。
３．２に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」と記載すること。
４．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
５．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
６．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の八の二備考を次のように改める。

備考　１．この証は、対象者１人ごとに作成すること。
２．適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第１号又は第３項第１号に該当する場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第３項第２号に該当する場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第３項第３号に該当する場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第３項第４号に該当する場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第３項第５号に該当する場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第３項第６号に該当する場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第３項第７号に該当する場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第３項第８号に該当する場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第３項第９号に該当する場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第３項第10号に該当する場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第３項第11号に該当する場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第３項第12号に該当する場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第３項第13号に該当する場合は「オ」と記載すること。
３．２に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」と記載すること。
４．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
５．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
６．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の八の三備考を次のように改める。

備考　１．この証は、対象者１人ごとに作成すること。
２．適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の３第４項第２号又は第５項第２号に該当する場合は「現ⅢＢ」と、同条第４項第３号又は第５項第３号に該当する場合は「現ⅢＣ」と、同条第４項第４号又は第５項第４号に該当する場合は「現ⅡＡ」と、同条第４項第５号又は第５項第５号に該当する場合は「現ⅡＢ」と、同条第４項第６号又は第５項第６号に該当する場合は「現ⅡＣ」と、同条第４項第７号又は第５項第７号に該当する場合は「現ＩＡ」と、同条第４項第８号又は第５項第８号に該当する場合は「現ＩＢ」と、同条第４項第９号又は第５項第９号に該当する場合は「現ＩＣ」と、同条第４項第11号又は第５項第11号に該当する場合は「一般Ｂ」と、同条第４項第12号又は第５項第12号に該当する場合は「一般Ｃ」と、同条第４項第13号又は第５項第13号に該当する場合は「低Ⅱ」と、同条第４項第14号又は第５項第14号に該当する場合は「低Ⅰ」と記載すること。
３．２に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」と記載すること。
４．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
５．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
６．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の八の四備考を次のように改める。

備考　１．この証は、対象者１人ごとに作成すること。
２．適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の３第４項第２号又は第５項第２号に該当する場合は「現ⅢＢ」と、同条第４項第３号又は第５項第３号に該当する場合は「現ⅢＣ」と、同条第４項第４号又は第５項第４号に該当する場合は「現ⅡＡ」と、同条第４項第５号又は第５項第５号に該当する場合は「現ⅡＢ」と、同条第４項第６号又は第５項第６号に該当する場合は「現ⅡＣ」と、同条第４項第７号又は第５項第７号に該当する場合は「現ＩＡ」と、同条第４項第８号又は第５項第８号に該当する場合は「現ＩＢ」と、同条第４項第９号又は第５項第９号に該当する場合は「現ＩＣ」と、同条第４項第11号又は第５項第11号に該当する場合は「一般Ｂ」と、同条第４項第12号又は第５項第12号に該当する場合は「一般Ｃ」と、同条第４項第13号又は第５項第13号に該当する場合は「低Ⅱ」と、同条第４項第14号又は第５項第14号に該当する場合は「低Ⅰ」と記載すること。
３．２に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」と記載すること。
４．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
５．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
６．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の九備考を次のように改める。

備考　１．この証は、対象者１人ごとに作成すること。
２．適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の３第４項第13号に該当する場合は「Ⅱ」と、同条第４項第14号に該当する場合は「Ⅰ」と記載すること。
３．２に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「Ⅰ（境）」と記載すること。
４．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
５．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
６．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の九の二備考を次のように改める。

備考　１．この証は、対象者１人ごとに作成すること。
２．適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の３第４項第13号に該当する場合は「Ⅱ」と、同条第４項第14号に該当する場合は「Ⅰ」と記載すること。
３．２に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「Ⅰ（境）」と記載すること。
４．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
５．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
６．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（食事療養標準負担額の減額の対象者） **第三十五条**　法第七十四条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　令第十六条第一項第一号ワ又は第二号ワの規定の適用を受けている者 二　令第十六条第一項第一号カ、第二号カ又は第四号の規定の適用を受けている者 三　（略） （生活療養標準負担額の減額の対象者） **第四十条**　法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　令第十六条第一項第一号ワ又は第二号ワの規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。） 二　令第十六条第一項第一号カ又は第二号カの規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。） 三～六　（略） （特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定） **第六十一条の二**　令第十四条第五項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において、単に「認定」という。）は、第六十六条の二第一項に規定する認定又は第六十七条第一項に規定する認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第十五条第一項第一号、第十号又は第十二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。 （令第十五条第一項第一号から第九号まで若しくは第二項第一号から第九号まで又は第五項第一号イからリまで若しくは第二号イからリまでの療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額） **第六十三条**　令第十五条第一項第一号から第九号まで若しくは第二項第一号から第九号まで又は第五項第一号イからリまで若しくは第二号イからリまでの厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額は、令第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養又は特定疾病給付対象療養に係る次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額又はその合算額とする。 一～五　（略） （令第十五条第一項第十三号の厚生労働省令で定める要保護者） **第六十四条**　令第十五条第一項第十三号の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。	（食事療養標準負担額の減額の対象者） **第三十五条**　法第七十四条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　令第十六条第一項第一号ホ又は第二号ホの規定の適用を受けている者 二　令第十六条第一項第一号へ、第二号へ又は第四号の規定の適用を受けている者 三　（略） （生活療養標準負担額の減額の対象者） **第四十条**　法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　令第十六条第一項第一号ホ又は第二号ホの規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。） 二　令第十六条第一項第一号へ又は第二号への規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。） 三～六　（略） （特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定） **第六十一条の二**　令第十四条第五項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において、単に「認定」という。）は、第六十六条の二第一項に規定する認定又は第六十七条第一項に規定する認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。 （令第十五条第一項第二号、第三号若しくは第四号若しくは第二項第二号、第三号若しくは第四号又は第五項第一号ロ、ハ若しくはニ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニの療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額） **第六十三条**　令第十五条第一項第二号、第三号若しくは第四号若しくは第二項第二号、第三号若しくは第四号又は第五項第一号ロ、ハ若しくはニ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニの厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額は、令第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養又は特定疾病給付対象療養に係る次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額又はその合算額とする。 一～五　（略） （令第十五条第一項第五号の厚生労働省令で定める要保護者） **第六十四条**　令第十五条第一項第五号の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

（令第十五条第一項第十四号の厚生労働省令で定める要保護者）

第六十五条　令第十五条第一項第十四号の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第二号若しくは第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

（令第十五条第九項第五号の厚生労働省令で定める日及び厚生労働省令で定める要保護者）

第六十五条の三　令第十五条第九項第五号の厚生労働省令で定める日は、第六十二条の五に定める日とし、同号の厚生労働省令で定める要保護者は、令第十四条の二第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

（令第十五条第九項第六号の厚生労働省令で定める日及び厚生労働省令で定める要保護者）

第六十五条の四　令第十五条第九項第六号の厚生労働省令で定める日は、第六十二条の五に定める日とし、同号の厚生労働省令で定める要保護者は、令第十四条の二第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第二号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

（令第十六条第一項第一号イからリまで又は第二号イからリまでの療養に要した費用の額の算定）

第六十六条　第六十三条の規定は、令第十六条第一項第一号イからリまで又は第二号イからリまでの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養（令第十四条第一項第一号に規定する療養をいう。次条第四項及び第六十七条第四項において同じ。）に要した費用の額について準用する。

（限度額適用認定等）

第六十六条の二　後期高齢者医療広域連合は、被保険者が令第十五条第一項第二号から第九号まで若しくは第十一号又は第二項第二号から第九号まで若しくは第十一号に掲げる者のいずれかに該当するときは、有効期限を定めて、令第十六条第一項第一号ロからリまで若しくはル又は第二号ロからリまで若しくはルの規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2　（略）

3　前項の規定により資格確認書の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該資格確認書を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。

一　（略）

（令第十五条第一項第六号の厚生労働省令で定める要保護者）

第六十五条　令第十五条第一項第六号の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第二号若しくは第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

（令第十五条第九項第四号の厚生労働省令で定める日及び厚生労働省令で定める要保護者）

第六十五条の三　令第十五条第九項第四号の厚生労働省令で定める日は、第六十二条の五に定める日とし、同号の厚生労働省令で定める要保護者は、令第十四条の二第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

（令第十五条第九項第五号の厚生労働省令で定める日及び厚生労働省令で定める要保護者）

第六十五条の四　令第十五条第九項第五号の厚生労働省令で定める日は、第六十二条の五に定める日とし、同号の厚生労働省令で定める要保護者は、令第十四条の二第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第二号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

（令第十六条第一項第一号ロ、ハ若しくはニ又は第二号ロ、ハ若しくはニの療養に要した費用の額の算定）

第六十六条　第六十三条の規定は、令第十六条第一項第一号ロ、ハ若しくはニ又は第二号ロ、ハ若しくはニの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養（令第十四条第一項第一号に規定する療養をいう。次条第四項及び第六十七条第四項において同じ。）に要した費用の額について準用する。

（限度額適用認定等）

第六十六条の二　後期高齢者医療広域連合は、被保険者が令第十五条第一項第三号若しくは第四号又は第二項第三号若しくは第四号に掲げる者のいずれかに該当するときは、有効期限を定めて、令第十六条第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニの規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2　（略）

3　前項の規定により資格確認書の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該資格確認書を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。

一　（略）

二　令第十六条第一項第一号ロからリまで若しくはルに掲げる者がそれぞれ令第十五条第一項第二号から第九号まで若しくは第十一号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号ロからリまで若しくはルに掲げる者がそれぞれ令第十五条第二項第二号から第九号まで若しくは第十一号に掲げる者に該当しなくなったとき。

4～6　（略）

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第六十七条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者が令第十五条第一項第十三号若しくは第十四号、第二項第十三号若しくは第十四号若しくは第三項第三号若しくは第四号に掲げる者のいずれかに該当するとき又は令第十四条第七項に該当するときは、有効期限を定めて、令第十六条第一項第一号ワ若しくはカ、第二号ワ若しくはカ、第三号ハ若しくはニ又は第四号の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2　（略）

3　前項の規定により資格確認書の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該資格確認書を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。

一　（略）

二　令第十六条第一項第一号ワに掲げる者が令第十五条第一項第十三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第一号カに掲げる者が令第十五条第一項第十四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号ワに掲げる者が令第十五条第二項第十三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号カに掲げる者が令第十五条第二項第十四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第三号ハに掲げる者が令第十五条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十六条第一項第三号ニに掲げる者が令第十五条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十四条第七項に該当していることにつき認定を受けている者が同項に該当しなくなったとき。

4～6　（略）

（月間の高額療養費の支給の申請）

第七十条　（略）

2　（略）

3　高額療養費に係る療養が、令第十四条第七項又は第十五条第一項第十三号若しくは第十四号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。

二　令第十六条第一項第一号ハに掲げる者が令第十五条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第一号ニに掲げる者が令第十五条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号ハに掲げる者が令第十五条第二項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十六条第一項第二号ニに掲げる者が令第十五条第二項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき。

4～6　（略）

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第六十七条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者が令第十五条第一項第五号若しくは第六号、第二項第五号若しくは第六号若しくは第三項第二号若しくは第三号に掲げる者のいずれかに該当するとき又は令第十四条第七項に該当するときは、有効期限を定めて、令第十六条第一項第一号ホ若しくはヘ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ロ若しくはハ又は第四号の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2　（略）

3　前項の規定により資格確認書の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該資格確認書を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。

一　（略）

二　令第十六条第一項第一号ホに掲げる者が令第十五条第一項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第一号ヘに掲げる者が令第十五条第一項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号ホに掲げる者が令第十五条第二項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号ヘに掲げる者が令第十五条第二項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第三号ロに掲げる者が令第十五条第三項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十六条第一項第三号ハに掲げる者が令第十五条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十四条第七項に該当していることにつき認定を受けている者が同項に該当しなくなったとき。

4～6　（略）

（月間の高額療養費の支給の申請）

第七十条　（略）

2　（略）

3　高額療養費に係る療養が、令第十四条第七項又は第十五条第一項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。

様式第二号備考を次のように改める。

備考　１．この資格確認書の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
２．「限度区分・発効期日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の適用の区分であり、この欄には、適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第１項第１号に掲げる者である場合は「現Ⅲ Ａ」と、同項第２号に掲げる者である場合は「現Ⅲ Ｂ」と、同項第３号に掲げる者である場合は「現Ⅲ Ｃ」と、同項第４号に掲げる者である場合は「現Ⅱ Ａ」と、同項第５号に掲げる者である場合は「現Ⅱ Ｂ」と、同項第６号に掲げる者である場合は「現Ⅱ Ｃ」と、同項第７号に掲げる者である場合は「現Ⅰ Ａ」と、同項第８号に掲げる者である場合は「現Ⅰ Ｂ」と、同項第９号に掲げる者である場合は「現Ⅰ Ｃ」と、同項第10号に掲げる者である場合は「般Ⅱ Ａ」と、同項第11号に掲げる者である場合は「般Ⅱ Ｂ」と、同項第12号に掲げる者である場合は「一般Ⅰ」と、同項第13号に掲げる者である場合は「区Ⅱ」と、同項第14号に掲げる者である場合は「区Ⅰ」と、第14条第７項に掲げる者である場合は「区Ⅰ老」と記載すること。
３．適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第40条第６号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「区Ⅰ境」と記載すること。
４．「特定疾病区分・発効期日」は、認定を受けた特定疾病を指す区分であり、この欄には、認定を受けた特定疾病が人工透析の場合は「Ａ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。
５．「限度区分・発効期日」、「長期入院該当日」及び「特定疾病区分・発効期日」の欄については、被保険者からの申請に基づき記載する事項であること。
６．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
７．被保険者等に次に掲げる事項を周知すること。
(1)　資格確認書の交付を受けたときは、大切に保管すること。
(2)　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を提出すること。
(3)　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに１箇月につき、別に定められた額を限度とすること。入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。また、認定を受けた特定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１箇月につき１万円を限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。
(4)　被保険者の資格がなくなったときは、直ちに資格確認書を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、資格確認書を添えること。
(5)　資格確認書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、資格確認書を添えて、後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出すること。
(6)　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することができないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があること。
(7)　後期高齢者医療広域連合の検認又は更新のため、資格確認書の提出を求められたときは、速やかに、市町村に提出すること。
(8)　特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、資格確認書を返還していただくことがあること。
(9)　不正に資格確認書を使用した者は、刑法（明治40年法律第45号）により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

様式第一号備考を次のように改める。

備考　１．紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとすること。
２．この資格確認書の大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとすること。
３．「限度区分・発効期日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の適用の区分であり、この欄には、適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第１項第１号に掲げる者である場合は「現Ⅲ Ａ」と、同項第２号に掲げる者である場合は「現Ⅲ Ｂ」と、同項第３号に掲げる者である場合は「現Ⅲ Ｃ」と、同項第４号に掲げる者である場合は「現Ⅱ Ａ」と、同項第５号に掲げる者である場合は「現Ⅱ Ｂ」と、同項第６号に掲げる者である場合は「現Ⅱ Ｃ」と、同項第７号に掲げる者である場合は「現Ⅰ Ａ」と、同項第８号に掲げる者である場合は「現Ⅰ Ｂ」と、同項第９号に掲げる者である場合は「現Ⅰ Ｃ」と、同項第10号に掲げる者である場合は「般Ⅱ Ａ」と、同項第11号に掲げる者である場合は「般Ⅱ Ｂ」と、同項第12号に掲げる者である場合は「一般Ⅰ」と、同項第13号に掲げる者である場合は「区Ⅱ」と、同項第14号に掲げる者である場合は「区Ⅰ」と、第14条第７項に掲げる者である場合は「区Ⅰ老」と記載すること。
４．適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第40条第６号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「区Ⅰ境」と記載すること。
５．「特定疾病区分・発効期日」は、認定を受けた特定疾病を指す区分であり、この欄には、認定を受けた特定疾病が人工透析の場合は「Ａ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。
６．「限度区分・発効期日」、「長期入院該当日」及び「特定疾病区分・発効期日」の欄については、被保険者からの申請に基づき記載する事項であること。
７．必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができること。
８．被保険者等に次に掲げる事項を周知すること。
(1)　資格確認書の交付を受けたときは、大切に保管すること。
(2)　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を提出すること。
(3)　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに１箇月につき、別に定められた額を限度とすること。入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。また、認定を受けた特定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１箇月につき１万円を限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。
(4)　被保険者の資格がなくなったときは、直ちに資格確認書を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、資格確認書を添えること。
(5)　資格確認書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、資格確認書を添えて、後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出すること。
(6)　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することができないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があること。
(7)　後期高齢者医療広域連合の検認又は更新のため、資格確認書の提出を求められたときは、速やかに、市町村に提出すること。
(8)　特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、資格確認書を返還していただくことがあること。
(9)　不正に資格確認書を使用した者は、刑法（明治40年法律第45号）により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

様式第三号備考を次のように改める。

備考　１．この資格確認書の大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとすること。

２．「限度区分・発効期日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の適用の区分であり、この欄には、適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第１項第１号に掲げる者である場合は「現ⅢＡ」と、同項第２号に掲げる者である場合は「現ⅢＢ」と、同項第３号に掲げる者である場合は「現ⅢＣ」と、同項第４号に掲げる者である場合は「現ⅡＡ」と、同項第５号に掲げる者である場合は「現ⅡＢ」と、同項第６号に掲げる者である場合は「現ⅡＣ」と、同項第７号に掲げる者である場合は「現ＩＡ」と、同項第８号に掲げる者である場合は「現ＩＢ」と、同項第９号に掲げる者である場合は「現ＩＣ」と、同項第10号に掲げる者である場合は「般ⅡＡ」と、同項第11号に掲げる者である場合は「般ⅡＢ」と、同項第12号に掲げる者である場合は「一般Ｉ」と、同項第13号に掲げる者である場合は「区Ⅱ」と、同項第14号に掲げる者である場合は「区Ｉ」と、第14条第７項に掲げる者である場合は「区Ｉ老」と記載すること。

３．適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第40条第６号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「区Ｉ境」と記載すること。

４．「特定疾病区分・発効期日」は、認定を受けた特定疾病を指す区分であり、この欄には、認定を受けた特定疾病が人工透析の場合は「Ａ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

５．「限度区分・発効期日」、「長期入院該当日」及び「特定疾病区分・発効期日」の欄については、被保険者からの申請に基づき記載する事項であること。

６．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

７．被保険者等に次に掲げる事項を周知すること。

(1)　資格確認書の交付を受けたときは、大切に保管すること。

(2)　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を提出すること。

(3)　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに１箇月につき、別に定められた額を限度とすること。入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。また、認定を受けた特定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１箇月につき１万円を限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

(4)　被保険者の資格がなくなったときは、直ちに資格確認書を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、資格確認書を添えること。

(5)　資格確認書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、資格確認書を添えて、後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出すること。

(6)　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することができないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があること。

(7)　後期高齢者医療広域連合の検認又は更新のため、資格確認書の提出を求められたときは、速やかに、市町村に提出すること。

(8)　特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、資格確認書を返還していただくことがあること。

(9)　不正に資格確認書を使用した者は、刑法（明治40年法律第45号）により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

附　則

（施行期日）

第１条　この省令は、令和九年八月１日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　健康保険法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第十三号の二中「第百三条の二」を「第百三条の七」に改める。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２３９４号

神奈川県鎌倉市梶原１丁目12番12―401号

債務者　内海　祐一

1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　森山憲太郎

4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月14日午前11時10分

6　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１４９号

神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目４番７―401号

債務者　加藤真一郎

1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石田　彩子

4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月16日午後１時40分

6　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７２９５号

東京都東大和市奈良橋６丁目737―１―102

債務者　宮内　　翼

1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　四十山千代子

4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午後２時

6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３２８号

東京都江戸川区北葛西５丁目19―20―202

債務者　黒岩まさみ

1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岸田　麻希

4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前11時

6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３４３号
東京都豊島区駒込７丁目９―15　トノズ駒込Ｄ号
債務者　高山　潔人
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　弘樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３８２号
東京都港区麻布台３丁目４―20―203
債務者　佐藤　麻衣
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　靖人
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３９１号
東京都板橋区弥生町36―３―101
債務者　高橋　翔
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　俊浩
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３９４号
東京都荒川区東日暮里３丁目12―18―202
債務者　伊藤　菜弘
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　貴之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４３９号
東京都足立区中川４丁目17―16―102
債務者　藤沼　典子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土肥　　衆
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９１８号
東京都日野市百草999番地百草団地137―410
債務者　小祝　清宗
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井ノ川龍太朗
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２１５７号
横浜市緑区鴨居２丁目10番１号　パーム・テラス202
債務者　川原　達弥
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯崎　雄大
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時20分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４１９号
神奈川県藤沢市亀井野3323番地の３
債務者　割田　麻琴
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　安耶
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１９７号
東京都世田谷区玉堤１丁目14―８―404
債務者　佐藤　　旭
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雄太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２５０号
東京都板橋区仲宿58―９―603　ＤＯＬＣＥ池袋ＮＯＲＴＨ・弐番館　ＮＣ
債務者　吉川　　統
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兪　　尚樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２５３号
東京都品川区北品川５丁目８―33―504
債務者　柏倉　直哉
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　崇子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２６１号
東京都板橋区赤塚新町２丁目14―４―301
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉上　太志
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２８０号
東京都練馬区春日町５丁目９―８
債務者　石川英舘こと　全　　英舘
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　純平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２８８号
東京都八王子市散田町２丁目７―31―203
債務者　濵田　祐也
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　泰一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２９０号
東京都足立区関原３丁目21―10―303
債務者　柿沼　大和
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　博昭
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２９４号
東京都葛飾区宝町１丁目27―13
債務者　座間　一訓
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久木　聡子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２９６号
東京都大田区西六郷１丁目30―12―201
債務者　星　　正和
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　徹哉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２９７号
東京都大田区西六郷１丁目30―12―201
債務者　星　　貞子（旧姓室井）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　徹哉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２９８号
東京都葛飾区高砂１丁目26―14―107
債務者　坂下　拓航
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　聡美
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３２７号
東京都大田区大森西５丁目28―５―205
債務者　松野　　佑
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片野田志朗
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３４１号
東京都板橋区志村１丁目25―８―102
債務者　服部　道雄
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷中　俊介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３４６号
東京都大田区大森西３丁目７―９―105
債務者　大竹　寿利
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川龍一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３４７号
東京都板橋区大山町９―６―202
債務者　川畑　　桜
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　美和
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３４９号
東京都葛飾区奥戸４丁目１―１―103
債務者　菊地　　翼
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　行雄
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３５０号
東京都江戸川区東篠崎１丁目７―４―508
債務者　山田　伸一
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　美香
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３５１号
東京都江戸川区東篠崎１丁目７―４―508
債務者　山田眞美子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　美香
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３８５号
東京都世田谷区松原５丁目16―16―103
債務者　佐藤　綱信
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿原　幹子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３９２号
東京都中央区東日本橋２丁目24―16―1203
債務者　内藤　千絵
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　晴哉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３９３号
東京都墨田区東駒形２丁目13―４―503
債務者　烏田　恵介
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加賀山　瞭
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３９５号
東京都板橋区徳丸１丁目33―17
債務者　大町　龍哉
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北畑　　亮
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４０１号
東京都板橋区板橋４丁目30―13―303
債務者　榎本　栄二
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大形　　航
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４１３号
東京都品川区戸越５丁目２－１－601
債務者　引地　龍亮
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大日方史野
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４１９号
東京都文京区千石２丁目１－16－201
債務者　米倉　拓矢
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　創
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４３３号
東京都板橋区東坂下１丁目19－24－403
債務者　堤谷久美子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　大地
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４３６号
東京都杉並区上荻２丁目８－２－202
債務者　平山　昌幸
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　宥太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４４０号
東京都世田谷区三宿１丁目４－７－201
債務者　白岩　千明
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　康太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４４９号
東京都台東区今戸２丁目26－６－907
債務者　星野　　明
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺岡　　俊
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４６４号
東京都世田谷区船橋７丁目19－12－405
債務者　佐藤　　優
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝妻理恵子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４７３号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目２－35－343
債務者　廣瀬　周豪
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　額田　志保
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１８１０号
東京都羽村市羽東一丁目９番７号セリジェ・ピリカ101
債務者　泡渕　　拓
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　正俊
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午後１時15分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２７７号
茨城県常総市水海道森下町4415番地２　ベルフォーレ北水海道202号、前住所茨城県つくばみらい市上平柳164番地15
債務者　対馬　裕介
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　みずき
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前11時10分
6　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第７２３３号
東京都世田谷区世田谷４丁目２－11－307
債務者　佐藤　知織
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　晋輔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２９２号
東京都大田区大森西２丁目18－23－Ｂ211
債務者　前田　章吾
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片倉　秀次
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２９９号
東京都板橋区坂下３丁目10－９－103
債務者　森田　恭伍
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　直輝
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３８６号
東京都小平市大沼町７丁目１－17－712
債務者　板井　　歩
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　龍馬
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３８７号
東京都板橋区若木１丁目20－２
債務者　當麻　　敦
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　友紀
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３８８号
東京都足立区竹の塚６丁目15―２―202
債務者　山根　靖之
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　香代
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３９８号
東京都狛江市中和泉４丁目17―１―108
債務者　貞永　嘉浩
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　聡子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４１２号
東京都杉並区方南２丁目23―９―702
債務者　煙山　文子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國吉　歩
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４３４号
東京都足立区西保木間４丁目５―15―409
債務者　南　美也子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高見智恵子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４４８号
神奈川県横浜市港北区新吉田東６丁目23―14―102
債務者　西久保博信
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　陽介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２４７号
東京都葛飾区西水元４丁目９―３
債務者　中村　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茶谷　幸彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２５２号
東京都中野区中央１丁目22―13―302
債務者　廣間　裕登
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　健一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３４４号
東京都台東区千束１丁目２―９―506
債務者　横山　玲亜
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　文裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３４５号
東京都葛飾区東金町５丁目20―２―101
債務者　森　　崇尚
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　勇樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３４８号
東京都町田市山崎町2200　山崎団地２―８―202
債務者　綾部　康介
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　慶治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３７２号
東京都江戸川区南小岩６丁目13―１―203
債務者　福沢　敬之
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊庭　　潔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３７９号
東京都杉並区下井草３―15―８―303、住民票上の住所東京都小平市大沼町２丁目30―１―310
債務者　山下　美里
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　翔伍
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３８０号
東京都墨田区緑３丁目13―９―101　栗原
債務者　伊藤　壮威
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　秀明
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３８３号
東京都大田区東雪谷５丁目12―15―102
債務者　野澤　恒平
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊村健二朗
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３９６号
東京都葛飾区南水元４丁目16―20―201
債務者　紫藤　崇人
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　潤司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４０８号
東京都杉並区宮前３丁目16―１
債務者　柳　　迪恵
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川辺　雄太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４４２号
東京都板橋区徳丸５丁目11－６
債務者　水谷　詩織
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　拓也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４６２号
東京都大田区蒲田１丁目４－13　ＡＳビル306
債務者　嘉山　竣介
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　友樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４６７号
東京都練馬区下石神井２丁目26－４
債務者　小板橋亮介
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　信行
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１５４７号
東京都武蔵野市中町３丁目３番６－202号チサンマンション武蔵野
債務者　川村　也紗（旧姓三枝）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　正伸
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月22日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８６８号
東京都町田市成瀬１丁目14番地49
債務者　安島　悠介
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　聖子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７２４３号
東京都板橋区向原１丁目８－21　プランドルⅠ101
債務者　長谷川芳明
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸沢　晃広
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３０１号
東京都葛飾区東金町１丁目13－１－301
債務者　矢澤　　丈
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　　亮
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３６５号
東京都荒川区南千住４丁目９－１－603
債務者　加藤恵里子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茨木　　茂
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２９３号
東京都葛飾区西新小岩２丁目１－３－202
債務者　高橋　初子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　一宏
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１０８号
長野県小県郡長和町長久保804番地26
債務者　一戸　広幸
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　美央
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第４４２号
栃木県那須郡那珂川町馬頭2244番地１　赤坂スカイハイツＡ－101
債務者　吉成　麗子（旧姓　増田）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横須賀徳博
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７３８１号
埼玉県春日部市小渕414－１　シャトーブラン１号棟305
債務者　下屋敷隼斗
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪　大輔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１１８４号
東京都町田市藤の台２丁目２番５－505号
債務者　中島　慧志
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大泉　優子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５８５号
静岡県島田市船木4092番地の３
債務者　広瀬　克則
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　茂吏
4　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７２６５号
東京都西東京市谷戸町３丁目27－15－807
債務者　大森　正人
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上晋太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３１２号
東京都江戸川区小松川１丁目５－10－301
債務者　三宅　　彰
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大沼　宗範
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３１４号
東京都江戸川区中葛西５丁目39－３－302
債務者　古川　雄二
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　玄太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３９７号
千葉県千葉市美浜区幸町１丁目５　３棟1108号
債務者　関　　真光
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　和雅
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３４号
静岡県沼津市西椎路645番地の30
債務者　深澤　勇次
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一杉　泰博
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第７２８５号
東京都品川区平塚２丁目10－17－101
債務者　宮本さつき（旧姓椎葉）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　真帆
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３０８号
東京都東村山市恩多町３丁目42－43
債務者　奥島　隆司
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　理英
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３３０号
千葉県柏市あかね町１－17－202
債務者　内田　昌弘
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　弥生
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３５５号
東京都大田区西嶺町３－６－104
債務者　丹治　貴志
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　貞雅
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３５９号
千葉県大網白里市駒込1171－１　半田コーポＡ－５号室
債務者　松山　泰三
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　　徹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４７８号
東京都豊島区西池袋３丁目15－６－412
債務者　宮本　　匡
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池本　優子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５５３号
東京都新宿区下落合１丁目３－19　村上コーポ
債務者　西村　政志
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　和紀
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９１号
静岡県浜松市中央区佐鳴台三丁目24番204号
債務者　藤澤　柊平
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名倉　祐輔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第７３１０号
東京都立川市砂川町８丁目78－８－202
債務者　高橋　心善
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　謙司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８１２号
神奈川県横浜市戸塚区上倉田町1117－７　シティパル戸塚第２－201
債務者　野見山英樹
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　良介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５５６号
千葉県四街道市四街道1522－68－302
債務者　金田　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十里隆行
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５２号
川崎市麻生区千代ケ丘２丁目1236番地２　サンライズ千代ヶ丘　209
債務者　大内　　晃
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西堀　拓也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月３日午後１時10分
6　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１８９号
新潟県長岡市今朝白３丁目11番13号　サーパスシティ今朝白壱番館504号室
債務者　高野　健一
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　信行
4　破産債権の届出期間　令和９年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月16日午前11時40分
6　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第７０５８号
代替住所Ａ（旧住所　東京都小平市花小金井南町１丁目６－２－404）
債務者　北澤　　仁
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　泰秀
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２４６号
東京都大田区中馬込１丁目６－９－102
債務者　中川龍甫安
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古島　　守
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２８６号
東京都港区南青山７丁目10―17―502
債務者　内藤加奈子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石丸　樹久
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３００号
東京都江戸川区西瑞江４丁目17　都住３－203
債務者　斉藤　一英
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３３６号
東京都墨田区立川３丁目６－15―501
債務者　堀内亜矢子（旧姓塩谷）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村尾　治亮
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３４２号
東京都江戸川区松島２丁目28―11
債務者　小澤　祐太
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永瀬英一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３８４号
東京都中野区江古田１丁目21―７　堀江方
債務者　松井　建三
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　知子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４１０号
東京都墨田区立川４丁目13―13―601
債務者　中尾　裕一
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　秀玄
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４４１号
東京都北区神谷３丁目11－１－1103
債務者　三浦　正喜
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　公雄
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１８７号
群馬県沼田市利根町老神647－１、住民票上の住所東京都江東区亀戸８丁目14―11―501
債務者　木村さおり
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永石　一恵
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２７４号
東京都世田谷区等々力７－12―15―202、住民票上の住所東京都足立区南花畑５丁目11－13
債務者　木村　彩子（旧姓石塚）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横倉　　仁
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３２３号
東京都板橋区前野町４丁目５－１－502
債務者　大津　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室賀　祥護
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３３４号
東京都足立区足立１丁目34－８－201
債務者　鷲東　寧音
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市来　寛志
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３８９号
東京都足立区谷中１丁目29―24―207
債務者　子安　沙理（旧姓宇山）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　悠介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２７１号
東京都葛飾区高砂５丁目３―10　東洋荘
債務者　二宮　弘行
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　康成
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４１１号
東京都文京区本郷４丁目30―３
債務者　山崎　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　康之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２４０６号
横浜市西区東久保町26番20号
債務者　佐藤　未来
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０２号
新潟県村上市岩船縦新町４番12号　竹内方、住民票上の住所新潟県村上市岩船上浜町２番27号
債務者　岩倉富美子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石戸　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第２９５号
香川県高松市仏生山町甲977番地　ニューシティＳＫ202
債務者　西下　一也
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１０４０号
仙台市太白区郡山１丁目19番１―512号
債務者　大内　美保
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作田　憲護
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０５２号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番２―806号
債務者　嶋村　一郎
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　創一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０７０号
仙台市若林区新寺３丁目１番40号　第二大澤コーポ215
債務者　小林　数生
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　哲志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２５１号
茨城県つくば市高崎38番地51
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉真理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第５２号
茨城県猿島郡境町2281―２　藤浪コーポＢ202、住民票上の住所茨城県猿島郡境町2281番地
債務者　柴崎　恭亮
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風見　美瑠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第２３１３号
横浜市中区本牧原30番19―201号
債務者　久保庭秀一（旧姓大川）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　慎司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４１号
山梨県大月市大月町真木3018番地21
債務者　小俣　広之
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　分部　祐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和８年（フ）第８６７号
広島市安佐北区三入６丁目17番21―103号　ラヴィーヌ三入Ａ
債務者　野原　文夫
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後４時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３６号
愛媛県西予市宇和町河内95番地３
債務者　菊地三千代
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　林
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第６０号
福岡県筑後市大字徳久３番地、前住所佐賀市神野西４丁目15番１号　末広ビル402号
債務者　中村　武久
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第６２号
福岡県筑後市大字上北島110番地１　ラ・メゾン　デュ　ボヌールⅡ　203号、前住所福岡県筑後市大字長浜737番地11
債務者　野口　　元
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻原　知明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時５分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第４７１号
大分市大在浜１丁目１番21―105号　マンダリンフィールド
債務者　芳賀　　司
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津木　基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１９９号
山形県西村山郡河北町大字溝延545番地の２、前住所山形県寒河江市大字西根字石川下43番地の１
債務者　とんかつカツはまこと　濵田　隆幸
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時35分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２号
高知県香美市土佐山田町2431番地６
債務者　石川　昌美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　訓生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０２号
高知市東秦泉寺380番地１
債務者　弘田　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　佐知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７８号
鹿児島県薩摩川内市鹿島町藺牟田2410番地
債務者　中能　　清
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河口友一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第７８５号
神戸市北区花山東町２番11―605号
債務者　佃　　俊男
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　孝洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０９号
神戸市北区緑町６丁目11番５号、従前の住所横浜市金沢区並木二丁目９番１―402号
債務者　安野　敦夫
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５９号
徳島県鳴門市撫養町弁財天字ハマ51　ドミールサニー撫養　303号室、住民票上の住所徳島県鳴門市大津町吉永79番地１　ニュープラントソシア302号
債務者　木場　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂村　隆明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６７６号
栃木県宇都宮市西大寛２丁目１番５号　プチロジェ西大寛Ｅ
債務者　足立　重仁
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７３号
熊本県葦北郡津奈木町大字岩城856番地２
債務者　竹永　　剛
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第１６５６号
札幌市白石区南郷通14丁目南８番13―103号
債務者　畑谷　静流
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上岡由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３９７号
埼玉県所沢市小手指元町１丁目29番地の29　サン・メゾンＢ―106
債務者　源津　匡広
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後３時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６７２号
堺市堺区向陵中町１丁８番24号７号室、住民票上の住所堺市南区赤坂台３丁９番33―204号
債務者　ラウンジゆらりこと　細川　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木元起
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１００９号
大阪府河内長野市南花台１丁目29番１号
債務者　岡本美佐子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真鍋　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０４１号
大阪府松原市東新町３丁目11番４号
債務者　葵屋酒店こと　杉林　保夫
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金水　孝真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１７４９号
さいたま市浦和区仲町１丁目14番２号　ベルロックガーデン501
債務者　輕部　敬史
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田川高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９１３号
大阪市淀川区東三国５丁目８番４―703号、前住所兵庫県伊丹市清水２丁目４番８号
債務者　濱　　伸昭
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩見　恭平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４５４号
大阪市東成区深江南１丁目16番27号　新深江大石パレス　501号
債務者　硲　　信介
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂東　大士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９３２号
大阪市中央区高津２丁目８番４号　シャトー大鉄601号室
債務者　中尾　未来
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　紫音
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３３３号
大阪府東大阪市玉串町東３丁目６番40号
債務者　成幸工業こと　池宮　芳治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　悠介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７８１号
札幌市東区北43条東17丁目１番３―15号
債務者　林　　大希
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　悟志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２３５４号
名古屋市守山区東禅寺802番地　ヴィアラッテア302号
債務者　酒井　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　友信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５２３号
名古屋市西区浄心１丁目１番６―803号　シティ・ファミリー浄心、従前の住所名古屋市東区徳川１丁目407番地　ヒルズ徳川503号
債務者　伊地知　宏
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊田憲一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５４８号
名古屋市天白区植田東３丁目201番地　オランジェエトワール40Ｂ号
債務者　山田　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤谷　久美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０２０号
堺市中区八田北町611番地12
債務者　フレッチ・ビンテージ・アンド・ユーズド・クロージングこと　林　まどか（旧姓久保田）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角石紗恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９８号
北海道岩見沢市２条西14丁目15番地　スプルース201
債務者　太田　喜章
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野田充宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１４６０号
埼玉県川口市芝新町16番９号、旧住所埼玉県川口市芝新町16番21―１号
債務者　竹下　淳一
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒生　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７０３号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―28―105
債務者　伊藤　浩光
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓼沼　佳孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６００号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保5313番地　バンティアンビラージュ402号
債務者　石井　　章
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塩　　慧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２２７１号
名古屋市守山区新守山1911番地　カーサプリムラＡ101号、従前の住所名古屋市千種区萱場２丁目７番７号　ザ・パークサイド千種北904号
債務者　荒木　　基
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新下久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３０５号
愛知県春日井市高森台９丁目１番地１　111号棟103号室
債務者　稲垣　良太
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　幹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５５号
長崎県佐世保市潜木町856番地１
債務者　折原　和樹
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　久典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第２８１号
沖縄県宜野湾市我如古１丁目38番５―101号津波古アパート
債務者　佐久田　正
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊佐香菜子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１６３４号
さいたま市中央区本町西４丁目７番２―２号リブリパトリス201
債務者　菅原　杏奈
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　千秋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６５０号
埼玉県越谷市赤山町２－１－１　ライフピア越谷ストーリア601号、住民票上の住所埼玉県越谷市南越谷３丁目22番54号　南越谷レジデンス206
債務者　柿木　良太
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　翔一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１６１９号
千葉県船橋市東船橋６丁目３番26号　サニーコート東船橋202号
債務者　景山　弘一
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎌倉鈴之助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第３２７号
愛知県新城市川路字萩平１－736　ビレッジハウス萩平２号棟301、住民票上の住所愛知県新城市平井字西原16番地２　セジュール平井Ａ102
債務者　古瀬　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１６３号
長崎県佐世保市日野町810番地４
債務者　岡田　　昇
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第３５０号
埼玉県比企郡吉見町東野二丁目15番地16
債務者　八木　美華
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１０５１号
東京都足立区南花畑５丁目７番10―303号
債務者　奥村　義広
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　圓山　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５１１号
愛知県岡崎市桑原町緑陽台８―84、住民票上の住所愛知県豊田市高上２丁目23番地４
債務者　佐藤　華枝（旧姓大下）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　真紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第７４７号
熊本県熊本市北区植木町山本739番地４　エレガントＭ　101号室、破産申立時の住所埼玉県狭山市柏原4332番地　パークサンハイム203
債務者　山田　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１５００号
京都府宇治市平尾台三丁目14番地の12
債務者　谷安　啓行
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２６６号
長崎県長崎市西琴平町８番16号　103号室
債務者　橋口　秀樹
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７１号
北海道北見市豊地426番地
債務者　木村　圭一
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第２２９５号
神奈川県藤沢市江の島１丁目８番３号
債務者　中野　政輝（旧姓岩村）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長田　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１８６号
長野市吉田４丁目５番16―213号　メゾンデュオーラ信濃
債務者　横澤　洋樹
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　　暢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３６６号
名古屋市千種区堀割町２丁目25番地の４　コスモス覚王山201号、従前の住所名古屋市昭和区広路町字南山71番地　南山レジデンスＢ棟202号
債務者　横張　志穂
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田　幸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９２４号
堺市美原区南余部318番地１　フィフスアベニューイースト202号、前住所堺市東区日置荘西町２丁45番９号
債務者　中尾　汰地
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村岡　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９９４号
大阪府河内長野市市町358番地の２　＜プログレスコート101号＞
債務者　東本　雅至
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福塚　圭恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１４６号
北海道苫小牧市春日町３丁目５番15号　ブリティッシュ喜多Ａ棟201
債務者　伊田加衣里
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細谷　祐輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後３時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第２３４号
三重県桑名市大字下深谷部5080番地28
債務者　中村　恭彰
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　龍範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１５４３号
埼玉県川口市元郷２丁目15番２―3007号　エルザタワー32
債務者　坂口　光司
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪　　和隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８４号
横浜市都筑区高山12番５号　ＣＨＡＭＢＯＲＤ高山１Ｆ
債務者　原田　政吾
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若田　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８５号
横浜市都筑区高山12番５号　ＣＨＡＭＢＯＲＤ高山１Ｆ
債務者　原田富美子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若田　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７号
石川県加賀市大聖寺瀬越町23の65番地
債務者　澤田　純子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高見健次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第２９６号
静岡市清水区旭町１番17号　丸栄ビル３階
債務者　長谷川元信
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　可児　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３０１号
岐阜市大洞柏台１―１―1355、住民票上の住所岐阜市加納水野町２丁目15番地
債務者　長谷川伸一郎
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山科正太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５２５１号
大阪市東淀川区下新庄３―４―27　ハイツサンロイヤル502、住民票上の住所大阪市東淀川区上新庄１丁目２番37―201号
債務者　城間　辰裕
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井﨑　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１８５号
山形市平清水２丁目４番６号
債務者　三浦古都美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９５号
山形市大字大森576番地の97
債務者　相馬紀枝子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９７号
山形県上山市新湯２番４号、前住所山形県南陽市赤湯173番地の８　コーポ喜永　202号室
債務者　板垣　耀琉
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８６号
静岡県磐田市一言2550番地４　コミューンアビタ102
債務者　國下　眞美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１７３８号
名古屋市守山区桜坂３丁目316番地　サンモールＢ棟103号
債務者　岡山　由実（旧姓後藤）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９９９号
名古屋市西区比良三丁目547番地　メゾンエトワール205号、従前の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野田158番地１　秋善ビル302
債務者　廣本　裕己
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１０５号
愛知県愛知郡東郷町春木台４丁目９番地６ラ・フォーレ伊桜里206号
債務者　高橋　志穂
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１７２号
名古屋市天白区天白町大字八事字裏山67番地の117　塩釜口　105
債務者　松本　秀典
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２７３号
名古屋市瑞穂区新開町３番13号　アーバン神宮東ビル308号
債務者　石本　慎一
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３２４号
愛知県常滑市新田町４丁目120番地　ｏｂｌｉｇｅ新田町101号
債務者　藤井　敏希
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３９７号
名古屋市北区辻町２丁目55番地の１　デュオシャンテ102号
債務者　澤井紀美枝
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４３３号
愛知県瀬戸市八王子町30番地の２
債務者　富田　昇子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４４１号
名古屋市天白区元植田３丁目2105番地　ラポール林Ⅱ201号
債務者　渡邉　　岬
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４６０号
愛知県日進市梅森台２丁目254番地　エクセルイーストアイ201
債務者　鬼頭　爽生
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５２１号
愛知県あま市七宝町伊福河原３番地６　グループホームシンフォニー七宝
債務者　黒川　詩歩（旧姓中村）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５６８号
名古屋市西区赤城町115番地の１　赤城パークマンション２Ｂ号
債務者　山平　理絵
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７０号
長崎県佐世保市黒髪町60番36号　クロノスＸ佐世保黒髪　Ｂ棟　101号
債務者　宮本ゆかり
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第６５３号
埼玉県川越市大字的場2028番地３　（グリーンピア・フジ201号室）
債務者　松木　　唯
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７３４号
埼玉県所沢市若狭３丁目2551番地の１　第一青木コーポ202
債務者　大塚　真弓
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７３８号
埼玉県ふじみ野市上福岡四丁目14番９号　サワシティ101号室
債務者　宮村　祐麻
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７３９号
埼玉県ふじみ野市上福岡四丁目14番９号　サワシティ101号室
債務者　宮村美佐子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５１号
埼玉県川越市大字下広谷650番地１　（パールコーポ鶴102号室）
債務者　江原　瑠菜（旧氏名江原瑠輝也）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５８号
埼玉県所沢市美原町３丁目2971番地の12　ロゼア205
債務者　山田絵里奈
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７６８号
埼玉県所沢市中新井２丁目467番地の２　第２錦ハイツ101
債務者　佐藤　一江
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７８７号
埼玉県川越市中台南１丁目15番地10　（スカイガーデンＢ201号室）
債務者　三村　夏奈
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１９９号
愛知県豊橋市大岩町字北山392番地１　レオパレスフローリアスリー202号室
債務者　渡邉　友亮
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２４５号
愛知県豊川市山道町２丁目46番地の１　メゾン46・103号
債務者　永岡　哲司
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１６４１号
さいたま市桜区西堀２丁目21番３号　田中ビル201
債務者　山田　圭汰（旧姓岡部）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６８９号
埼玉県久喜市伊坂北２丁目15番地８
債務者　榊田　正行
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７１３号
さいたま市北区宮原町４丁目31番地16　メゾンＦＵＪＩ宮原202
債務者　安藤　夏歩
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７３８号
埼玉県和光市新倉３丁目４番10号　Ｌａ　ｆｒａｉｓｅ301
債務者　熊本　統伸
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７６１号
埼玉県北本市北本２丁目100番地３　プリマ北本壱番館201
債務者　三宅加成子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７８９号
埼玉県和光市新倉２丁目３番45号　キャッスルユー202
債務者　黒澤　永子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４３１号
埼玉県越谷市大字弥十郎36番地４
債務者　原　ルミ子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７２８号
埼玉県所沢市中新井３丁目20番Ｃ―1304号
債務者　田上　和男
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７３６号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２―21―504
債務者　佐藤　彰吾
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５０号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目６番27号　第２小杉ハイツ101
債務者　奥山ひとみ
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５３号
埼玉県坂戸市千代田一丁目14番６号　千代田マンション202号室
債務者　小郷　卓弥
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５９号
埼玉県所沢市大字上山口1623番地の１　セントラルヴィレッジ202
債務者　小池　信之
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２９０号
埼玉県深谷市田中753番地９　ハイツ西台202号
債務者　新野　成美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３２５号
埼玉県行田市持田１丁目３番９号　大渕コーポ103
債務者　長島　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１７４７号
代替住所Ａ（旧住所札幌市豊平区平岸４条８丁目５番16―401号）
債務者　小關　愛里（旧姓菅野、辻）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８９５号
札幌市北区新川西２条２丁目11番15号
債務者　藤原　義道（旧姓穴田）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９５２号
北海道千歳市桂木１丁目２番６号　パール桂木Ⅱ105号
債務者　上地美代子
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０３３号
札幌市中央区南８条西13丁目３番28号　コーポ武田108号
債務者　西木　慎也
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２１号
北海道釧路郡釧路町新開５丁目１番地１　ハイム松浦Ｃ号室
債務者　丸山八重子
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４４号
盛岡市山岸五丁目２番５号
債務者　渡辺　芽生
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２４０号
群馬県前橋市天川原町一丁目18番地１　エステートピアショウセンⅠ　102号
債務者　金子　光男
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２３５号
群馬県高崎市中豊岡町519番地
債務者　藤生　雄一
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１０９号
新潟県村上市岩船縦新町５番14号　スマイルＡ202
債務者　小池　孝子（旧姓長野）
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第６８号
新潟県上越市三和区神田2235番地１
債務者　浅野　涼太
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第１８９号
高知市愛宕町３丁目16番28号　Ｎ＆ＡＡＰＡＲＴＭＥＮＴ801号
債務者　山下　由美
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２７号
高知市一宮徳谷８番11－５号
債務者　津野　佳織
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７８号
高知市一宮西町４丁目21番２号
債務者　吉川　隆二
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８５号
高知市介良乙3071番地14
債務者　髙橋　　忍
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８９号
高知市一宮中町２丁目１番18号　グランドステージ一宮中町２Ｄ
債務者　谷下利保奈
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６８号
熊本県八代市鏡町内田1286番地１（Ｉ－201）ドミール、転入前住所福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈421番地１Ｒ’ｓＲｅｓｉｄｅｎｃｅ粕屋Ｍ３号
債務者　有村　信子
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第１７７号
北海道帯広市緑ケ丘東通東45番地　ハピネス緑ヶ丘102
債務者　遠藤日奈会こと遠藤かなえ
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第２４１号
岩手県紫波郡紫波町二日町字山子111番地４
債務者　畠山　芳雄
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第６１号
群馬県桐生市新里町野163番地、前住所栃木県足利市八幡町２丁目12番地３
債務者　五十嵐美香
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第１３９号
千葉県富津市下飯野1126番地　山九（株）君津青雲寮312号室
債務者　木島　丈雄
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１５７号
千葉県君津市六手143番地１、前住所千葉県君津市泉589番地３
債務者　長谷川洋昭
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１６１号
千葉県君津市久保４丁目４番６号　202
債務者　渡邊ひろ子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１７３号
千葉県富津市青木1637番地25
債務者　林　みなみ
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１７６号
千葉県木更津市桜井229番地　１棟101号
債務者　戸村　秀樹
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１８２号
千葉県君津市中野６番地11
債務者　山下　直樹
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１２３８号
東京都多摩市聖ヶ丘１丁目13番地２―505
債務者　久田　浩司
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５５５号
東京都町田市能ヶ谷４丁目37番32号クレメントⅢ101
債務者　赤倉　紀夫
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５６１号
東京都東久留米市中央町三丁目13番18号フローレス中央Ａ―102
債務者　佐々木和幸
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６２１号
東京都町田市忠生４丁目12番地２都営忠生第４　２―406
債務者　天羽　芳郎
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６８０号
東京都八王子市南町９番10号エスパシオビル506号
債務者　山本　和季
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７３３号
東京都八王子市犬目町467番地３
債務者　大崎　友秋
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４４号
香川県観音寺市流岡町1347番地26鹿隈リゾートタウン20―202号
債務者　川﨑　信也
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第１１０９号
千葉市花見川区武石町２丁目705番地
債務者　植田　一文
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３５号
千葉市緑区誉田町２丁目16番地83　メゾン誉田101号
債務者　熱海智香子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２７４号
千葉県八千代市勝田台南２丁目24番17号
債務者　猪俣　美咲
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４４８号
千葉県船橋市飯山満町２丁目484番地35　Ｌｉｋｅｓ飯山満町Ｂ棟203号
債務者　ＳＨＩ　ＢＯＹＩＮＧ　施　　博英（セ　ハクエイ）
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４８３号
千葉県浦安市北栄３丁目25番16―104号
ｂｌｕｅ　ｐａｌｅｔｔｅ　浦安
債務者　原　　優成
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５０４号
千葉市中央区松波２丁目24番４号　松波県営住宅２棟206号
債務者　栗林　むつ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５２４号
千葉県船橋市習志野１丁目９番２号　コーポ千葉201号
債務者　石川　秀雄
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５３４号
千葉市緑区おゆみ野中央５丁目７番地４　コーポ高久203号
債務者　酒井　　舞
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５３９号
千葉市若葉区中田町1041番地１　グループホーム宮田
債務者　木村まさ子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４４号
千葉市緑区おゆみ野１丁目37番地６　マンションみどり102号
債務者　飯田　貴治
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４７号
千葉市緑区おゆみ野有吉24番地10　ビューコート学園台201号
債務者　小松　　翠
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５６２号
千葉県船橋市上山町３丁目525番地63　ジーライズ船橋上山町３－0101号
債務者　矢原香峰子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５７０号
千葉県市川市福栄３丁目14番４－405号（ヴェンアモール）
債務者　宮本　将馬
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５７９号
千葉県市川市曽谷５丁目21番10号
債務者　寺田　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５８０号
千葉県八千代市大和田新田201番地２　アヴェニール・ロジュマン21－103号
債務者　前田　典子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５８３号
千葉市花見川区検見川町５丁目325番地　コーポコグレ２Ｆ
債務者　加藤　進一
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５９７号
千葉県船橋市前原東５丁目50番８号　ルストーレ津田沼105号
債務者　渡邉　瑠南
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６４０号
千葉市稲毛区作草部１丁目９番２号　コーポ笠川101号
債務者　武内　富男
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６６３号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地５街区25棟401号
債務者　川上稚早弥
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４３４７号
大阪府寝屋川市成田南町15番36号
債務者　庵田　眞吾
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５８９号
大阪府池田市畑３丁目１番42号
債務者　伊東　孝治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７９４号
大阪府箕面市半町３丁目４番39号（301号）東華苑コーポ、前住所堺市南区高倉台２丁27番１－606号
債務者　辻　　竜也
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７９７号
大阪府東大阪市寺前町１丁目４番32号
債務者　村田　勝士
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８９９号
大阪市西淀川区中島１丁目４番12号　中島第２住宅202号室
債務者　伊木　弘美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９７９号
大阪府豊中市螢池中町４丁目２番３号
債務者　竹林　秀樹
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０１８号
大阪市此花区酉島３丁目27番20号　205号
債務者　長濱　浩好
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１０７号
大阪市淀川区加島１丁目２番２－207号
債務者　中田　吉宝
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１２１号
大阪市西成区花園北２丁目13番16号　シルバー花園　302
債務者　古田　彩芽
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１５７号
大阪府寝屋川市池田西町３番８－302号　寝屋川池田府営住宅
債務者　仲川　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２１９号
大阪市浪速区浪速東３丁目10番１－204号
債務者　本江　建掛
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３１０号
大阪市生野区新今里７丁目４番６－211号
債務者　小南　純子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３３７号
大阪府豊中市蛍池南町３丁目10－12　ガレリア大阪空港　203号室、住民票上の住所大阪府池田市畑４丁目４番34号
債務者　福井　拓也
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３５１号
大阪市住之江区安立１丁目11番５号　カーサ洋幸　３Ｎ号室
債務者　浅井　明子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４４４号
大阪市旭区清水４丁目12番８－201号
債務者　板倉　祥恵
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５２４号
大阪市阿倍野区共立通２丁目５番22－203号
債務者　布上　紀
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５４２号
大阪府吹田市江坂町３丁目25番23号　(301)
債務者　宗本　隆之
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３９号
長崎県佐世保市大黒町321－１　アルトゥーラ大黒Ａ棟　101号室、住民票上の住所長崎県佐世保市天神５丁目16番35号
債務者　岩瀬るみ子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１４４号
北海道苫小牧市高砂町１丁目５番８号　エステート６　201
債務者　小川　渚
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１０６５号
仙台市若林区荒井東２丁目１番地の１　荒井東市営住宅１棟1011
債務者　齋藤　広満
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０６６号
仙台市泉区上谷刈３丁目16番８－407号
債務者　岩泉　千明
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０７４号
仙台市宮城野区福田町２丁目２番３号　パロン菅野205
債務者　佐々木直子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１０７号
宮城県多賀城市高崎３丁目11番５号　コーポラス軽井沢３－110号
債務者　日下　優弥
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１１４号
宮城県多賀城市大代４丁目８番18号　レジデンス新栄205号
債務者　郷古　一夫
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１２１号
宮城県黒川郡大和町吉岡字西原９番地の39　コンフォール西原Ｃ－１
債務者　安田　由紀（旧姓　菅原）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１９７号
秋田市仁井田本町六丁目７番20号　アルカディアＡ201号、前住所秋田市泉三嶽根１番57号
債務者　加藤　拓也
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０５号
秋田市土崎港相染町字沼端148番地７
債務者　大高　雅博
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０６号
秋田市土崎港相染町字沼端148番地７
債務者　土舘　みほ子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２８号
秋田市御野場七丁目１番５－302号、旧住所秋田市牛島東七丁目15番16号
債務者　工藤　一樹
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４１号
福島県西白河郡矢吹町東郷325番地17
債務者　本田　啓子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第４２号
福島県白河市久田野前田63番地　市営４－401号
債務者　緑川　勇樹
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第２５９号
茨城県つくば市島名2323番地　（諏訪Ｃ12街区２）ミレニオつくば万博記念公園205号
債務者　岩本　智子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２８０号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野一丁目35番地６　ＫＳ住宅Ｆ棟
債務者　雨貝　優子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２８１号
茨城県つくば市泉850番地１
債務者　中山　秀子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２８５号
茨城県つくば市春日３丁目24番地３　プリマベラⅡ棟202号、住民票上の住所茨城県石岡市東成井2219番地89
債務者　齋藤　喬大
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第８４号
茨城県鹿嶋市大字宮津台4765番地４
債務者　東峰　真理
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６４３号
栃木県佐野市吉水町896番地３
債務者　熊倉　敦子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６７５号
栃木県真岡市久下田西二丁目68番地　市営住宅綿町団地Ｃ棟302号
債務者　坪井カツ江
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５７号
千葉県八街市八街に49番地12
債務者　塩野由美子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２６４号
千葉県成田市三里塚光ケ丘１番地766　さがみハイツＢ103号、受任通知時の住所北海道紋別郡興部町秋里763－１
債務者　相馬　　哲
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２９８号
千葉県四街道市鹿渡933番地336　サンローズ205、前住所千葉県茂原市早野1463番地４早野アパートＡ－２、前々住所千葉市稲毛区緑町１丁目25番１号マルサン西千葉ビル405号
債務者　下里　唯愛（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第３０８号
千葉県印西市小林2182番地１　ｃｒｅｎｔｏＥ、前住所千葉県千葉市花見川区長作台２丁目25番19号
債務者　雨宮　優花（旧姓三枝）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第９６号
千葉県茂原市小林2548番地１　ロワジール105号
債務者　大谷　　陸
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第９９号
千葉県勝浦市墨名486番地９
債務者　谷津　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第１７０号
千葉県木更津市桜井新町１丁目８番地８　ＴアンドＭ202、前住所千葉県木更津市朝日３丁目６番５号　204号室
債務者　西尾　卓哉
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第７９３号
川崎市多摩区菅北浦２丁目18番10号　サンフォーレスト　202
債務者　坂元　詩織
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３４２号
新潟市南区大通南４丁目5378番地15
債務者　平林　敬三
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４１１号
新潟市秋葉区程島105番地20　グリーンハイツ程島１－２号
債務者　知野　　学
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４８号
山梨県中央市西新居１番地116　グローリオ西新居204、前住所山梨県富士吉田市新西原４丁目12番２号　メゾン・ド・モンパン203号室
債務者　渡邊　美紅
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和８年（フ）第２０５号
長野市上野２丁目1165番地
債務者　落合　義博
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１１号
長野県塩尻市大字広丘吉田10番地２　フォーブルてづかＣ101
債務者　柳沢ふみ代
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２１５号
長野県塩尻市大門一番町４番12号　プラザ・ドゥメラＢ106
債務者　齊藤佐登司
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第３４４号
岐阜県各務原市那加前野町３丁目39番地（コーポ前野　208）、前住所岐阜県各務原市蘇原新栄町１丁目19番地（アメニティボックス311）
債務者　西田　博基
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１１９号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野1810番地10、前住所岐阜県揖斐郡池田町八幡1305番地
債務者　柴田ミツオことラクエ・シバタ・エリック・ミツオことＲＡＫＵＥ　ＳＨＩＢＡＴＡ　ＥＲＩＣ　ＭＩＴＳＵＯ
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１２１号
岐阜県大垣市東町１丁目90番地６、前住所岐阜県大垣市羽衣町１丁目10番地４
債務者　大橋　明衣
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第３４０号
静岡市清水区蒲原751番地の10　日軽白銀社宅Ｂ54
債務者　島　　英之
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５４９号
静岡市清水区北矢部848番地　ハートきたやべ、旧住所静岡市清水区村松66番地の22　ハイコーポ泉101
債務者　徳永　典子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５９６号
静岡県牧之原市大沢154番地１　赤堀アパート　Ｆ
債務者　鈴木　正彦
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９６号
静岡県富士市石坂135番地の９　コーポリマⅠ－101号
債務者　米山　哲史
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２０７号
静岡県富士市富士町６番15号　ダイエービル201号、前住所静岡県静岡市清水区庄福町８番１号　サンパレス211
債務者　池田　知美（旧姓添田）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２２８号
三重県鈴鹿市岸岡町3098番地の38　ジュネス千代崎202号
債務者　大西　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３５号
三重県津市高茶屋二丁目41番５号　グリーンヒル203、前住所三重県津市高茶屋小森町1704番地48
債務者　菅　古都絵
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４８号
三重県津市芸濃町椋本892番地11
債務者　柳原　君子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５４号
三重県津市上浜町六丁目201番地３　サンシャトー上浜103号
債務者　徳田　裕太郎
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７６号
三重県名張市春日丘２番町135番地
債務者　松山　　圭（旧姓辻脇）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第２４７号
三重県四日市市大字茂福209番地１　シティハイツ藤２Ｄ
債務者　工藤　勝利
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２５５号
三重県桑名市赤尾台七丁目15番地
債務者　清水真結美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第５６号
滋賀県米原市岩脇261番地10
債務者　沢田　純歩
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第６１号
滋賀県長浜市加田町1405番地　ビレッジハウス加田　１号棟　310号室、前住所滋賀県長浜市勝町763番地　グランシャリオ　202号室
債務者　斎藤　　修
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第１２５号
鳥取県鳥取市宮長270番地１　メゾンユナイツＢ－101号、旧住所鳥取県鳥取市気高町下光元564番地１
債務者　大坪　結香
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６８号
鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津350番地　カーサ・オランジュ206号
債務者　石井　祐斗
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第５６４号
岡山市南区福田62番地３　グレーシア福田103号
債務者　大上　達也
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５７２号
岡山市中区旭東町三丁目４番９号　エスポワール旭東205、旧住所岡山県加賀郡吉備中央町北2113番地
債務者　植杉　重信
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５７７号
岡山市中区八幡84番地１　ディアスＵ１106、旧住所岡山県備前市東片上2490番地３
債務者　仲間　正春
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５８６号
岡山市東区宿毛530番地　宿毛東市営住宅302号、旧住所岡山市南区新福二丁目６番５号
債務者　小畑　利秋（旧姓小池）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６１２号
岡山県倉敷市児島下の町10丁目384番地20ベルリンハイツ３Ｆ、旧住所岡山県都窪郡早島町早島111番地
債務者　磯山　　舞
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３４号
岡山市北区桑田町14番12―204号
債務者　平井　文彦
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５８号
広島県安芸高田市吉田町常友1599番地
債務者　青杉　修治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第３１０号
愛媛県松山市宮田町139番地６　宮田町寿ビル504号
債務者　亀岡奈穂子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３８号
愛媛県松山市山越５丁目１番４号　ハイムオチ205号
債務者　髙橋　雄二
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３号
高知県室戸市浮津147番地２　室戸市営住宅第８大谷団地４号室、住民票上の住所高知県室戸市浮津147番地２
債務者　正木　伸弥
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

令和８年（フ）第４９号
福岡県筑後市大字蔵数675番地１
債務者　佐々木まさ子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第６９号
福岡県筑後市大字熊野1649番地２　プリムローズＢ204号
債務者　家中　尋美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第５１８号
大分市金池町２丁目14番３号　ＴＢレジデンス大分駅前405
債務者　植木　　勇
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５２３号
大分県別府市南的ケ浜町１番31号　竹本荘201号
債務者　本山　政治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４００号
鹿児島市西陵１丁目29番12号、前住所鹿児島市吉野町5620番地14
債務者　縣田　浩孝
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４１０号
鹿児島市新照院町23番10号　第三勝ビル702号
債務者　江田　祐美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４２５号
鹿児島市下福元町3340番地１　ときわの丘、前住所鹿児島市西伊敷４丁目22番15号
債務者　丸山　安美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４３８号
鹿児島市西田３丁目16番５号　Ｒｅ庵405号、前住所東京都大田区鵜の木一丁目13番６―204号
債務者　末吉　直美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４５０号
鹿児島市桜島赤水町1123番地１
債務者　有木園秀樹
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４５３号
鹿児島県日置市東市来町長里64番地47　エスポワール長里Ａ棟201
債務者　逆瀬川梨奈
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４５４号
鹿児島市希望ケ丘町13番１号　Ｙ’ｓ　Ｖｉｌｌａｇｅ１号棟102号
債務者　四元　洋子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４６４号
鹿児島県いちき串木野市御倉町173番地３
債務者　鹿丸　秀樹
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２９３号
沖縄県うるま市字江洲39番地１　レジデンス江洲　205
債務者　金城　　萌（旧姓眞榮田）
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第５１号
沖縄県名護市字宮里445番地６　大瀬産業ビル206号
債務者　祝嶺　賢治
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第６３号
沖縄県国頭郡今帰仁村字古宇利248番地
債務者　兼次　光則
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第８８号
岩手県北上市里分12地割35番地１　Ｃｏｍｆｏｒｔ里分　Ｂ棟201、旧住所岩手県八幡平市松尾寄木第13地割143番地
債務者　髙見　奈未
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第７４号
宮城県柴田郡柴田町東船迫１丁目16番地２　ＡＺＵＲＩ105号、前住所埼玉県川口市大字安行原924番地の14
債務者　伊東香緒里（旧姓小林）
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第１６１５号
東京都狛江市中和泉３丁目34番４号メゾンクレール202
債務者　深町　秀治
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６３８号
東京都青梅市新町５丁目８番地の２新町ハイツ101
債務者　並木　春菜
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１１１号
横浜市都筑区平台１番19号　パークノヴァミムラ102
債務者　上田　莉沙
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９０号
横浜市西区中央２丁目40番13―610号
債務者　新貝　未穂
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０６１号
神奈川県藤沢市白旗２丁目15番10―102号
債務者　竹内　康二
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１５４号
横浜市港北区岸根町714番地　パークアベニューイトウⅠ　101号
債務者　加藤　美希
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２５０号
神奈川県藤沢市亀井野２丁目39番地の８　堀マンション301
債務者　志澤　　亨
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２８５号
横浜市旭区東希望が丘５番地27　エメラルドハイム希望が丘105
債務者　石橋　　満
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２９０号
横浜市中区松影町２丁目５番地１　扇荘新館Ａ棟812号室
債務者　松崎　俊治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３２号
横浜市鶴見区上の宮１丁目11番７号　ハイツ西川102
債務者　鈴木　皓貴
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３８号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目９番23―208号
債務者　芳賀　睫新こと　張　睫新（ＺＨＡＮＧ　ＪＩＥＸＩＮ）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０６号
兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目４番８号　ハイツダイチョー303号
債務者　溝部　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第８３４号
広島県山県郡安芸太田町大字加計204番地
債務者　金子つばさ
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０１６号
広島市中区舟入中町４番26―204号
債務者　谷口　雅治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０２２号
広島県東広島市安芸津町大田463番地１　若宮ハイツＥ－１号
債務者　岡田　好子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４９２号
大分市大字下郡1721番地の27市営１Ａ３－100
債務者　鳴　　和宏
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５０７号
大分市末広町２丁目６番16号　朝日プラザ末広Ⅱ402
債務者　飛永小百合
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２９０号
沖縄県中頭郡中城村字南上原952番地１　55街区６－１画地
債務者　照屋　律子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第５３号
栃木県那須塩原市西遅沢40番地３
債務者　田代　節子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第１８６０号
東京都八王子市明神町２丁目３番12号第３角田ビル401号
債務者　木村　京子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２７７号
石川県河北郡内灘町白帆台１丁目88番地１　内灘温泉病院内、従前の住所石川県河北郡津幡町字清水へ510番地２　ビレッジハウス津幡１号棟105号（住民票上の住所）石川県かほく市白尾ヌ12番地７
債務者　小池田　勝
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８０号
石川県小松市湯上町ロ30番地１　シェモア粟津103号室、従前の住所富山県南砺市理休277番地
債務者　中山美早子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第５０１号
兵庫県西宮市今津出在家町６番－１ジオ西宮今津120号室、住民票上の住所神戸市中央区二宮町２丁目６番21―802号
債務者　井上預奈子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５７７号
兵庫県西宮市山口町上山口1427番地１　サニーハイツジュンＢ－201号、前住所神戸市北区長尾町上津3426番地の５
債務者　桑原　里佳（旧姓安井）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６０２号
兵庫県西宮市上田東町１番17―102号
債務者　宮城　早苗
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６０９号
兵庫県尼崎市昭和通１丁目16番13号
債務者　松下　裕一
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６１０号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目７番１―201号
債務者　吉村　麻衣
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１９０号
兵庫県明石市硯町２丁目３番13―402号
債務者　大堀　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２４７号
兵庫県明石市二見町東二見488番地の２　県営明石東二見第２高層住宅１―302号
債務者　岡田　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１２号
島根県益田市横田町2000番地２（302）ユーミー横田
債務者　大庭　寛子（旧姓　田村）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第１７号
島根県益田市かもしま西町４番地１（Ｂ―104）アージュ　ベル　Ｂ
債務者　盛崎　梨南
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第８１５号
広島市東区中山中町16番21―102号　メゾンあきＡ棟
債務者　小野　納都子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０５５号
広島市西区大芝３丁目14番14―1002号
債務者　喜多村智子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２２号
千葉市稲毛区小仲台９丁目６番18号
債務者　後藤　仙彦
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５００号
千葉県市川市菅野１丁目23番20号　（コーポマキ101号）
債務者　加藤信太郎
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５０３号
千葉県市川市幸２丁目15番16―311号　（ローズガーデンＡ21）
債務者　山田　浩美こと　金浩美（キンホミ）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５３８号
千葉市中央区蘇我４丁目14番２－２号
債務者　北澤　亜希
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４９号
千葉県市原市国分寺台中央２丁目15番地16　クラウド207
債務者　坂本　恭介
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５５１号
千葉県浦安市猫実１丁目８番１―102号　猫実第２市営住宅
債務者　亀井　利恵
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５５４号
千葉県八千代市萱田町752番地６　藤代ハイツ２号室
債務者　児玉　和子（旧姓野崎）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５５６号
千葉県船橋市田喜野井６丁目18番３号　ビューシティ薬園台202号
債務者　土橋真菜美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５６７号
千葉県市川市本塩24番14号　（メゾンケームＶ―201号）
債務者　大野　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５７５号
千葉県船橋市西習志野１丁目13番12―104号
債務者　中江　一郎
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５８４号
千葉県船橋市芝山１丁目46番１―204号
債務者　成田　玉紀
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５８５号
千葉県船橋市本中山７丁目12番13号　レオパレス・マ・メゾンＡ―102号
債務者　宮本　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５９０号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目26番１号　イーストサイドハイツ212号
債務者　佐藤　加織
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５９６号
千葉市中央区末広２丁目２番19号　末広サンフレアＢ棟103号
債務者　樫木　　隼
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６００号
千葉県市川市大野町３丁目198番地９
債務者　高橋　修一
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３０１号
千葉県八街市八街へ199―1342、住民票上の住所千葉県八街市東吉田259番地28、前住所東京都大田区仲六郷４丁目７番１号ヴィラ仲六郷101
債務者　勝股　　奨
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第８７３号
神戸市東灘区魚崎南町７丁目13番13―201号
債務者　谷口　晃也
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０５号
神戸市垂水区北舞子２丁目６番４―401号
債務者　小林　冴稀（旧姓木下）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９６７号
神戸市灘区篠原本町１丁目７番19号　アーバンヴィレッジ篠原本町503号室、従前の住所神戸市東灘区北青木１丁目１番１―214号
債務者　阿部　龍也
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０７８号
京都市伏見区竹田七瀬川町351番地　山本マンション２―１、前住所京都市伏見区桃山最上町43番地　エミネンス桃栄313
債務者　池田　桃子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１１７号
京都市中京区壬生高樋町28番地10　壬生ハイツ　301号
債務者　藤森　愛美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１３４号
京都府向日市上植野町地後３番地　メゾン河忠　３Ｆ311号
債務者　竹下　　厚
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１６１号
京都市左京区北白川西蔦町29番地　パン・クリニックス北白川３Ｅ
債務者　石田　順子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２６号
島根県松江市青葉台６番17号
債務者　竹林　祐香
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１３号
青森県黒石市寿町24番地、旧住所群馬県太田市南矢島町38番地３　ライズ５―201号
債務者　嘉瀬　裕樹
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第５４６号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目２番20号
債務者　丸山　　光
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１１５号
山口市小郡上郷1329番地１　宮ノ原市営住宅467号
債務者　中村　秀治
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第９４号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2268番地７
破産者　早崎　誠一
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１１３号
長崎県佐世保市江迎町乱橋573番地11
破産者　友野　直樹
１　決定年月日　令和８年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第１４４８号
仙台市太白区西中田５丁目６番17号　ベルトピア仙台16Ｂ－110、従前の住所仙台市太白区西中田３丁目２番７－206号
破産者　瀧澤　義和
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４２１号
仙台市青葉区堤町１丁目８番58号　コーポ高橋102
破産者　佐藤さよ子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８１号
山形県米沢市窪田町窪田375番地の１　ボンソワール301号室
破産者　高橋保乃伽
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和６年（フ）第１１９号
茨城県坂東市逆井6236番地２
破産者　名越　和彦
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第２２３号
茨城県筑西市旭ヶ丘2922番地８
破産者　ひろせ農園こと　廣瀬　亮之
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１６１号
鹿児島県西之表市西之表16109番地２　ウエストヒルズ303
破産者　淺賀　一幸
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第２１３１号
北海道恵庭市住吉町２丁目７番18―101号
破産者　岸下　文雄
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３２９号
札幌市白石区本通17丁目南１番３－303号
破産者　堀　　寛
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２２号
青森市大字西田沢字浜田137番地29
破産者　市川　　誠
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７１号
青森市合浦２丁目11番16号
破産者　奥山　敬太
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１３４号
宮城県石巻市湊東２丁目19番地１　サービス付き高齢者向け住宅湊、開始決定時の住所宮城県石巻市門脇字一番谷地57番地の18　第二恵仁ホーム
破産者　佐々木賢治
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２２号
宮城県石巻市北上町十三浜字石生136番地73
破産者　武山　久美
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第８９号
宮城県石巻市錦町１番25号
破産者　遠藤　大輔
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第９２号
宮城県東松島市赤井字新川前22番地２　スィートホーム・スィート愛の詩、前住所宮城県石巻市鹿妻南５丁目１番11号
破産者　高橋　真二
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第８６号
福島市鎌田字深町32番地の５、従前の住所神奈川県川崎市川崎区大師駅前２丁目８番９号リッシュ・ド・シャルム101
破産者　田中　柊斗
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１２５号
福島市吉倉字谷地36番地の１あんしんハウスⅠ　1
破産者　菊地ミヤ子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和７年（フ）第１１４号
千葉県銚子市黒生町7380番地の19
破産者　安藤　眞光
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第４６号
茨城県神栖市知手中央六丁目18番30号　三恵荘６号
破産者　中島　次生
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第７６７号
埼玉県鴻巣市箕田3630番地１　エアリーレジデンス　102、破産手続開始決定時の住所埼玉県鴻巣市稲荷町19番21―102号　パークハイムヤジマＢ
破産者　金田一　稔
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８３３号
埼玉県朝霞市宮戸３丁目５番15号
破産者　久保　乙美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９３３号
埼玉県新座市野火止三丁目10番16号
破産者　宮本　秀己
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９５３号
埼玉県川口市大字辻606番地の２　鳩ヶ谷スカイハイツ416
破産者　岡崎　綾一
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９６１号
さいたま市見沼区大字東門前254番地１　ＣＫ東門前204号室
破産者　宮川　隆男
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９７０号
さいたま市西区大字指扇572番地１　コンフォルトＢ101
破産者　松本　紀子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９７４号
埼玉県川口市飯塚４丁目２番１―608号ＲＪＲプレシア川口、旧住所埼玉県三郷市早稲田１丁目21番地９　クレストパレス三郷102号
破産者　大高　　翔
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０１５号
埼玉県上尾市大字南545番地16
破産者　中村亜由美（旧姓亀山）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０４４号
さいたま市岩槻区大字平林寺1484番地８　スミレハイツＣ棟101
破産者　窪田英里佳
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０６６号
さいたま市北区大成町４丁目121番地１　けやきハイツ101号
破産者　佐々木直子（旧姓安田）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第４６４号
埼玉県入間市小谷田１丁目16番29号
破産者　吉澤　泰子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１８２号
埼玉県所沢市緑町２丁目１番20号　丸幸マンション新所沢102
破産者　細野　　晃
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３１０号
埼玉県所沢市大字上安松854番地の１　高田コーポ２―205
破産者　和田　大輝
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３４６号
埼玉県入間市豊岡１丁目６番12号　アーバン入間Ⅱ502
破産者　橋本　圭輔
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３５９号
埼玉県川越市大字下赤坂689番地４
破産者　那須　　博
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４０６号
埼玉県所沢市東所沢５丁目14番地の11　岩崎コーポ203
破産者　三田村拓哉
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４２３号
埼玉県所沢市大字北秋津448番地の５　グランフォルム武蔵野２―202
破産者　松江　直樹
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４２４号
埼玉県所沢市大字北秋津448番地の５　グランフォルム武蔵野２―202
破産者　松江　京子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４３７号
埼玉県所沢市北有楽町２番14―505号　ラ・アトレ所沢航空公園
破産者　望月　邦晃
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１３０８号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７―20―７　山口方、住民票上の住所神奈川県藤沢市石川2761番地の７
破産者　武藤　秀人
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５２０号
横浜市南区中里１丁目15番23―503号
破産者　川村　富康
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３７２号
川崎市宮前区馬絹１丁目21番17号　パストラルハイツ宮前平　102
破産者　瀧瀬　未来（旧姓大野）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５１８号
川崎市幸区戸手３丁目５番10号　ＲＩＡＤ　ＲＩＳＡ　101
破産者　アハメド　フォヤジ（ＡＨＭＥＤ　ＦＯＹＡＪ）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５２２号
川崎市宮前区土橋１丁目10番地26　宮前平パーク・ホームズ　ヒルテラス　306
破産者　宇都宮圭祐
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３１４号
神奈川県厚木市酒井2171番地１　ヴィラハイツＴ・Ｉ　Ｉ―101
破産者　渡邉　瓔子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第６８４号
神奈川県平塚市長持474番地の１　コーポキャッスル104号
破産者　外立　瑞稀（旧姓前場）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１８号
神奈川県厚木市戸田2317番地３　シャン・モルティ204
破産者　児玉　清則
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２１７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1487番地　コーポ紺屋２―107
破産者　野崎智恵美
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２５０号
神奈川県厚木市戸室１丁目28番12―206号
破産者　柾木千恵子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２７３号
神奈川県横浜市港南区港南台５丁目１番３―502号
破産者　佐藤眞知子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３２８号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目12番31号　フルハウス　105号
破産者　原田　進吾
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１０８号
新潟市東区上木戸３丁目16番34号　コーポくしま103号
破産者　清水　未希
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６８号
新潟市中央区南笹口２丁目５番20―206号
破産者　髙井真千子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４３号
新潟県五泉市村松学校町５番８号
破産者　長澤　正一
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３７号
長野県安曇野市明科中川手1607番地　パルコオオタＢ102
破産者　服部　俊幸
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１１６号
静岡県富士市大淵3218番地の４、前住所千葉県君津市中野５丁目14番20号　103
破産者　石川　浩夢
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１１８９号
愛知県小牧市城山１丁目６番地６　コンフォール城山６号棟502号、従前の住所岐阜市琴塚３丁目12番20号
破産者　乙部　　覚
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３９７号
名古屋市中区千代田２丁目９番30号　ＬＵＭＩＮＯＵＳ　ＴＳＵＲＵＭＡＫＯＥＮ205号
破産者　小島　佑斗
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和５年（フ）第１２５号
大阪府大東市南新田１丁目南新田団地８号棟301号室、住民票上の住所大阪府富田林市小金台１丁目10番29号（202）
破産者　松崎　洋子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６１号
神戸市長田区若松町３丁目１－１フレールアスタ若松住宅１号棟1104号室、住民票上の住所兵庫県西宮市西福町13番17―303号　（従前の住所）神戸市兵庫区新開地５丁目２番７―204号
破産者　河本　英博
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６９号
神戸市東灘区岡本７丁目14番15―508号
破産者　ｔｏｔｅ　ｃｏｆｆｅｅこと　村上貴昭
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３６６号
岡山県玉野市玉原１丁目３番305号
破産者　田中　光雄
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３９７号
広島市安芸区矢野西五丁目20番８―309号
破産者　菅野　淳太
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０８号
広島市中区舟入中町３番７―503号
破産者　松本　琴子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２３号
山口県岩国市門前町２丁目６－１－101（開始決定時の住所）山口県岩国市美和町生見12441番地25
破産者　児玉　静男
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第２４号
愛媛県今治市小泉５丁目６番38号　特別養護老人ホーム　日高荘、前住所愛媛県今治市高市甲37番地３、（前々住所）愛媛県今治市東鳥生町１丁目７番47号　日光マンション　５号
破産者　越智ことみ
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第１９号
高知県高岡郡四万十町窪川1380番地58
破産者　今井（旧姓　山沖）　寿子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第３０号
福岡県八女市星野村1490番地　縫尾団地14号、前住所福岡県久留米市津福本町1688番地144　ベルナールⅡＢ棟105号
破産者　山口　洋二
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第３８号
福岡県八女市酒井田299番地３
破産者　松﨑　啓介
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和７年（フ）第４４号
大分県日田市隈１丁目１番28号　伊藤店舗ビル　２Ｆ号室、前住所大分県日田市亀山町２番18号　伊藤ビル１Ｆ
破産者　綿川　裕樹
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和７年（フ）第５８８号
宮崎市高岡町浦之名4217番地13、前住所鹿児島県日置市伊集院町妙円寺三丁目13番地６
破産者　山下　成人
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２１１号
鹿児島県いちき串木野市麓541番地
破産者　吉武　寛史
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２３４号
鹿児島県日置市吹上町湯之浦764番地10
破産者　勅使河原一隆
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２３５号
鹿児島県日置市吹上町湯之浦764番地10
破産者　勅使河原けい子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３２号
鹿児島県姶良市加治木町錦江町317番地６　サンクレージュ20Ｃ、前住所宮崎県宮崎市大島町馬場尻1880番地19
破産者　村川　純也
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第６６号
鹿児島県姶良郡湧水町木場524番地　上野原住宅１号棟
破産者　清水　裕二
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第７号
函館市中道２丁目６番11号　社会医療法人仁生会　西堀病院、住民票上の住所函館市梁川町12番16号
破産者　河野　榮一
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１９７号
函館市湯川町３丁目12番15号　ナーシングホームレラ湯の川
破産者　伊藤　　忍
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第５７号
北海道北見市中央三輪３丁目530番地54
破産者　冨樫　　学
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第１１３号
秋田市泉中央三丁目12番18号　ブルージュ九番館102、旧住所青森県十和田市西十六番町18番10号
破産者　久保　寿信
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１９号
秋田市桜一丁目９番10号　ルミナスＫ　103
破産者　星野　知美
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１３号
秋田県にかほ市平沢字家妻３番地１
破産者　佐藤　　玲
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

令和７年（フ）第３３４号
茨城県土浦市右籾2427番地３
破産者　仲村　勝宏
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第３３５号
茨城県土浦市右籾2427番地３
破産者　仲村　富巳子
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１７４号
茨城県つくば市花畑２丁目１番地４　ツインウッドスクエアＢ棟205号
破産者　稲葉　景美（旧姓加藤）
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第２９７１号
横浜市南区大岡３丁目４番26号
破産者　秋元　　仁
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０号
新潟県佐渡市市野沢196番地２
破産者　大水　雄司
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和８年（フ）第１０５号
富山県射水市小島1148番地３
破産者　泉崎　修吾
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第１９４号
静岡県裾野市公文名387番地の25、前住所静岡県駿東郡長泉町上土狩343番地の４　サンハイツ秋山Ｂ棟101号
破産者　髙橋　明里（旧姓大橋、眞野）
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２０４号
静岡県沼津市下香貫馬場514番地の１　ブリーゼ101号
破産者　永野　隼都
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２４９号
静岡県駿東郡長泉町下土狩563番地の１
破産者　仁杉　賢一
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第７２号
静岡県磐田市福田中島1199番地１　エバーグリーン112
破産者　島田　益秀
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３４０号
兵庫県尼崎市南塚口町７丁目３番16号　ダイドーメゾン塚口Ⅲ　407、前住所兵庫県尼崎市大島１丁目６番１―301号
破産者　中村　一行
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３９７号
兵庫県西宮市東町１丁目11番15号　シーサイドハウス東町101号、前住所兵庫県西宮市松原町７番16号　フラットオーク101号
破産者　森本　　孝
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２２０号
徳島県徳島市南末広町４番32―304号、旧住所徳島県徳島市上八万町西山1352番地
破産者　濱野　三治
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７４号
香川県高松市亀水町1421番地８
破産者　中出　祥子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１８１号
香川県さぬき市志度2915番地
破産者　岡村　耕作
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１８５号
高知県高岡郡日高村岩目地480番地
破産者　北添友一朗
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９号
宮崎市大字本郷北方2154番地10
破産者　河野　裕城
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７４号
宮崎市大島町平原966番地１　ジェネシス大島Ａ棟101号
破産者　今村　真梧
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

令和８年（フ）第２６５号
千葉市若葉区小倉町877番地10　グランリールⅠ　101号
破産者　時田　純也
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第９１号
群馬県太田市藤阿久町246番地
破産者　株式会社コーリン
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第９５６号
埼玉県ふじみ野市大井649番地
破産者　有限会社アタック産業
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第４６２号
新潟市西区内野町496番地
破産者　株式会社丸共鮮魚
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

令和５年（フ）第１２号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富8660番地
破産者　有限会社エム・ケー・エム
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所伊那支部

令和７年（フ）第４７号
岐阜県下呂市金山町中津原796番地の１
破産者　株式会社さかえや商店
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第８４号
静岡県富士市中島484番地の３
破産者　三国機工株式会社
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第１０３号
静岡県富士宮市宮原302番地の３
破産者　株式会社メグ電工
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第２０２９号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地５―６―205
破産者　森原　哲也
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８６３号
東京都府中市清水が丘１丁目５番地の29ＹＳハイツ102
破産者　貝塚　義宏
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第８０５号
京都市北区紫野上門前町23番地
破産者　株式会社京西陣古川
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

免責許可決定

令和８年（フ）第８３号
高知市小石木町198番地11　グランドパレス103
破産者　辻　　隆行
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９４９号
千葉市中央区星久喜町1210番　市営住宅第１団地３―308、住民票上の住所千葉市中央区大巌寺町343番地４　コーポ東台Ｂ棟203号
破産者　千葉　稜介
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１６５号
千葉県市川市行徳駅前４丁目22番22―610号（グランカーサ行徳）
破産者　藤森　　藍
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３１０号
鹿児島市荒田１丁目38番３－1101号、前住所鹿児島市原良１丁目６番15号　マンションM302号
破産者　木脇　浩嗣
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３２１号
鹿児島市西佐多町4082番地、前住所鹿児島市本名町1160番地12　カリーズハウス憲202号
破産者　川西　敏久
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５２６号
千葉県市川市幸１丁目１番１－217号　（行徳ニューグランドハイツ）
破産者　千原　和博
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５７７号
千葉県市川市新井３丁目４番14－202号（ニュールックハイツⅡ）
破産者　前田　徳己
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８４０号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1547番地59　テラスハサマ103号
破産者　大島　隼人
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９２０号
千葉市中央区中央３丁目９番10号　グリーンランド千葉中央501号
破産者　児嶋　智恵
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９３６号
千葉市若葉区小倉台１丁目16番４号
破産者　高根　　智
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９４６号
千葉県市原市五井西４丁目13番地１　パークハイムマルサンＤ201号室
破産者　落合　　瞳
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０５０号
千葉市緑区誉田町２丁目10番地105　ラパンⅡ　101号
破産者　峯島　和貴
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１６４号
千葉市中央区道場北１丁目４番２－１号　ｔｈｅ　ＣＬＡＳＳ102号
破産者　植草　沙奈（旧姓中島）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４７号
千葉県木更津市長須賀689番地２　サンプレイス102
破産者　森　千賀子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第２７５号
鹿児島市草牟田２丁目34番９号　フレンドコーポ福留302号
破産者　内屋　　望
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２９０号
鹿児島市東谷山５丁目４番15号　シュプール301号
破産者　杉元　幹彦
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２９７号
鹿児島市慈眼寺町17番31号　グリーンハイツ福徳101号
破産者　福吉真佐美
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１６号
鹿児島市高麗町26番４号　アベニュー高麗1101号
破産者　下田平智美
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１８号
鹿児島市下田町1898番地１　グループホーム然縁Ｂ棟11号、前住所鹿児島県伊佐市大口原田162番地４　テラスハイツ大口Ｂ　101号
破産者　白坂　尚樹
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１９号
鹿児島市谷山中央２丁目702番地16　ビレッジハウス谷山２－408号、前住所鹿児島市宇宿２丁目27番12号　グローリアス21　402号
破産者　末満　洋人
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３２８号
鹿児島市自由ヶ丘２丁目５番11－２号
破産者　植竹　夏美
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３３４号
鹿児島市郡元１丁目15番３号　中郡アパート201号
破産者　田淵絵利香
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３３７号
鹿児島市鴨池２丁目３番９号　サンライズ鴨池707号
破産者　椿　　晋平
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３４０号
鹿児島市坂元町48番８号、前住所鹿児島県鹿屋市寿１丁目18番14－１号
破産者　松尾　友理
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４８５号
栃木県宇都宮市下川俣町154番地13　メゾン・ド・フローレンスＤ101、前住所栃木県宇都宮市御幸本町4871番地124
破産者　市川　優香
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４９１号
栃木県鹿沼市東町１丁目１番16号　ＡＭＵＺＡ　Ｂ棟
破産者　山崎　正江
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３２５号
埼玉県春日部市上蛭田67番地１　エテルノ豊春506号室
破産者　齊藤　貴子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３４２号
埼玉県草加市栄町３丁目３番23－405号
破産者　山口　英郎
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３５２号
埼玉県春日部市不動院野2793番地１　なごみ不動院野、旧住所埼玉県春日部市谷原２丁目６番地４　第32アオイビル206号
破産者　坂巻　喜作
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４１３号
埼玉県三郷市三郷２丁目18番地１　コーポしまむら第２ハイツ103、旧住所埼玉県三郷市新和４丁目310番地　ティンカー・ベル201
破産者　内海　純子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４４８号
埼玉県草加市青柳６丁目50番10号　有限会社拓新建設内
破産者　梅原　　清
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４４９号
埼玉県八潮市大字木曽根1565番地７
破産者　佐藤　初美（旧姓大隅）
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４６９号
埼玉県春日部市緑町３丁目３番38―２号
破産者　会田　美穂
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４８４号
埼玉県春日部市道順川戸10番地８
破産者　青田　仁恵
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１９８号
埼玉県深谷市上柴町東２丁目12番地20
破産者　小林　　弘
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２６０号
埼玉県深谷市田谷241番地３　シティエレガンス103号
破産者　玉川　里絵
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２６５号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2519番地９
破産者　角田麻美こと　姜　　麻美
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２６６号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2519番地９
破産者　角田圭姫香
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２７３号
埼玉県熊谷市妻沼1976番地５
破産者　荒井　純子（旧姓長谷美）
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第１３２９号
千葉県市原市西広６丁目16番地19
破産者　野口　賢伍
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３５２号
千葉県習志野市泉町３丁目10番10―611号
破産者　小柳　弥久
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４１６号
茨城県常陸大宮市氷之沢304番地、開始決定時の住所千葉市花見川区柏井４丁目50番３号ソレイユ鷹の台Ｂ棟107号
破産者　平塚　一浩
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６３７号
千葉市若葉区大宮台２丁目８番10号
破産者　長谷川　泰
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８７３号
千葉市中央区神明町25番地２　君待橋508号
破産者　金坂　拓生
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８８２号
千葉県市原市迎田56番地　ビレッジハウス迎田４号棟503
破産者　森田　　尚
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０３１号
千葉市若葉区貝塚２丁目18番２号　ベルフルール　201号
破産者　西岡　　葵
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０４０号
千葉市若葉区野呂町388番地１
破産者　馬渡　明樹
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０７８号
千葉市中央区仁戸名町214番地10　サクセス16　103号
破産者　西川　京佑
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０９０号
千葉県市原市光風台３丁目335番地
破産者　三澤　槙吾
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１１２号
千葉市美浜区真砂４丁目４番１棟813号
破産者　渡部　竹志
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１３８号
千葉市緑区辺田町605番地２　フジェール
破産者　横山　　光
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１４８号
千葉市花見川区花見川１番25棟207号
破産者　小林　紀子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７４号
千葉県浦安市堀江５丁目23番24号　浦安ハイツ
破産者　佐藤　孝之
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７５号
千葉県市川市八幡３丁目９番23号　（美咲ハイツ101号）
破産者　成田　慎治
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７６号
千葉県船橋市本町７丁目４番22号　さつき苑103号
破産者　鈴木まゆみ
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１８５号
千葉市花見川区宮野木台１丁目24番20号
破産者　岡山　幸平
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２０８号
千葉県市原市椎津738番地５
破産者　伊藤あゆみ
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２１９号
千葉県市川市相之川１丁目21番23―505号（プライムリバティ南行徳）
破産者　戸谷雄一朗
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３６号
千葉市稲毛区稲丘町28番３号　ランドフォレスト稲毛102号
破産者　北爪　万里
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２９７号
千葉市中央区栄町41番２号　ビラサカエ403号
破産者　伊藤　雄紀
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２８号
長崎県佐世保市赤崎町596番地14　赤崎住宅２号館303号
破産者　中村　朱紀
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１３２号
長崎県佐世保市大和町1110番地１　川崎二戸一住宅２号室
破産者　田中　龍也
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１３５号
長崎県佐世保市江迎町田ノ元10番地１
破産者　植松　寛子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１３６号
長崎県佐世保市南風崎町119番地４　グループホーム　みのりの里コスモス、住民票上の住所長崎県佐世保市三川内本町218番地３
破産者　福田　修二
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１３７号
長崎県佐世保市日宇町2835番地　介護老人保健施設　長寿苑、住民票上の住所長崎県佐世保市三川内本町218番地３
破産者　市川　敏子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１１５６号
北海道石狩郡当別町太美町2343番地37
破産者　鈴木　孝二
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３７３号
札幌市北区屯田４条３丁目５番16号
破産者　内野　真弓
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３７４号
札幌市北区屯田４条３丁目５番16号
破産者　内野まいか
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４３７号
札幌市東区北12条東11丁目３番10―205号
破産者　戸沢　浩太
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４９３号
札幌市白石区本通14丁目南７番50―305号
破産者　古賀　美夜
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４９８号
札幌市中央区南14条西８丁目５番５―302号
破産者　山本　晴太
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５０５号
札幌市中央区南12条西16丁目３番28号　バロニィ302号
破産者　逸見　香代
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３０号
札幌市西区西野10条８丁目15番１―107号
破産者　髙木　昌幸
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６６号
札幌市西区発寒１条４丁目４番18―407号、開始決定時の住所札幌市西区二十四軒１条５丁目５番１号　サブウエイ24―403号
破産者　牧野　友美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３号
北海道二海郡八雲町熊石鳴神町155番地
破産者　塩谷　嘉洋
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所江差支部

令和８年（フ）第７９５号
仙台市若林区かすみ町２番73号
破産者　安達　耕太
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８３７号
仙台市泉区上谷刈字向原10番地の９　キャステール桂101
破産者　佐藤　幸子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８４６号
宮城県多賀城市留ケ谷１丁目６番７号　ソードヴィレッチ107号
破産者　高橋　晴美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４２号
秋田県大館市美園町５番50号
破産者　藤田　典子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第７９号
愛知県刈谷市荒井町１―11―10　レオパレス海波　208号室、申立時の住所山形県西置賜郡小国町大字小国町390番地　Ａ―102
破産者　土谷　　尚
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第９７号
山形県米沢市万世町梓山4106番地の27
破産者　本間　卓弥
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第９８号
山形県米沢市塩井町塩野2287番地の７　市営住宅３―402号室
破産者　大滝　広高
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１１９号
福島市泉字清水が丘75番地市住２―33、従前の住所東京都杉並区高円寺南４丁目13番２号ＭＩＲＡＣＯＳＴＡＫＯＥＮＪＩ302
破産者　真船　愛華
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１２３号
福島市松川町関谷字大窪66番地
破産者　紙谷　未来
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１４４号
福島市小倉寺字花塚山14番地の22加藤貸家５号室
破産者　渡邉　夕子（旧姓仁和）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第５０８号
栃木県宇都宮市江曽島１丁目13番24号
破産者　長谷川虎次郎
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５２４号
栃木県鹿沼市茂呂298番地４　サニーサイドハイツ　105
破産者　岡田　文子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５３０号
栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生1049番地19
破産者　高林真理亜
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４７号
群馬県太田市本町25番２号
破産者　坂本　ビオレッタこと　サカモト　ビオレッタ　ガバシン
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１５３号
群馬県館林市代官町５番７号　マママンション―301
破産者　小西　成美
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第８８２号
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台１丁目13番27号
破産者　三浦　美保
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２２５号
埼玉県新座市栄二丁目８番９―205号、旧住所埼玉県新座市畑中三丁目９番１号　三共開発　朝霞寮
破産者　渡邉　　晃
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２５０号
さいたま市南区松本２丁目22番１号　ＦＬＡＴ　ＳＡＩＫＯ―ＰＡＲＫ　203
破産者　江川恵美子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２７０号
埼玉県新座市新堀二丁目10番７号　有間荘２Ｆ
破産者　栗田　健二
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３２６号
埼玉県桶川市泉１丁目16番13号　パンシオン桶川ＮＯ１―104号
破産者　加藤　涼瑛
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９２１号
千葉県市原市桜台４丁目10番地12
破産者　仲宗根　翔
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９３２号
千葉県船橋市三咲２丁目10番６―213号
破産者　千葉　　悟
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９６７号
千葉県船橋市古和釜町430番地１　南生苑
破産者　吉澤　久雄
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９８２号
千葉市稲毛区園生町337番地１　サンクレイドル稲毛703号
破産者　宮崎　貴光
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０１８号
千葉市花見川区幕張町５丁目431―５　シャイン幕張201、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町平安１丁目80番地５
破産者　山廣　　久
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０３６号
千葉県船橋市夏見２丁目14番26―103号
破産者　濱口　　将
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１１０号
千葉市中央区港町１番10号　ハピネス本千葉105号
破産者　松本　マリア　レオノーラ　クルズこと　ＭＡＴＳＵＭＯＴＯ　ＭＡＲＩＡ　ＬＥＯＮＯＲＡ　ＣＲＵＺ
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１２２号
千葉県八千代市勝田台北３丁目13番27号　エルファロ勝田台101号室
破産者　野間口一由
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１３５号
千葉県市川市八幡２丁目６番１号　（第二本八幡ダイヤモンドマンション503）
破産者　内田　浩一
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１３９号
千葉県船橋市三山８丁目７番３号　シティビレッジＭⅡ―303号
破産者　鳥飼　　愛
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１４１号
千葉県市原市五井東１丁目21番地９　セゾン秀202
破産者　首藤佐知子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５２号
千葉県習志野市花咲２丁目12番11号　ルア花咲104号
破産者　中里　道明
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５３号
千葉市稲毛区宮野木町1847番地５　あいの木
破産者　浜野　　昇
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１８３号
千葉県習志野市大久保２丁目17番11―104号
破産者　清水　裕子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１９１号
千葉県船橋市本町２丁目19番16号　さくら船橋ハウス
破産者　有川　健二
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１９９号
千葉県市川市東菅野１丁目２番13号　（ひかり荘205号）
破産者　宮崎加奈子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２０７号
千葉市美浜区真砂２丁目24番10号　アンシャンテ21　604号
破産者　篠原　知明
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２１５号
千葉市花見川区検見川町３丁目389番地４　ヴィラプロニティ303号
破産者　大倉　孝子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２１７号
千葉県市川市南行徳３丁目16番12―223号（くらしさ南行徳）
破産者　清水　秀子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３２号
千葉県市川市宮久保４丁目24番９号　（エバーグリーン102号）
破産者　坂上　竜一
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３３号
千葉県船橋市習志野台３丁目２番531号
破産者　杉山　桂子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５８号
千葉県印西市小倉台四丁目３番地４棟406号
破産者　柏熊　拓也
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１８６号
千葉県佐倉市西志津１丁目８番10号　ブライトンＡ棟202号室
破産者　岡田　伸昭
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２１４号
千葉県佐倉市稲荷台３丁目３番地２　ベルアーバンハイツ202、前住所千葉県佐倉市井野1373番地33　ヴェルドミール201
破産者　應武めぐみセラ（旧姓三上）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２３９号
千葉県成田市三里塚光ケ丘１番地453　スカイウイングＣ101号室
破産者　又場みゑ子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第３７９０号
東京都調布市富士見町２丁目13―５　コープ調布Ｂ707
破産者　朝野　　学
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１８２３号
東京都江戸川区松江２丁目43―25
破産者　池田　　猛
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６０５７号
東京都江戸川区西瑞江５丁目７―99
破産者　岩本　崇男
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８９６７号
東京都荒川区西尾久２丁目５－３－103
破産者　大原　康史
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９２３４号
東京都世田谷区瀬田４丁目24―12―801
破産者　岩川　和生
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３１号
東京都練馬区南田中３丁目28―４―208
破産者　星　　龍也
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９５号
埼玉県久喜市久喜東５丁目31―９―205
破産者　佐藤　　忍
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２０１号
京都府京都市伏見区向島四ツ谷池14―８　向島団地６－１棟905号、開始決定時の住所埼玉県所沢市緑町１丁目６―18―306
破産者　山内　由美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１３９５号
東京都昭島市美堀町４丁目９－９－402
破産者　小林　靖博
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１４７０号
東京都板橋区若木２丁目８－３　セドルハイム上板橋ⅡＢ棟202
破産者　山田　圭佑
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２０１６号
東京都江戸川区松江５丁目12―２―302、開始決定時の住所東京都江戸川区東松本１丁目１―10―203
破産者　ＫＳ工業こと　引間　正俊
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２４５４号
東京都目黒区鷹番２丁目１－４－101
破産者　深澤　幹子（旧姓松浦）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２７９６号
東京都港区西麻布２丁目24―31―507
破産者　山岸　篤海
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３０１８号
東京都板橋区仲宿58―７―507
破産者　伊藤　浩之
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３１７７号
東京都板橋区桜川３丁目22―５―205
破産者　小早川玲重
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２１４号
東京都小平市学園西町２丁目14―20―203
破産者　根本佐知子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２８９号
東京都東久留米市下里２丁目８―12
破産者　松原　昌和
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３９８号
東京都江東区大島９丁目７－９－308、住民票上の住所東京都江東区亀戸９丁目１－６
破産者　新川　隆史
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５５０号
東京都練馬区下石神井１丁目14―36―103
破産者　佐々木晃大
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５８６号
東京都江戸川区江戸川６丁目22―３－103
破産者　石井　英也
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６５３号
東京都江戸川区東瑞江２丁目33―１－102
破産者　山根　健太
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７０６号
東京都大田区多摩川１丁目18―10―901
破産者　井澤　亮一
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７１６号
千葉県松戸市新松戸３丁目296　サンライトパストラル壱番街Ｂ―301
破産者　本間　晶一
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７４２号
東京都大田区中央４丁目５―11　サクラヴィアステージＢ号
破産者　大西　啓之
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７５１号
東京都中野区野方１丁目29―11―207
破産者　工藤　順靖
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７９４号
東京都杉並区和田１丁目46―11―216、開始決定時の住所東京都新宿区百人町４丁目４―16―219
破産者　杉山　圭子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７９７号
東京都豊島区高松３丁目１―15―102
破産者　梅本　由子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８９７号
東京都江戸川区東瑞江２丁目33―１―102
破産者　山根ひなの（旧姓笠原・長谷川）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８９８号
東京都台東区浅草２丁目25―１―204
破産者　ケニエタニュ澄子（旧姓富田）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９００号
東京都北区中里３丁目22―１―307
破産者　富永　浩輝
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９２９号
東京都世田谷区経堂１丁目28―４―204
破産者　平本　大礎
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９４１号
東京都豊島区北大塚１丁目20―２―513
破産者　長田　玲子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９５５号
東京都新宿区市谷仲之町４―２―104
破産者　板垣　貴之
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９６０号
東京都豊島区西巣鴨３―25―16　バンブータウンコート103、住民票上の住所福島県白河市白坂下黒川727
破産者　大平　実佑
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９９０号
東京都墨田区八広１丁目42―10―102
破産者　川邉　真徹
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４００６号
東京都渋谷区広尾３丁目７―１　ドリームハウスマリソル３―Ａ、開始決定時の住所東京都渋谷区恵比寿３丁目20―９―106
破産者　兒玉　寧々
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１１７号
東京都練馬区羽沢２丁目１―１―302
破産者　小田　　瞳
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１４４号
東京都世田谷区上北沢５丁目46―15―402
破産者　大城　　司
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１４８号
東京都板橋区南町50―３―205
破産者　大城　一学
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１８８号
東京都板橋区高島平８丁目３―３―302
破産者　上田　恵理
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３５４号
東京都大田区西馬込２丁目35―８―105
破産者　柴田　琢郎
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３８８号
東京都練馬区大泉学園町３丁目４―51―108
破産者　高橋伸一郎
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４０２号
東京都港区海岸３丁目３―12―410
破産者　森田　　翼
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４３９号
東京都港区台場１丁目５―６―1302
破産者　佐藤　輝美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５５２号
東京都清瀬市旭が丘２丁目１―４―510
破産者　末國　信幸
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５５３号
東京都清瀬市旭が丘２丁目１―４―510
破産者　末國　小百合
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６１３号
東京都港区南麻布２丁目９―16―804
破産者　赤井　純一（旧姓松本）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５９号
東京都板橋区常盤台１丁目62―３
破産者　浅利　りさ（旧姓高澤）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７１４号
東京都千代田区西神田２丁目６―１―1710
破産者　古川　克寿
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７２１号
東京都荒川区東日暮里３丁目３―７―102
破産者　吉原　信平
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７２２号
東京都板橋区高島平３丁目10―１―827
破産者　林　　大介
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７２４号
千葉県八千代市村上1113―１　２街区15棟901
破産者　西　奈緒美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７４２号
東京都杉並区下井草５丁目６番15号　アゼリア・Ⅱ　107
破産者　松原真太郎
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７６９号
東京都新宿区大久保２丁目１－９－709
破産者　高橋　大悟
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７８５号
東京都江東区豊洲５丁目６－29－2124
破産者　伊藤　悠太
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８５３号
愛知県知多市つつじが丘２丁目19－９－201
破産者　掛橋　愛子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８９３号
東京都江東区潮見１丁目29－15－1302
破産者　高野　健三
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９０２号
東京都町田市大蔵町3092－１　Ｃａｓａ　Ｏｋｕｒａ　Ⅱ　201
破産者　吉岡　　愛
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９３０号
東京都世田谷区上用賀４丁目17－２－321
破産者　春木　靖隆
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９３４号
東京都豊島区池袋４丁目29－６－201
破産者　岡野香奈子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９３７号
茨城県日立市城南町５丁目10－15
破産者　山岸　洋一
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５０号
千葉県市川市香取１丁目14－13－201
破産者　前川　嘉彦
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５４号
東京都江戸川区松江３丁目６－19－103
破産者　笹生　政俊
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５８号
東京都荒川区西尾久４丁目12－11－731
破産者　松本　　優
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９６２号
東京都中央区日本橋大伝馬町３－10－506、開始決定時の住所東京都江東区白河３丁目４－３－2302
破産者　本木　淑子（旧姓中島）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０４３号
広島県広島市中区富士見町２－20－602
破産者　西村　眞次
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０４４号
広島県広島市中区富士見町２－20－602
破産者　西村美佐子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０５４号
大阪府岸和田市大町３丁目15－１－302
破産者　相島　昭彦
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０９２号
東京都大田区西蒲田５丁目７－８－308
破産者　佐藤　永吉
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１２３号
千葉県船橋市三咲１丁目４－34
破産者　吉田たか恵
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１６６号
代替住所Ａ（旧住所　埼玉県秩父市寺尾1623－２）
破産者　須賀　朱梨
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２４３号
東京都新宿区上落合３丁目６－５－302
破産者　桑村　　朋
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２７５号
東京都杉並区井草４丁目11－14－201
破産者　中本　都子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３０８号
福島県双葉郡広野町大字下浅見川字本町28番地　カエツリアルフィールド広野Ｄ－ｒｏｏｍ305
破産者　今野　榛乃
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３３５号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目７－16－304
破産者　上野　順
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３４３号
東京都大田区石川町２丁目10－５－212
破産者　能松　知浩
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３５５号
東京都新宿区横寺町40－302
破産者　広瀬　育哉
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３５９号
東京都葛飾区新小岩３丁目21－19－208
破産者　吉田　大祐
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６１号
東京都練馬区旭丘１丁目58－９－405
破産者　稲葉　　吉
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６８号
東京都練馬区立野町７－20
破産者　高松　純一
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３９４号
東京都大田区矢口２丁目21－16－723
破産者　内海　明美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３９８号
東京都中央区湊３丁目５－８－502
破産者　森本　和成
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３９９号
東京都板橋区舟渡１丁目12－２－205
破産者　森田　一彦
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４１８号
東京都豊島区高田３丁目18－10－203
破産者　福田　麻実
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４０号
東京都江戸川区中葛西３丁目16－４－201
破産者　小倉　麗子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４３号
東京都八王子市長沼町1306－５　リリファ八王子北野１－206
破産者　橋本　貴子（旧姓原）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４４号
東京都練馬区大泉学園町４丁目18－22
破産者　平　さとみ
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４７１号
東京都中野区鷺宮４丁目１－７　メゾンM102
破産者　伏谷　俊雄
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４７２号
埼玉県所沢市大字久米493－５－102
破産者　渡邊　覚
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４７７号
東京都北区赤羽西１丁目29－３－502
破産者　大和　勝美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４７９号
東京都葛飾区東新小岩８丁目７－４－102
破産者　草島　元気
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４９５号
東京都荒川区西日暮里６丁目15－４　アクアリガーレ西日暮里イースト504
破産者　高山　静佳
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５１０号
東京都板橋区大山金井町30－３－202
破産者　盛田　康介
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５１６号
東京都板橋区徳丸６丁目48－７　パークハイムⅡ203
破産者　小笠原克典
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５３７号
東京都杉並区上井草２丁目34－５－206
破産者　古賀　多聞
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５３９号
東京都江東区東砂５丁目21－３－201
破産者　池谷　拓実
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５５０号
東京都江戸川区西葛西３丁目３－26－202号
破産者　渡辺　真帆
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５５４号
東京都江東区木場６丁目15－６－509
破産者　工藤　哲也
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５６１号
東京都杉並区井草３丁目16－11－302
破産者　市村　豊
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５６５号
東京都あきる野市草花2066－５
破産者　榎本　汐里
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５６６号
東京都世田谷区弦巻３丁目20－15－102
破産者　三上　忠夫
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５６７号
東京都大田区大森本町１丁目９－21　ライオンズマンション大森本町第３　105
破産者　今本マリアこと　イマモト　マリア　テレサ　ブランコ
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５６９号
東京都杉並区和田１丁目33－20－101
破産者　小板橋泰造
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７２号
東京都台東区下谷３丁目12－10－402
破産者　土屋　隆
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７３号
東京都大田区大森本町１丁目８－12－Ｅ－1103
破産者　下條　忠春
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７４号
東京都北区東十条１丁目９－９－202　三和コーポ参番館
破産者　福地　洋二
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７６号
東京都調布市多摩川５丁目８－１－102
破産者　伊藤　立真
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７９号
東京都中野区東中野１丁目10－７－401
破産者　與那嶺まこ
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５８０号
東京都豊島区駒込３丁目12－３－503
破産者　赤塩　良治
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６００号
東京都港区港南４丁目７－１－1011、開始決定時の住所東京都足立区鹿浜２丁目40－４－605
破産者　椎名　光裕
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０６号
東京都練馬区中村北１丁目18－１－105
破産者　笹谷　紘平
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０９号
東京都中野区弥生町２丁目33－５－303
破産者　峯藤　誠
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６１０号
東京都小平市喜平町１丁目14―40―205
破産者　照山　　陸
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６１２号
東京都新宿区西新宿４丁目21―21―207
破産者　谷田　悠輔
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６１４号
東京都練馬区富士見台１丁目26―19―301
破産者　小澤　一実
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６１７号
東京都杉並区阿佐谷北６丁目23―19―105
破産者　中野　俊彦
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６２号
東京都練馬区上石神井１丁目31―29　ヒルントヒルズ上石神井Ａ　101
破産者　山崎　　基
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６３号
東京都練馬区東大泉４丁目28―11　コバハイツ大泉Ⅳ　201
破産者　林　　潮美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６７２号
東京都練馬区南大泉５丁目25―33―206
破産者　松本真紀雄
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６７４号
東京都新宿区西落合１丁目18―18　けやき荘304
破産者　大藏レイリー
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６８１号
東京都杉並区永福２丁目37―32―101
破産者　廣野　清佳
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９９号
東京都北区堀船３丁目29―16　渡辺荘201
破産者　斉藤　　彩
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７０３号
東京都江東区大島８丁目22―１　山本荘
破産者　古川　勝利
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７０６号
東京都世田谷区深沢８丁目５―10　正司ハウスＡ102
破産者　兼子　稜馬
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７２２号
東京都北区十条仲原１丁目22―12―106
破産者　明光寺千晃
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７２５号
東京都江戸川区平井７丁目６―１―1104
破産者　高野　伸夫
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３２号
東京都江戸川区松島２丁目19―22　第３服部マンション206
破産者　金塚　　守
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３８号
東京都新宿区上落合３丁目15―11―201
破産者　三宅　未希
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７４３号
東京都世田谷区三宿１丁目27―１―102
破産者　津金　春久
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７４９号
東京都杉並区和泉１丁目38―６―507
破産者　桜澤　千聖
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７５４号
東京都文京区向丘１丁目７―10―702
破産者　秋田　　信
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７６４号
東京都足立区島根１丁目12―22―101
破産者　菅　飛雄大
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９０号
東京都練馬区大泉学園町５丁目６―24―303
破産者　湯浅里圭子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９４号
東京都荒川区町屋７丁目14―７
破産者　小原　順子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０１号
東京都練馬区関町北３丁目４―８―606
破産者　丹野紀代子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０３号
東京都葛飾区東堀切２丁目12―２―105
破産者　新井　美穂
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０４号
東京都江戸川区西葛西７丁目29―16―501
破産者　高坂　　直
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１３号
東京都中野区中央３丁目41―７―502
破産者　岡﨑　　翔
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１４号
東京都杉並区和泉３丁目58―２―101
破産者　吉田　恒範
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８２４号
東京都練馬区豊玉北４丁目33―17―202
破産者　伊藤　勝也
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３０号
東京都江戸川区一之江３丁目21―14　ジュリア一之江Ａ101
破産者　中村　和子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３２号
東京都中野区本町４丁目13―３　第２荘202
破産者　酒巻　信二
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３５号
東京都板橋区赤塚８丁目５－18－203
破産者　久保絵里奈
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３７号
東京都足立区西新井４丁目23－10
破産者　小林　香織
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３８号
東京都小金井市前原町１丁目９－２
破産者　幡野　晃鶴
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３９号
東京都杉並区和田２丁目２－７－104
破産者　英　かおる
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４０号
東京都板橋区前野町５丁目30－２
破産者　勝浦　　亮
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４１号
東京都江戸川区平井６丁目１－23－1003
破産者　加藤　恵美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４５号
東京都小平市小川東町2608－３－107
破産者　甲斐　和夫
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８５７号
東京都葛飾区立石２丁目33－１－511　ＡＺＥＳＴ立石Ⅱ
破産者　矢野　智子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８７４号
東京都中野区中野６丁目12－10－204
破産者　藤井　靖明
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８８９号
東京都中野区本町６丁目６－４
破産者　岩崎　友美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８９０号
東京都練馬区西大泉１丁目16－９－301
破産者　北川　麻子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８９１号
東京都大田区南雪谷１丁目10－３－401
破産者　小笠原愛佳
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８９４号
東京都葛飾区細田４丁目37－16－201
破産者　添石　真悟
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９０５号
東京都足立区西綾瀬３丁目15－16
破産者　佐山　和利
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３１号
東京都世田谷区等々力７丁目19－15－203
破産者　齊藤眞貴子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３３号
東京都練馬区高松６丁目28－22－202
破産者　山口　美穂
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３４号
東京都江戸川区平井３丁目４－12－1117
破産者　三代　正人
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３５号
東京都板橋区中丸町13－９－202
破産者　伊勢　愛樹
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９５６号
東京都杉並区高井戸西１丁目27－７　Ｍハイツ　201
破産者　森長　志帆
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９５９号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目39－12　篠田第２ハイツ205
破産者　田中　正男
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９６０号
東京都三鷹市深大寺３丁目14－８－205
破産者　高橋　太市
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９６１号
東京都品川区南大井４丁目15－14－401
破産者　鈴木　里香
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９６２号
東京都墨田区京島３丁目58－５－103　新東荘
破産者　森口　陽子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９６３号
東京都目黒区大橋２丁目12－10－202
破産者　田村　　瞳
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９６４号
東京都板橋区高島平５丁目21－４－107
破産者　金沢トミ江
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９６５号
東京都武蔵野市吉祥寺北町２丁目９－２
破産者　若松　　保
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９６６号
東京都練馬区豊玉北５丁目７－18－801
破産者　田口　絢子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９６７号
東京都世田谷区給田５丁目８－５－Ｂ201
破産者　鈴木　正彦
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９６８号
東京都世田谷区上馬２丁目12－８－201
破産者　杉本　光哉
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９９１号
東京都練馬区東大泉３丁目７－６－201
破産者　武藤　晃康
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９９４号
東京都目黒区洗足１丁目28―11―101
破産者　江川　千早
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９９５号
東京都杉並区下高井戸２丁目10―３―1304
破産者　新井　和彦
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９９６号
東京都江東区塩浜２丁目５―15　新塩崎荘
破産者　友利　　栄
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９９７号
東京都新宿区若松町18―６―202
破産者　鬼塚みゆき（旧姓高木）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９９９号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目１―９
破産者　杉浦　夢乃
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０００号
東京都墨田区向島３丁目32―12―301
破産者　内海　美幸（旧姓水口）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００３号
東京都大田区下丸子４丁目18―10
破産者　千葉　勝太
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２９号
東京都江戸川区小松川４丁目107―103
破産者　中山　里奈（旧姓大本）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０３２号
東京都北区志茂１丁目30―４　第３志茂寮
破産者　小浦方勝志
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０３３号
東京都新宿区中落合４丁目８―32―201
破産者　土井　佑介
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０３８号
東京都江戸川区松島１丁目41―９―301
破産者　石原　悠太
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０５５号
東京都練馬区平和台１丁目２―７―105
破産者　木谷　文子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０６３号
東京都練馬区羽沢３丁目26―10―306
破産者　北川昇太郎
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０６４号
東京都足立区舎人５丁目24―23―103
破産者　三上　数昭
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０６７号
東京都北区西が丘３丁目16―３―202
破産者　藤井日出男
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０８６号
東京都足立区綾瀬４丁目30―15―201
破産者　近藤　敦之
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０８７号
東京都板橋区常盤台１丁目20―16―202
破産者　橋本　英美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０８８号
東京都足立区梅田８丁目５－５　ディアコート・K102
破産者　瀧澤　　陽
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３５号
金沢市米泉町１丁目62番地２、従前の住所神奈川県藤沢市藤が岡１丁目７番12号　パークハイツぐるっぺ105
破産者　坂本　卓弥
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３９号
金沢市田上町ヌ１番地８　グループホームリール、従前の住所金沢市鈴見町ニ31番地１
破産者　瀧本　康博
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５４号
長野県茅野市玉川2403番地３
破産者　平林　むつ美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第１７４号
三重県鈴鹿市稲生塩屋二丁目11番18号　セレーノスパッツィオⅠ・A203
破産者　二宮　彰司
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５１６号
神戸市長田区前原町２丁目３番３号　Ｃａｓａ　ｄｅ　前原町204号、従前の住所神戸市須磨区中島町３丁目１番23号
破産者　植山　匡雄
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５９７号
神戸市兵庫区大開通10丁目２番15―506号
破産者　井上　雅生
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０３号
神戸市北区唐櫃台４丁目16番６―201号
破産者　峯下　一郎
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２０号
神戸市垂水区瑞ケ丘６番27号　瑞ケ丘フラッツ102号
破産者　大石　雅敏
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２５号
神戸市長田区房王寺町２丁目８番６―505号
破産者　若葉ゆうこ
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４１号
神戸市須磨区横尾６丁目３番地　27号棟402号、従前の住所神戸市須磨区妙法寺岩山1056―３
破産者　金田　翔平
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４８号
神戸市北区有野台１丁目６番地　A15棟404号
破産者　梅原　康彰
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４９号
神戸市北区有野台１丁目６番地　Ａ15棟404号
破産者　梅原　友子（旧姓池田、荒西）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７３２号
神戸市須磨区妙法寺字アチ口５番地の５　水谷文化
破産者　山田多加代
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７４３号
神戸市長田区大橋町４丁目４番18―806号
破産者　宗　　隆行
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７４８号
神戸市東灘区深江南町１丁目８番22―303号、従前の住所神戸市東灘区深江本町３丁目３番27―705号
破産者　平岡伊勢美
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７５５号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番168―508号
破産者　井上　陽介
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７６号
神戸市兵庫区西上橘通１丁目４番21号　ハーヴィス神戸401
破産者　からから屋尼崎店こと　杉岡　　隆
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３２号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目216番地の１　サン野菊尼崎　Ａ―111、従前の住所大阪市住之江区浜口西１丁目２番８―210号
破産者　廣中　智子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４５４号
兵庫県西宮市中殿町６番３―707号
破産者　西畑　晴美
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４６９号
兵庫県西宮市今在家町３番９―301号
破産者　西川久美子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４８５号
兵庫県尼崎市浜田町１丁目52番地の４
破産者　緒方　美保（旧姓新山）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４８７号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目３番８号　プチグレイス塚口弐番館　203、前住所兵庫県尼崎市大西町２丁目16番13号　Ｖ―Ｓｔｙｌｅ大西町　302
破産者　鈴木　希望
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４９１号
兵庫県尼崎市宮内町３丁目146番地の２　メゾンクレール　202
破産者　白井麻衣子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４９２号
兵庫県西宮市枝川町３番36―404号
破産者　加藤　一彦
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４９３号
兵庫県尼崎市七松町３丁目17番26―204号
破産者　尾形　佳珠
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４９４号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目98番地の29
破産者　開　さやか
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４９９号
兵庫県尼崎市潮江２丁目６番25号
破産者　石川　祥太
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５０７号
兵庫県芦屋市大東町15番14―207号
破産者　濱口　惠子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１３８号
兵庫県明石市魚住町住吉３丁目745番地の９県住２棟401号、開始決定時の住所兵庫県明石市魚住町西岡662番地の２　レオパレス・サンプレイス明石201号
破産者　中谷　佳苗
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第４４号
岡山県津山市草加部950番地７
破産者　久常奈津美
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第６１１号
広島市佐伯区観音台４丁目27番17号
破産者　仲野　一希
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６１８号
広島市安佐南区緑井６丁目10番６―201号
破産者　福井　弘之
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７０７号
広島市中区西平塚町６番５―401号
破産者　三村　優樹
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７０９号
広島市西区己斐本町２丁目18番19―302号
破産者　安部　健子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７１５号
広島市安佐北区口田南６丁目20番14号
破産者　中村　吉宏
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７２５号
広島市佐伯区石内南４丁目18番２号
破産者　末岡　恵美
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７４０号
広島市佐伯区屋代３丁目７番28―102号　セジュール幟Ｂ
破産者　北浦　宏星
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７４１号
広島市東区福田２丁目99番地１　フィオーレＢ202
破産者　三好　優也
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７４５号
広島市南区宇品神田５丁目17番４―102号
破産者　白川　悠之
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６２号
広島市中区西白島町27番２―704号
破産者　西元美智子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６４号
広島県東広島市三永３丁目16番12―303号
ピュアグリーンＭＩＮＡＧＡ
破産者　河村　望愛
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６９号
広島市安芸区中野１丁目１番18号
破産者　石原　舟恩
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７７２号
広島市安佐北区三入東１丁目55番４―15号
破産者　吉川　伸也
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７７３号
広島市中区江波東１丁目13番22―203号
破産者　波多野由美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７８１号
広島市安佐南区上安２丁目11番24―102号
破産者　本田　健三
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７８３号
広島市中区舟入本町４番９―306号
破産者　日野　和恵
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９７号
広島県東広島市八本松飯田２丁目16番１―406号　磯松住宅１号棟
破産者　和泉川吹子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８０８号
広島県安芸郡海田町成本15番14―10―102号
破産者　江原　彩香
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１２号
函館市山の手３丁目44番１―205号
破産者　渡邊　典章
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３０１号
北海道亀田郡七飯町桜町２丁目２番15号　北斗36　203号
破産者　竹田　　功
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３１７号
函館市旭町11番４号　メゾンドクレール１103号室
破産者　蛯名　柚希
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３１９号
函館市赤川１丁目21番１号
破産者　佐々木　久
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２８号
函館市湯浜町15番５号　10号室
破産者　西村　弘子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３３９号
北海道松前郡福島町字吉岡31番地１
破産者　三影　正人
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３４３号
北海道北斗市東浜１丁目12番10号
破産者　佐藤　絵理
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３４４号
函館市花園町３番28号　山田マンション　７号室
破産者　松田　洋子（旧姓浅野）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３４６号
函館市松陰町３番６―205号
破産者　青山　麗奈（旧姓三戸）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第５５号
青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂222番地１　もみじ団地44号
破産者　佐藤　翔汰
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第６１号
青森県五所川原市大字前田野目字犬走55番地17
破産者　大坂奈緒子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第８２号
青森県弘前市大字城東中央二丁目４番地５　ＢＥＴＴＥＲ　Ｒ　城東402号、旧住所青森県弘前市大字稲田二丁目12番地52
破産者　安部　美咲（旧姓花田）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第５０号
岩手県一関市赤荻字亀田176番地３　コーポかめた202、前住所岩手県一関市川崎町薄衣字加妻57番地３　市営加妻住宅19号
破産者　小岩　黎乃
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第６１号
岩手県一関市赤荻字堺123番地１　タウンハウス堺Ｃ－１、前住所岩手県一関市山目字十二神152番地６
破産者　岩渕　健太
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第７９７号
仙台市宮城野区宮千代２丁目19番地の22　クレール小林202
破産者　垣見　靖隆
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８０４号
宮城県岩沼市桜５丁目10番37―Ｃ201号、従前の住所宮城県亘理郡亘理町荒浜字鳥の海７番地３
破産者　太田　　舞
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８０９号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目１番地　鶴ヶ谷第一市営住宅１棟413
破産者　遠藤　龍次
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８５７号
仙台市太白区富沢４丁目13番17号　エステートピア富沢203
破産者　佐藤　綾香
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９４号
宮城県大崎市古川金五輪二丁目４番21号　Ｔメゾン金五輪Ⅱ　102号、従前の住所宮城県本吉郡南三陸町入谷字林際149番地１
破産者　佐藤　和彦
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第２２号
秋田県由利本荘市石脇字田尻29番地　松涛団地31棟３号
破産者　佐々木敏子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

令和８年（フ）第７６号
福島県会津若松市西年貢二丁目５番21号ラ・ベンゾーネ　１号、前住所福島県会津若松市城北町８番35号
破産者　須藤サキ子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１７８号
茨城県鉾田市鉾田1595番地１
破産者　雨宮也寸志
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２３１号
茨城県水戸市栄町１丁目10番10―510号
破産者　松島　英人
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２４０号
茨城県小美玉市部室1199番地55
破産者　上田　涼平
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２４１号
茨城県小美玉市部室1199番地55
破産者　上田　友里
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２４７号
茨城県水戸市千波町1666番地の３　サンハイツ千波202号
破産者　関口百美子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２５１号
茨城県ひたちなか市大字高野218番地１
破産者　石川　綺音（旧姓斉藤）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１６１号
茨城県かすみがうら市稲吉東五丁目３番４号
破産者　ダワムラガ　アサンカ　プラビーンペレラ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１５６号
茨城県猿島郡五霞町大字川妻569番地５
破産者　川島　　侑
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第３８号
栃木県那須塩原市青木974番地、前住所栃木県小山市東間々田２丁目22番６号　ハイツモア202号
破産者　矢野　砂織
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第１５４号
群馬県前橋市天川大島町27番地
破産者　清水　美夢
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２２２号
群馬県藤岡市篠塚633番地　県住Ａ棟112号、申立時の住所群馬県佐波郡玉村町大字下新田1155番地２　かすみ荘106号
破産者　田村　優子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２２８号
群馬県前橋市三俣町二丁目29番地12
破産者　佐々木英里加
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第９５３号
千葉県市川市本北方１丁目33番12号
破産者　門田　　剛
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２４０号
千葉県成田市寺台580番地２
破産者　木村　浩之
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１７４号
千葉県印西市竜腹寺458番地11
破産者　知野　亮介
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第５号
千葉県長生郡長南町報恩寺387番地16、前住所千葉県長生郡長南町長南2264―４
破産者　秋山　浩孝
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第２９３３号
東京都板橋区高島平５丁目40―３―103
破産者　塙　　文江
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０３号
東京都福生市大字福生281番地６フォンテーヌフォー103号室
破産者　岡部　華子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５８８号
東京都町田市原町田５丁目11番16―101号
破産者　松本　琴篤
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０７８号
東京都西東京市ひばりが丘３丁目３番３―806号
破産者　古田　伸一
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０８４号
東京都小金井市本町４丁目６番３―15号小金井本町住宅
破産者　長縄　一男
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１４２号
東京都町田市木曽東１丁目36番１号
破産者　三浦　浩二
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１８１号
東京都三鷹市北野４丁目16番15号
破産者　中田　勝也
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１８８号
東京都日野市南平７丁目16番地の104フレンズ203
破産者　安池　晴彦
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２０８号
東京都調布市染地３丁目１番地134多摩川住宅ロ12―405
破産者　相澤　清子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２０９号
東京都調布市染地３丁目１番地134多摩川住宅ロ12―405
破産者　相澤　陸帆
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２１３号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2269番地９
破産者　奈良　佳祐
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３１７号
東京都武蔵野市境南町２丁目12番21号
破産者　芦田　高之
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５５７号
横浜市磯子区森２丁目18番15号　リーヴァ・フォレスタＢ103号
破産者　高橋　貴之（旧姓小松）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７６１号
神奈川県平塚市真田４丁目34番６号（前住所）
破産者　佐藤　香織（旧姓庄ノ）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第９１号
神奈川県平塚市出縄303番地の２　ハイツ須藤１－202号、申立時の住所神奈川県平塚市万田２丁目46番19号
破産者　齋藤リュウガ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２３３号
神奈川県秦野市千村３丁目21番８号
破産者　小原　晴江
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３０６号
神奈川県秦野市堀山下483番地の１　ファーストテラス秦野　409号
破産者　岩崎　友子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３２３号
神奈川県平塚市馬入本町12番30号　馬入本町2011アパートＢ202
破産者　鎌田　正宏
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３９７号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1782番地５ビュー真鶴101
破産者　田中　尚子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１３５号
新潟県柏崎市岩上２－21－207　エスポワール岩上、住民票上の住所新潟県柏崎市向陽町1279番地314
破産者　髙橋　翔太
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１４５号
新潟県見附市今町４丁目４番30号
破産者　和田　朋美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１０８号
富山市向新庄町二丁目15番23号
破産者　前田　佐智子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３８号
富山市上飯野新町三丁目359番地、住民票上の住所富山市新屋73番地２　ウインク102号
破産者　千　　恵子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７号
長野県飯田市鼎切石5119番地61（市営住宅404号）
破産者　金田　照子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第１５４号
静岡県富士市富士岡199番地の１　ブレッザＥ棟
破産者　古谷野　一
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１１１号
愛知県豊橋市草間町字郷裏21番地　オーチャードハウス201号
破産者　坂上　優希
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１５２号
愛知県豊川市伊奈町慶応348番地４　グリーンリーフⅡＢ102号
破産者　坂本　千年
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１８２号
愛知県田原市伊良湖町小薮2573番地14
破産者　山本　昌一
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１８４号
愛知県豊橋市曙町字南松原30番地５
破産者　中川　　潤
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１８７号
愛知県豊橋市曙町字南松原30番地５
破産者　中川　啓子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１９４号
愛知県豊川市平尾町神田64番地の１　グランドメゾン豊川102号
破産者　中川　裕希
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１９号
三重県伊賀市別府262－17　マーシィー幌馬車203、開始決定時の住所三重県名張市すずらん台東５番町119番地
破産者　山田　孝明
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第４６号
三重県伊賀市上野田端町1140番地の４　フラワーガーデンＢ203
破産者　森岡　明日香
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第６５号
鳥取県境港市上道町3565番地　市営上道団地12棟301号
破産者　小林　結衣
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第７１号
鳥取県米子市河崎1737番地１　市住49Ｒ２－201号
破産者　森脇　智一
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１２９号
鳥取県米子市東福原６丁目14番49号
破産者　鎌田　了美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第２１３号
岡山県倉敷市白楽町517番地２　ソアール四季白楽町103号
破産者　入田　紀子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２５０号
岡山県倉敷市連島町連島778番地９
破産者　冨田静恵こと　具　　静恵
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２６７号
岡山県倉敷市連島中央５丁目31番27号　ベルメゾン三宅　Ａ26、転居前の住所岡山県倉敷市水島北亀島町８番４－107号
破産者　小池　大稀
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２７３号
岡山県倉敷市四十瀬122番地１　プリムローズ103
破産者　徳永　由美
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２７６号
岡山県倉敷市西阿知町370番地１　ビレッジハウス西阿知１―202
破産者　多賀　敦子
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２７８号
岡山県倉敷市玉島爪崎1137番地17　フレグランス爪崎Ｃ101、転居前の住所岡山県倉敷市山地893番地２
破産者　犬飼奈智子
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２８５号
岡山県倉敷市中島2246番地296、転居前の住所岡山県倉敷市水江87番地　プレインパインＢ207
破産者　佐久間紫音
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３５号
山口県美祢市秋芳町秋吉2692番地20　リベア秋芳103号
破産者　藤原　正伸
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４４号
山口市大内氷上６丁目24番25号　アルカ　デヌエースＢ202
破産者　吉冨　由衣
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４７号
山口市平井1311番地15　カーサふしのＤ203号室、前住所山口市吉敷中東１丁目18番20号
破産者　秋里　梨香
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５０号
山口市三和町２番７号
破産者　石田　治孝
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５１号
山口県防府市大字台道11354番地の79　ビレッジハウス台道４棟402号、前住所山口県防府市大字江泊632番地の２
破産者　藤井　侑子
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５９号
山口県防府市国衙４丁目７番20―204号　さちハイツＢ棟、前住所山口県防府市大字切畑921番地
破産者　石野　慶高
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６０号
山口県防府市警固町１丁目８番６号
破産者　吉武　直子
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６８号
山口県防府市牟礼今宿１丁目13番２―201号サンクレールＡ棟、前住所岡山県井原市下出部町１丁目５番地10　アミスター井原102、前々住所山口県熊毛郡平生町大字平生町568番地の15ヒルズ平生103号
破産者　坂本　浩治
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８７号
山口市吉田1920番地20　パレット８　105号室、前住所山口市嘉川3515番地32
破産者　網谷　　徹
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９１号
山口市平井76番地１　メゾンひろ９号館101号、前住所山口市阿東徳佐中3488番地１
破産者　櫻田　　敦
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１２号
山口市宮野上3385番地10　コーポラスなかむら　207号
破産者　前田　照夫
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３６１号
徳島県徳島市応神町吉成字轟21番地の３　ビレッジハウス応神１号棟301
破産者　前山　雅弘
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０８号
香川県高松市三条町443番地９
破産者　中川　恵巳
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１２号
高知県安芸郡東洋町大字河内268番地１、旧住所徳島県徳島市応神町吉成字轟36番地の４
破産者　徳村　一平
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

令和８年（フ）第１９号
高知県安芸郡田野町2723番地21　淵涛西団地２号棟、住民票上の住所高知県安芸郡田野町2723番地21
破産者　齊藤　千夏
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第１６０号
大阪府吹田市泉町５丁目２番８号　（501）
再生債務者　三好　康太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１０号
香川県坂出市中央町８番140―603号サーパス中央町
再生債務者　小松　志生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　高松地方裁判所丸亀支部

令和７年（再イ）第２３号
茨城県古河市山田693番地１
再生債務者　大山　眞弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（再イ）第４６号
埼玉県狭山市入間川２丁目22番３号
再生債務者　捧　　美穂
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第５３号
兵庫県西宮市北六甲台５丁目28番44号
再生債務者　杉本　正平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第７号
群馬県館林市代官町５番10号
再生債務者　天田　雅士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再イ）第４４号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金811番地29　フォルテコート若葉302号
再生債務者　成澤亜希子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第２０号
千葉県印西市滝野六丁目５番20号
再生債務者　久保茂司郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第８号
群馬県太田市高林南町629番地６
再生債務者　大塚　美穂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再イ）第６１号
埼玉県富士見市西みずほ台３丁目７番地　みずほ台団地７－１－507
再生債務者　佐藤　秀華
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第３３号
堺市西区上166番地11
再生債務者　小塩　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第１１号
沖縄県宜野湾市新城２丁目44番30－103号　Ｎｅｗ　Ｗａｖｅ　普天間
再生債務者　伊佐　光治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（再イ）第６３号
仙台市若林区南染師町49番地の２　ライオンズガーデン新河原町106
再生債務者　佐藤　克己
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第９号
北海道旭川市緑が丘東５条２丁目４番８号
再生債務者　鎌田　和人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日　旭川地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１号
宮城県気仙沼市松崎高谷122番地２
再生債務者　齋藤　由香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（再イ）第４７号
埼玉県日高市武蔵高萩四丁目８番地４
再生債務者　田村　泰浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第３６号
大阪府高石市加茂１丁目６番13―212号
再生債務者　髙田　湧斗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第１１号
香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁57番地５（アルファスマート宇多津駅北403）
再生債務者　香川　知広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（再イ）第２２号
長崎県長崎市さくらの里１丁目24番30号
再生債務者　緒方　陵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第２２号
埼玉県比企郡ときがわ町大字本郷639番地
再生債務者　村田　静雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第９号
神奈川県平塚市御殿１丁目17番８号　ハイツヤマＢ201
再生債務者　田井中末利子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第３７号
三重県四日市市赤堀南町１番13号　Ｄｏｒｆ・Ｇｌｏｒｉａ603
再生債務者　木村　仁治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第５５号

京都市伏見区景勝町47番地２　りりぱっと305号

再生債務者　はこびやＬＥＡＰこと　阿比留裕介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日

京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１１号

堺市堺区南半町東１丁２番21号

再生債務者　吉田　一也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月14日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第１５号

北海道小樽市長橋４丁目12番34号　ＮＥＷＨＯＰＥ　Ａ号室

再生債務者　仲西　寛子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日　札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（再イ）第６号

長野県飯田市中央通り１丁目２番地

再生債務者　牧島　永遠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月14日　長野地方裁判所飯田支部

令和８年（再イ）第７５号

京都府京田辺市田辺中央二丁目３番地６　メゾンソレイユ101

再生債務者　正木　信也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日

京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第２６６号

大阪市東淀川区豊里５丁目17番４号

再生債務者　片山伽生斗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月14日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３０号

和歌山県有田郡広川町大字上中野678番地５

再生債務者　田中　一輝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月14日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１０号

鹿児島県霧島市隼人町松永246番地11

再生債務者　南　　順公

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月14日

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第１３号

鹿児島県霧島市隼人町小浜182番地

再生債務者　別府　高治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月14日

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第１０号

福島県会津若松市和田一丁目１番15号　コーポエミネンタルＡ101

再生債務者　佐藤　天音

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和８年（再イ）第６５号

埼玉県狭山市大字東三ツ木３番地の２　グリーンシティ三樹壱番館303

再生債務者　井之上貴晴

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日

さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１号

静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂45番地の13

再生債務者　松本　正幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日　静岡地方裁判所下田支部

令和８年（再イ）第２４号

香川県高松市林町1487番地13

再生債務者　近藤　由紀

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第１８号

高知県香美市土佐山田町楠目718番地10

再生債務者　細川　裕基

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月15日

高知地方裁判所民事部個人再生係

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更について

（令和八年九月二十九日文部科学大臣認可八文科高第一〇〇〇号）

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の一号）の一部を次のように変更する。

目次中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第二章の章名中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第六条の見出し中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同条第一項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「基盤機構」という。）」に、「基金」を「基盤機構」に改め、同条第二項中「基金」を「基盤機構」に改める。

第十二条第三項、第十三条第三項及び第十四条第二項中「基金」を「基盤機構」に改める。

附　則

この変更は、令和八年十月一日から実施する。

令和八年十月二十八日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号　　日本私立学校振興・共済事業団

日本私立学校振興・共済事業団共済規程等の一部変更について

（令和八年九月三十日文部科学大臣認可八文科高第九九九号）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の二号）の一部を次のように変更する。

第十二条第一項第三号中「に該当し」を「（附則第三項において「四分の三未満短時間労働者」と総称する。）に該当し」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「私立学校教職員共済法施行規則」の下に「（昭和二十八年文部省令第二十八号。以下「施行規則」という。）」を加え、「第四項」を「第二項」に改め、同号中ハをロとする。

第二十五条の五中「千分の四・二」を「千分の七・五」に改める。

附則に次の見出し及び九項を加える。

（特定減額特例対象者に係る加入者の資格に関する特例）

3　当分の間、学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものであって、四分の三未満短時間労働者に該当するもの（第十二条第一項各号のいずれにも該当しない者に限る。）のうち、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条の規定の適用を受ける同条各号に掲げる労働者であって、その者の報酬（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして施行規則第一条の二の二第一項に規定するものを除く。）について、同条第二項に定めるところにより算定した額が、八万八千円未満であるもの（以下「特定減額特例対象者」という。）については、第十二条の規定にかかわらず、加入者としない。

4　特定減額特例対象者は、施行規則第一条の二の二の二第一項の規定により事業団に申出をしたときは、その者は、前項の規定にかかわらず、加入者となることができる。

5　前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、同項の規定による加入者の資格を取得する。

6　加入者（附則第四項の規定による加入者を除く。）が、特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一の学校法人等に引き続き使用される場合には、附則第三項及び第四項の規定にかかわらず、その該当するに至った日に、同項の規定による加入者となったものとみなす。

7　附則第四項の規定による加入者（前項の規定により当該加入者とみなされた者を含む。以下同じ。）は、いつでも、施行規則第一条の二の二第二項の規定により事業団に申出をし、その加入者の資格を喪失することができる。

8　附則第四項の規定による加入者は、第十五条各号又は次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（同条各号（第一号を除く。）又は次の各号に掲げる事由に該当するに至った日に他の法律に基づく共済組合の組合員又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該加入者の資格を喪失する。

一　前項の申出が受理されたとき。

二　特定減額特例対象者でなくなったとき。

9　特定減額特例対象者であった者（附則第四項の規定による加入者であった者を含む。）が特定減額特例対象者に該当しなくなった日前から引き続き同一の学校法人等に使用され、かつ、同日において第十二条第一項各号のいずれにも該当しない場合における第十四条本文の規定の適用については、同条中「その教職員等となった日」とあるのは、「附則第三項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなった直近の日」とする。

10　特定減額特例対象者であった者（附則第四項の規定による加入者であった者に限る。次項において同じ。）が附則第八項第二号に該当するに至った日前から引き続き同一の学校法人等に使用され、かつ、同日において第十二条第一項各号のいずれにも該当しない場合においては、第十六条第二項本文及び第三項の規定は、適用しない。

11　特定減額特例対象者であった者が附則第八項第二号に該当するに至った日前から引き続き同一の学校法人等に使用され、かつ、同日において第十二条第一項各号のいずれにも該当しない場合における第十六条第一項の規定の適用については、附則第八項第二号に該当するに至った日に加入者の資格を取得し、又は喪失しなかったものとみなす。

別表第一（第二十五条の六関係）

年齢	終身年金現価率
59歳	26.673656
60歳	25.968470
61歳	25.263918
62歳	24.560374
63歳	23.858273
64歳	23.158092
65歳	22.460396
66歳	21.765822
67歳	21.028076
68歳	20.291767
69歳	19.556808
70歳	18.823575
71歳	18.091411
72歳	17.359155
73歳	16.626970
74歳	15.897051
75歳	15.172159
76歳	14.454444
77歳	13.744575
78歳	13.042568
79歳	12.349187
80歳	11.666841
81歳	10.998211
82歳	10.345700
83歳	9.711001
84歳	9.095221
85歳	8.499761
86歳	7.926661
87歳	7.378018
88歳	6.856422
89歳	6.362968
90歳	5.899842
91歳	5.471828
92歳	5.074324
93歳	4.703357
94歳	4.357966
95歳	4.037534
96歳	3.741793
97歳	3.470442
98歳	3.222801
99歳	2.997812
100歳	2.794094
101歳	2.610101
102歳	2.444182
103歳	2.294455
104歳	2.158639
105歳	2.033785
106歳	1.918003
107歳	1.810130
108歳	1.708717
109歳	1.611649
110歳	1.515297
111歳	1.412543
112歳	1.288172
113歳	1.107559
114歳	0.787677
115歳以上	0.541201

別表第二（第二十五条の七関係）

支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率
1月	0.083281	61月	4.984924	121月	9.706820	181月	14.255660
2月	0.166459	62月	5.065052	122月	9.784009	182月	14.329919
3月	0.249637	63月	5.145180	123月	9.861199	183月	14.404278
4月	0.332711	64月	5.225207	124月	9.938292	184月	14.478544
5月	0.415786	65月	5.305235	125月	10.015385	185月	14.552810
6月	0.498756	66月	5.385164	126月	10.092382	186月	14.626983
7月	0.581727	67月	5.465092	127月	10.169380	187月	14.701157
8月	0.664595	68月	5.544921	128月	10.246281	188月	14.775239
9月	0.747463	69月	5.624749	129月	10.323182	189月	14.849320
10月	0.830227	70月	5.704479	130月	10.399988	190月	14.923309
11月	0.912992	71月	5.784208	131月	10.476794	191月	14.997298
12月	0.995653	72月	5.863839	132月	10.553504	192月	15.071195
13月	1.078315	73月	5.943469	133月	10.630214	193月	15.145092
14月	1.160873	74月	6.023000	134月	10.706829	194月	15.218898
15月	1.243432	75月	6.102531	135月	10.783443	195月	15.292703
16月	1.325888	76月	6.181963	136月	10.859963	196月	15.366416
17月	1.408343	77月	6.261395	137月	10.936482	197月	15.440129
18月	1.490697	78月	6.340729	138月	11.012906	198月	15.513751
19月	1.573050	79月	6.420062	139月	11.089330	199月	15.587372
20月	1.655301	80月	6.499296	140月	11.165659	200月	15.660902
21月	1.737551	81月	6.578531	141月	11.241988	201月	15.734432
22月	1.819700	82月	6.657667	142月	11.318222	202月	15.807871
23月	1.901848	83月	6.736803	143月	11.394456	203月	15.881309
24月	1.983894	84月	6.815840	144月	11.470595	204月	15.954656
25月	2.065940	85月	6.894878	145月	11.546734	205月	16.028003
26月	2.147884	86月	6.973817	146月	11.622778	206月	16.101259
27月	2.229829	87月	7.052756	147月	11.698823	207月	16.174514
28月	2.311671	88月	7.131597	148月	11.774772	208月	16.247679
29月	2.393513	89月	7.210437	149月	11.850722	209月	16.320843
30月	2.475253	90月	7.289180	150月	11.926577	210月	16.393917
31月	2.556993	91月	7.367923	151月	12.002432	211月	16.466990
32月	2.638631	92月	7.446568	152月	12.078193	212月	16.539973
33月	2.720270	93月	7.525212	153月	12.153954	213月	16.612955
34月	2.801807	94月	7.603759	154月	12.229620	214月	16.685847
35月	2.883344	95月	7.682306	155月	12.305287	215月	16.758739
36月	2.964779	96月	7.760755	156月	12.380859	216月	16.831540
37月	3.046214	97月	7.839204	157月	12.456431	217月	16.904341
38月	3.127548	98月	7.917556	158月	12.531909	218月	16.977051
39月	3.208882	99月	7.995907	159月	12.607388	219月	17.049762
40月	3.290115	100月	8.074161	160月	12.682772	220月	17.122381
41月	3.371348	101月	8.152415	161月	12.758156	221月	17.195001
42月	3.452480	102月	8.230571	162月	12.833447	222月	17.267531
43月	3.533611	103月	8.308728	163月	12.908737	223月	17.340060
44月	3.614642	104月	8.386787	164月	12.983934	224月	17.412500
45月	3.695673	105月	8.464846	165月	13.059131	225月	17.484939
46月	3.776603	106月	8.542809	166月	13.134234	226月	17.557288
47月	3.857533	107月	8.620771	167月	13.209337	227月	17.629637
48月	3.938362	108月	8.698636	168月	13.284347	228月	17.701896
49月	4.019191	109月	8.776501	169月	13.359356	229月	17.774155
50月	4.099919	110月	8.854269	170月	13.434273	230月	17.846324
51月	4.180648	111月	8.932037	171月	13.509189	231月	17.918493
52月	4.261276	112月	9.009709	172月	13.584012	232月	17.990573
53月	4.341904	113月	9.087380	173月	13.658835	233月	18.062652
54月	4.422432	114月	9.164956	174月	13.733565	234月	18.134642
55月	4.502960	115月	9.242529	175月	13.808295	235月	18.206631
56月	4.583387	116月	9.320008	176月	13.882932	236月	18.278531
57月	4.663815	117月	9.397486	177月	13.957569	237月	18.350431
58月	4.744142	118月	9.474867	178月	14.032113	238月	18.422242
59月	4.824469	119月	9.552249	179月	14.106658	239月	18.494052
60月	4.904697	120月	9.629535	180月	14.181109	240月	18.565773

第二条　日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について（平成二十八年九月三十日文部科学大臣認可二十八受文科高第千二百四十一号）の一部を次のように変更する。

附則第三項中「当分」を「令和十七年九月三十日まで」に改める。

附則第四項中「特定学校法人等」を「令和十七年九月三十日までの間、特定学校法人等」に改め、同項第一号中「加入者及び」を「加入者」に、「）をいう」を「）及び共済規程附則第三項に規定する特定減額特例対象者（加入者を除く。）をいう」に改め、同項第二号イ中「昭和二十八年文部省令第二十八号」の下に「。以下「施行規則」という。」を加える。

附則第六項中「特定学校法人等」を「令和十七年九月三十日までの間、特定学校法人等」に改め、同項第二号イ中「私立学校教職員共済法施行規則」を「施行規則」に改める。

附則第八項中「附則第六項」を「令和十七年九月三十日までの間、附則第六項」に改める。

附則第十一項を附則第二十一項とする。

附則第十項中「から前項まで」を「、第四項、第六項、第八項、第十三項及び第十四項」に、「からハ」を「及びロ」に改め、「のものをいう」の下に「。以下同じ」を加え、同項を附則第十一項とし、附則第九項の次に次の一項を加える。

10　附則第三項の規定により加入者としないこととされた特定四分の三未満短時間労働者については、共済規程附則第四項及び第六項の規定は、適用しない。

附則第十一項の次に次の九項を加える。

12　次の表の上欄に掲げる期間における前項の規定の適用については、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十五人
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	二十人
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人

13　次の各号に掲げる学校法人等（既にこの項の申出をした学校法人等を除く。以下同じ。）は、それぞれ当該各号に定める日（附則第十六項及び第十七項において「基準日」という。）から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、施行規則第一条の二の五の二第一項の規定により事業団に申出をした場合は、共済規程第二十七条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人等に使用される短時間加入者（特定四分の三未満短時間労働者であり、かつ、加入者（標準報酬月額の等級のうち第一級から第六級までに該当する者に限る。）である者をいう。以下同じ。）に係る学校法人等の負担すべき掛金（共済規程第二十条第一項第二号に規定する退職等年金給付に係る掛金に限り、私立学校教職員共済法第二十三条第一項の規定により決定された標準賞与額に係るもの及び共済規程第三十条第一項の規定により指定された期限までに納付されていないものを除く。以下「短時間加入者に係る掛金」という。）の負担の割合を、附則別表第一各号に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（以下この項及び附則別表第一において「増加負担割合」という。）に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間加入者に係る掛金の額のうち、短時間加入者に係る標準報酬月額に共済規程第二十六条第二項に規定する掛金率を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合を乗じて得た額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算するものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算するものとする。附則第十六項において「掛金調整額」という。）は、徴収を行うことを要しなかったものとみなす。

一　令和八年十月一日以後に附則第六項に規定する申出をした学校法人等　当該申出が受理された日

二　学校法人等に使用される特定労働者の総数が常時十人以下の学校法人等（前号及び次号に掲げる学校法人等を除く。）　令和十七年十月一日

三　学校法人等に使用される特定労働者の総数が常時五十人以下の学校法人等であって、令和九年十月一日以後に特定学校法人等となった学校法人等（第一号に掲げる学校法人等を除く。）　当該特定学校法人等となった日

14　前項の申出は、次に掲げる学校法人等においては、同項の規定にかかわらず、これをすることができない。

一　令和八年十月一日において現に特定学校法人等である学校法人等

二　令和八年十月一日前に特定学校法人等に該当しなくなった学校法人等となり、その後同年九月三十日までの間に附則第四項ただし書の申出がされていない学校法人等

三　令和八年九月三十日までに附則第六項の申出（二回以上当該申出をした場合にあっては、これらのうち直近のものに限る。）がされ、当該申出をした日から同月三十日までの間に附則第八項の申出がされていない学校法人等（この間に特定学校法人等となった学校法人等を除く。）

四　令和八年十月一日以後に設立された学校法人等であって、当該設立された日において当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者の総数が常時五十人を超えるもの

五　令和八年十月一日から前項各号に掲げる学校法人等のいずれかに初めて該当した日の前日までの間に、当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者の総数が常時五十人を超えた学校法人等

六　前項各号に掲げる学校法人等のいずれかに該当したにもかかわらず、当該該当した日から起算して二年を経過した日の属する月の前月までに同項の申出がされないで、当該該当した学校法人等に該当しなくなった後に再び同項各号に掲げる学校法人等のいずれかに該当するに至った学校法人等

15　次の表の上欄に掲げる期間における附則第十三項第二号の規定の適用については、同号中同表の中欄に掲げる字句は、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	十人以下	三十六人以上五十人以下
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	十人以下	二十一人以上三十五人以下
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人以下	十一人以上二十人以下
	令和十七年十月一日	令和十四年十月一日

16　附則第十三項の申出をした学校法人等の掛金調整額が零である場合（当該掛金調整額が零である月が基準日から起算して二年を経過した日が属する月以後の期間である場合を除く。）においては、当該掛金調整額が零である月以後の期間における当該学校法人等に係る同項の規定の適用を停止するものとする。

17　学校法人等は、前項の規定に基づき附則第十三項の規定の適用が停止された月から、基準日から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、施行規則第一条の二の五の三第一項の規定により事業団に前項の規定に基づく停止の解除の申出を行うことができる。

18　附則第十三項の申出をした学校法人等が、当該学校法人等の負担すべき短時間加入者に係る掛金を負担していないときは、その負担をしていない月以降の月分の掛金については、同項の規定は、適用しない。

19　附則第十三項の規定は、同項の申出があった日の属する月から通算して三十六月間の各月の短時間加入者に係る掛金について適用する。ただし、附則第十六項の規定により附則第十三項の規定の適用を停止した月から附則第十七項の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものとする。

20　附則第十三項から前項までの規定は、共済規程第二十条第一項第一号に規定する短期給付に係る掛金について準用する。この場合において、附則第十三項中「第六級」とあるのは「第九級」と、「第二十三条第一項」とあるのは「第二十三条第二項」と、「附則別表第一各号」とあるのは「附則別表第二各号」と、「附則別表第一に」とあるのは「附則別表第二に」と読み替えるものとする。

附則に附則別表として次の二表を加える。

附則別表第一（附則第十三項関係）

一　附則第十三項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額の等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五
第二級	百分の二十
第三級	百分の十四
第四級	百分の九
第五級	百分の五
第六級	百分の二

二　附則第十三項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があった日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額の等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第二級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
第三級	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合
第四級	百分の九に二分の一を乗じて得た割合
第五級	百分の五に二分の一を乗じて得た割合
第六級	百分の二に二分の一を乗じて得た割合

附則別表第二（附則第二十項関係）

一　附則第二十項において準用する附則第十三項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額の等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五
第二級	百分の二十五
第三級	百分の二十五
第四級	百分の二十五
第五級	百分の二十
第六級	百分の十四
第七級	百分の九
第八級	百分の五
第九級	百分の二

二　附則第二十項において準用する附則第十三項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があった日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額の等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第二級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第三級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第四級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第五級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
第六級	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合
第七級	百分の九に二分の一を乗じて得た割合
第八級	百分の五に二分の一を乗じて得た割合
第九級	百分の二に二分の一を乗じて得た割合

附　則

１　この変更は、令和八年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

２　日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について（平成二十八年九月三十日文部科学大臣認可）

二十八受文科高第千二百四十一号。以下「平成二十八年変更規程」という。）附則第二項の規定により第一条の規定による変更前の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第十二条第一項第三号の規定を適用しないこととされた者であって、実施日まで引き続き加入者の資格を有するものについては、日本私立学校振興・共済事業団共済規程附則第三項から第十一項までの規定は、同日以降引き続き平成二十八年変更規程の実施の日において使用されていた学校法人等に使用されている間は、適用しない。

３　第一条の規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十五条の五並びに別表第一及び別表第二の規定は、実施日以後の期間における基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率（それぞれ私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条第三項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項に規定する基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率をいう。以下この項において同じ。）について適用し、実施日前の期間において適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

令和八年十月二十八日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号

日本私立学校振興・共済事業団

裁決の公告

東京弁護士会が令和７年８月８日に告知した同会所属弁護士片山律会員（登録番号28306）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和８年８月19日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同月25日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

令和８年８月25日　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が令和７年８月28日に告知した同会所属弁護士松井武会員（登録番号23111）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和８年８月19日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同月25日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

令和８年８月25日　日本弁護士連合会

裁決の公告

神奈川県弁護士会が令和７年10月20日に告知した同会所属弁護士杉山程彦会員（登録番号37300）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和８年８月19日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同年９月１日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

令和８年９月１日　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が令和８年３月11日に告知した同会所属弁護士下村悠介会員（登録番号59917）に対する懲戒処分（業務停止６月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、同年９月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同年10月１日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

令和８年10月１日　日本弁護士連合会

裁決の公告

神奈川県弁護士会が令和７年10月29日に告知した同会所属弁護士鈴木健会員（登録番号25621）に対する懲戒処分（業務停止１年）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和８年９月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同年10月１日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

令和８年10月１日　日本弁護士連合会

裁決の公告

大阪弁護士会が令和７年11月11日に告知した同会所属弁護士南鄕誠治会員（登録番号27438）に対する懲戒処分（退会命令）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和８年９月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し同人の業務を６月間停止する旨裁決し、この裁決は同年10月１日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

令和８年10月１日　日本弁護士連合会

弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し

令和８年９月中処理の登録・登録換え・登録取消しは次のとおりにつき弁護士法第19条の規定により公告します。

登録

（月　日）	（登録番号）	（所属会）	（氏　名）
９月１日	42231	長野県	平栗　拓朗
９月１日	55693	東京	船波　恵子
９月１日	57562	第二東京	天野　文雄
９月１日	58319	兵庫県	片山亜衣子
９月１日	65075	第二東京	目加田歩実
９月１日	68873	第一東京	出縄　英行
９月１日	68874	第一東京	小野佑里乃
９月１日	68875	第一東京	山田　雅秋
９月１日	68876	第二東京	佐藤美由紀
９月１日	68877	大阪	奥田　藍美
９月１日	68878	大阪	本橋　京治
９月１日	68879	東京	山野目章夫
９月１日	68880	東京	中田　和範
９月１日	68881	大阪	島村　雅之
９月１日	68882	大阪	堀端　優一
９月１日	68883	東京	鹿子木　康
９月11日	68884	仙台	田野　晴季
９月11日	68885	神奈川県	二瓶　真和
９月15日	25623	神奈川県	世古　博孝
９月15日	44956	大阪	小西　健太
９月15日	50688	第一東京	木田　晃一
９月15日	58184	東京	松原　彩
９月15日	61786	京都	吉田　絢
９月15日	62267	第二東京	吉田　桂子
９月15日	68886	熊本県	乙部　竜夫
９月15日	68887	京都	本庄　正英
９月15日	68888	東京	川瀬麻衣子
９月15日	68889	東京	五味　陸哉
９月17日	50939	第二東京	江口みず奈

登録換え

（月　日）	（登録番号）	（新所属会）	（旧所属会）	（氏　名）
９月１日	22908	愛知県	第一東京	山田　亨
９月１日	39939	静岡県	福島県	圓谷　徹
９月１日	44520	神奈川県	第一東京	岡本　真人
９月１日	45568	札　幌	旭　川	佐々木啓太
９月１日	46470	愛知県	神奈川県	安藤　圭輔
９月１日	52313	広　島	旭　川	曽我　章浩
９月１日	55036	徳　島	兵庫県	三谷　拓
９月１日	58684	三　重	愛知県	東　成利
９月１日	59515	大　阪	第一東京	池内　祐太
９月１日	60111	群　馬	栃木県	笠嶋　夏子
９月１日	60927	沖　縄	第二東京	渡邉（渡辺）　駿（駿）
９月１日	62544	東　京	第二東京	木下　亮佑
９月１日	63831	滋　賀	京　都	安達賀奈子
９月１日	66636	東　京	広　島	末包　葉
９月１日	66901	岩　手	仙　台	佐藤　竜介
９月１日	68374	山梨県	第一東京	岩間　涼大
９月１日	68436	埼　玉	第一東京	西本　幹大
９月１日	68463	福島県	第一東京	佐々木貴教
９月１日	68651	千葉県	第二東京	浦野　翔太
９月１日	68717	札　幌	大　阪	折井　裕太
９月１日	68736	鹿児島県	大　阪	辰見　一真
９月１日	68737	札　幌	大　阪	田中健太郎
９月１日	68757	愛知県	大　阪	脇坂　冬蘭
９月11日	33734	東　京	新潟県	星野　文武
９月11日	43293	仙　台	金　沢	三澤　正大
９月11日	43613	大　阪	広　島	相川祐一朗
９月11日	45088	東　京	神奈川県	笹浪　靖史
９月11日	46128	大　阪	東　京	大槻　哲司
９月11日	47340	京　都	第二東京	羽深　宏樹
９月11日	53602	東　京	静岡県	毛利　拓朗
９月11日	55019	京　都	大　阪	朴（荒井）　龍雨（淳平）
９月11日	55812	神奈川県	東　京	森　諒馬
９月11日	61758	東　京	千葉県	宇野　浩亮
９月11日	66632	東　京	京　都	有村　祐哉
９月11日	67102	第二東京	大　阪	清水　結太
９月15日	65725	熊本県	東　京	田中　義正
９月21日	59891	宮崎県	第二東京	柚木　良太
９月27日	62045	東　京	埼　玉	李（鶴野）　俊慧（俊慧）
９月30日	65202	第一東京	大　阪	滋野　美咲
９月30日	65768	第一東京	東　京	染谷駿太朗
９月30日	66193	第一東京	第二東京	一瀬　峻
９月30日	68834	第一東京	愛知県	中島　類

登録取消し

（月　日）	（事由）	（登録番号）	（所属会）	（氏　名）
令和７年11月30日	死亡	11667	東　京	村上　昭夫
令和８年７月７日	死亡	11614	広　島	門前　豊巳
８月２日	死亡	11651	愛知県	山路　正雄
８月10日	死亡	14654	第二東京	吉岡　寛
８月14日	死亡	15430	山梨県	清田　嘉一
８月15日	死亡	18143	東　京	影山光太郎
８月18日	死亡	14298	東　京	菅　重夫
８月23日	死亡	10478	大　阪	徳田　勝
８月24日	死亡	34070	沖　縄	髙良　誠
８月28日	死亡	10894	愛知県	片山　主水
８月29日	死亡	42109	大　阪	手塚　大輔
８月30日	死亡	11023	東　京	石塚　久
８月30日	死亡	24592	第一東京	村上　寛
８月30日	死亡	45500	大　阪	林　慶行
９月１日	請求	17443	愛知県	深谷　尚司
９月１日	請求	45724	第一東京	田中　孝樹
９月１日	請求	57992	第一東京	金子（西野）　有紀（有紀）
９月３日	請求	42608	千葉県	中野　利大
９月11日	請求	14814	東　京	境野　照彦
９月11日	請求	47229	東　京	長谷川　靖
９月11日	請求	63700	第二東京	堀場真貴子
９月11日	請求	64652	愛知県	髙瀬　政徳
９月11日	請求	66951	第二東京	下田　広夢
９月12日	法17条３号	14280	東　京	佐藤　忠宏
９月13日	死亡	16282	東　京	関　智文
９月15日	死亡	19608	岐阜県	遠山　治朗
９月25日	請求	37498	福岡県	愛甲　栄治
９月30日	請求	12444	第二東京	黒川　浩志
９月30日	請求	15092	千葉県	吉田　衆司
９月30日	請求	15616	第二東京	藤﨑　生夫
９月30日	請求	15775	第一東京	佐々木　茂
９月30日	請求	16513	第二東京	今井　浩
９月30日	請求	19005	第二東京	小柴　文男
９月30日	請求	19882	神奈川県	井上　文男
９月30日	請求	20580	鳥取県	寺垣　琢生
９月30日	請求	26497	神奈川県	石原　隆
９月30日	請求	37201	第二東京	峯田　幹大
９月30日	請求	39794	福岡県	久保　健二
９月30日	請求	43885	京　都	野口（上坂）　智咲（智咲）
９月30日	請求	46200	第一東京	麻生　光洋
９月30日	請求	48273	東　京	板橋　愛子
９月30日	請求	53835	東　京	有本　恒夫
９月30日	請求	58360	東　京	續　栄理
９月30日	請求	59029	東　京	浜島　裕敏
９月30日	請求	59099	第一東京	吉田　燎平
９月30日	請求	59298	第二東京	福田　航
９月30日	請求	60441	東　京	中原（竹田）　千華（千華）
９月30日	請求	62797	大　阪	土田礼二朗
９月30日	請求	66532	東　京	中島　健裕

※職務上の氏名を使用している弁護士は括弧内に職務上の氏名を記載しています。

令和８年10月１日　日本弁護士連合会

弁護士氏名変更の公告

次のとおり、弁護士氏名の変更の届出がありましたので公告します。

所属会	登録番号	氏名（旧）	氏名（新）
広　島	57479	三保　友佳	上西　友佳
愛知県	66601	大山　英蘭	小林　英蘭
大　阪	68716	内田茉央子	井手茉央子
東　京	65799	早野　誠弥	青山　誠弥
第一東京	66898	畑中　結	高橋　結
第二東京	62420	萩本あやか	山口あやか
第一東京	31099	森　映未子	小幡映未子
兵庫県	61808	重谷さやか	花井さやか
第二東京	66963	大道　希音	田中　希音
神奈川県	57706	成瀬　翠	岡村　翠
東　京	61317	前村純之介	野路純之介
第一東京	60628	野口　夏佳	三輪　夏佳

令和８年10月１日　日本弁護士連合会

弁護士の職務上の氏名の使用

次のとおり、弁護士名簿に弁護士の職務上の氏名を記載しましたので、公告します。

所属会	登録番号	氏　名	職務上の氏名
第二東京	50939	江口みず奈	関根みず奈
広　島	57479	上西　友佳	三保　友佳
神奈川県	57706	岡村　翠	成瀬　翠
第一東京	60628	三輪　夏佳	野口　夏佳
京　都	61786	吉田　絢	佐藤　絢
兵庫県	61808	花井さやか	重谷さやか
第二東京	62420	山口あやか	萩本あやか
東　京	65799	青山　誠弥	早野　誠弥
愛知県	66601	小林　英蘭	大山　英蘭
第一東京	66898	高橋　結	畑中　結
第二東京	66963	田中　希音	大道　希音
大　阪	68716	井手茉央子	内田茉央子
第一東京	68874	小野佑里乃	沖　佑里乃

令和８年10月１日　日本弁護士連合会

弁護士の職務上の氏名の廃止

次のとおり、弁護士が職務上の氏名を廃止しましたので公告します。

所属会	登録番号	氏　名	職務上の氏名
第一東京	31099	小幡映未子	小幡映未子

令和８年10月１日　日本弁護士連合会

弁護士記章紛失公告

次のとおり弁護士記章の紛失届がありましたので公告します。なお、職務上の氏名を使用中の者については職務上の氏名を記載しています。

（記章番号）	（所属会）	（氏　名）
30072	第一東京	鈴木　康之
15616	第二東京	藤﨑　生夫
21311	第二東京	中島　桀淮
31228	第二東京	菊田　幸一
59382	第二東京	松田　大輝
15709	大　阪	福原　哲晃
51445	大　阪	坂本　龍亮
33930	愛知県	鈴木　智洋
57350	三　重	北上　拓哉
20813	岡　山	山本　勝敏
32592	島根県	古津　弘也
32132	福岡県	本田　健
61210	仙　台	鎌田　光
5887	徳　島	岡田　洋之

令和８年10月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録取消し

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第31条第１項の規定による外国法事務弁護士の登録の取消しをしたので、同法第33条の規定により公告します。

記

年月日	事由	登録番号	氏名	原資格国	所属会
令和８年９月14日	請求	G944	ドミニク・ジェームズ・ファーガスン・グレゴリー	連合王国	東京
令和８年９月25日	請求	G1220	クリストファー・スール・クレー（クリストファー・クレー）	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第一東京

※職務上の氏名を使用している外国法事務弁護士は括弧内に職務上の氏名を記載しています。

令和８年10月１日　日本弁護士連合会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　平田　啓基
　登録番号　49530
　事務所　大阪府大阪市中央区道修町２―１―10　ＴＭＢ道修町ビル６階　平田法律事務所
３　処分の内容　戒告
４　処分が効力を生じた年月日
　令和８年10月５日

令和８年10月14日　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年10月28日　千葉県教育委員会

１　免許状の種類（教科）及び番号
　⑴　中学校教諭一種免許状（保健体育）
　　平29中一種第515号
　⑵　高等学校教諭一種免許状（保健体育）
　　平29高一種第669号
２　授与年月日及び授与権者
　⑴　平成30年３月31日　埼玉県教育委員会
　⑵　平成30年３月31日　埼玉県教育委員会
３　氏名及び本籍地
　髙木　理絵　千葉県
４　失効年月日
　令和８年10月９日
５　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年10月28日　福岡県教育委員会

１．氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、授与年月日、免許状の番号
　⑴　倉元　幸音、福岡県、中学校教諭一種免許状（外国語（英語））、福岡県教育委員会、令和５年３月24日、令４中一種第1008号
　⑵　倉元　幸音、福岡県、高等学校教諭一種免許状（外国語（英語））、福岡県教育委員会、令和５年３月24日、令４高一種第1489号
２．失効年月日　令和８年10月２日
３．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第１項の規定により次の免許状の取上げ処分を行った。

令和８年10月28日　北海道教育委員会

１　取り上げた免許状
　氏名　上村章太郎　本籍地　埼玉県
　免許状の種類、番号、授与権者、授与年月日
　高等学校教諭専修免許状（数学）、平24高専修第199号、北海道教育委員会、平成25年３月25日
２　取上げ年月日　令和８年９月28日
３　取上げの事由　教育職員免許法第11条第１項（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第１項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

令和８年10月28日　静岡県教育委員会

１　取上げ処分した免許状
　氏名　高橋慎之亮　本籍地　静岡県
　免許状の種類、免許状の番号、授与年月日、授与権者
　⑴　高等学校教諭一種免許状（理科）、令４高一種第443号、令和５年３月31日、静岡県教育委員会
　⑵　高等学校教諭一種免許状（農業）、令４高一種第444号、令和５年３月31日、静岡県教育委員会
　⑶　高等学校教諭専修免許状（理科）、令６高専第43号、令和７年３月31日、静岡県教育委員会
２　処分年月日　令和８年10月１日
３　処分の事由
　教育職員免許法第11条第１項（同法施行規則第74条の２第８号イ）に該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60～70歳くらい、性別男性、身長172.5㎝

上記の者は、令和８年４月24日午後１時10分、江戸川区平井６丁目荒川土手辺で発見されたものです。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。

令和８年10月28日
東京都　江戸川区長　斉藤　猛

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年十月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日
北海道美唄市東三条南六丁目一番三号
有限会社山力市村商店
清算人　上田　勝美

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年十月十三日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前一番地六〇
陸奥湾オフショアウインドサービス株式会社
代表清算人　松島　聡

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年十月十三日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日
青森市安方一丁目一番三号
津軽オフショアウインドサービス株式会社
代表清算人　松島　聡

解散公告

当社は、令和八年十月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日
宮城県遠田郡涌谷町字花勝山二号五八番地六
有限会社ことぶき
清算人　永　淳子

解散公告

当社は、令和八年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日
秋田県仙北市角館町水の目沢七九の一
株式会社黒澤製材所
代表清算人　黒澤　太稀

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

山形県東村山郡中山町大字長崎四一八八番地　株式会社ＣＯＺＹデザイン

代表清算人　小林　修一

解散公告

当社は、令和八年十月八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

茨城県鹿嶋市田野辺五四〇番地二　合同会社ＲＥＩＷＡ

清算人　髙須　正治

解散公告

当社は、令和八年九月二十五日開催の株主総会の決議により、同年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

茨城県つくば市千現一丁目一八番地五パレスハピネス一一一号室　有限会社つくばトラストイン・コーポレーション

清算人　今川　美香

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

群馬県太田市飯田町五三〇番地　インテンド株式会社

代表清算人　西田　孝昭

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

群馬県館林市赤生田町二三四六番地一　有限会社わかんさコーポレーション

清算人　岩﨑　敏盈

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

埼玉県大里郡寄居町富田三九二一番地五　株式会社ＨＩＹＡＭＡ電気

代表清算人　檜山　孝志

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

埼玉県八潮市八條四二一番地　有限会社八条パッケージ

清算人　會田　もと

解散公告

当組合は、令和八年七月三十一日総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

千葉県成田市並木町一九〇番地五　成田地区自動車整備業協同組合

清算人　小川　保

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

千葉県安房郡鋸南町保田三五〇番四　一般社団法人ＡＳＩＡ　ＣＲＯＳＳ　ＮＥＴＷＯＲＫ

代表清算人　國信隆之介

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

千葉県市美浜区中瀬一丁目三番地幕張テクノガーデンＢ棟五階　有限会社ネットコマース

清算人　佐々木浩介

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

千葉県浦安市美浜一丁目三番一〇〇六号　有限会社皆行企画

清算人　二神美紀子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都中央区築地六丁目一九番二〇号　株式会社ニチレイアグリ

代表清算人　川﨑　靖史

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号宮益坂ビルディング六〇九　一般社団法人全国施工店倒産時保証業協会

代表清算人　関　さつき

解散公告

当社は会社法第四百七十二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年十月二十八日

東京都渋谷区渋谷一丁目二四番七号　大町興業株式会社

代表清算人　大町　純

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都江戸川区篠崎町二丁目七番一号　合同会社インテリアエムズ

清算人　前田　博明

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階　株式会社コンシューマーリサーチ・アンド・レーティングス

代表清算人　深澤　宙

解散公告

当社は、令和八年十月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都葛飾区小菅一丁目一二番一八号

興陽エンジニアリング合同会社

清算人　鈴木　仁美

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥いたします。

令和八年十月二十八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

合同会社ＨｉＪｏＪｏ．ｃｏｍ１

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

ナインアワーズプロパティファンド１号

合同会社

清算人　平野　和俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

合同会社ＳＰＶ０４

清算人　池田　卓也

解散公告

当社は、令和八年十月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都町田市原町田四丁目一一番一四号コロンブスビル三Ｆ

トミックジャパン株式会社

代表清算人　秦　思　琪

解散公告

当社は、令和八年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都江戸川区江戸川六丁目四〇―一四―二〇八

株式会社瑞恩国際

代表清算人　王　志紅

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆ＥＢＬＤ．七階

株式会社ＣＬＥＡＲ

代表清算人　松山　寛紀

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都千代田区四番町四番地九新東京国際リーガル内

ＡＮＳ株式会社

代表清算人　陳　子軒

解散公告

当社は、令和八年十月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都港区六本木六丁目三番一号

株式会社生命科学研究機構

代表清算人　小松　真実

解散公告

当社は、令和八年十月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都港区六本木七丁目七番七号ＴＲＩ―ＳＥＶＥＮＲＯＰＰＯＮＧＩ九階

ＡＪホールディングス2合同会社

清算人　マルグリット・クリスティアーネ・オールガルト

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都北区田端三丁目一八番一五号

株式会社ベルクレアチュール

代表清算人　林　喜之

解散公告

当社は、令和八年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都大田区大森中一丁目一一番五号

有限会社大森廣尾鍍金工場

清算人　志田　和陽

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年十月十三日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

日本オフショアウインドサービス株式会社

代表清算人　須藤　豊

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都板橋区高島平二丁目二〇番五号

株式会社日本マテリアル

代表清算人　田中　裕子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都目黒区目黒本町四丁目四番一八号

有限会社鈴木螺子製作所

代表清算人　鈴木　勲夫

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都港区西麻布三丁目一七番一三号ジュニス西麻布一階

株式会社オンライフコマース

代表清算人　髙﨑　航

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都港区西麻布三丁目一七番一三号ジュニス西麻布一階　株式会社Ｂｅｃｋ

代表清算人　石倉　貴史

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都中央区銀座四丁目九番一号　株式会社医心方

代表清算人　小仲　正久

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四八条第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都新宿区大久保二丁目一三番四号北原ビル八〇六号

一般社団法人くらしのリサーチセンター

代表清算人　井出　亜夫

解散公告

当社は、令和八年十月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

株式会社Ｈａｐｔｏｎ

代表清算人　大友　英嗣

解散公告

当法人は、令和五年十二月三十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都港区六本木六丁目二番三五号四階

一般社団法人Ｙａｍａｕｃｈｉ－Ｎｏ．１０Ｆａｍｉｌｙ　Ｏｆｆｉｃｅ

代表清算人　市村　吉也

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都足立区江北五丁目九番一六号　株式会社レインボーゲート

代表清算人　河原　昌史

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都江東区北砂五丁目二〇番七－一〇二二号

株式会社エイ・アイ・ジーコーポレーション　代表清算人　阿部　達郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都文京区小日向四丁目二番五号　有限会社桃源

清算人　有田恵美子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

神奈川県横浜市港北区新横浜三－二四－五　合同会社ケミステラ

清算人　寺田　常徳

解散公告

当会社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

横浜市泉区緑園六丁目二九番地の七　有限会社幸己

清算人　寺井　典子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

横浜市港南区日野中央二丁目二二番二四号　有限会社グリーンズアペックス

清算人　甲斐　啓史

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

横浜市中区本牧和田一一番一－二〇二号　株式会社ＫＥＮＡＰＰＩコーポレーション

代表清算人　堤　国威

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

横浜市栄区長尾台町四九七番地一五　株式会社サンライズ

代表清算人　大谷　千鶴

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

新潟県新潟市中央区長潟一丁目五番二二号　有限会社クイック１

清算人　大滝　智之

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

福井県大野市佐開五五号一番地一六　有限会社フイッシングランドアラシマ

清算人　清水　節子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

岐阜県岐阜市福光東一丁目二三番六号　有限会社センハウス

清算人　大野あきこ

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

静岡県静岡市駿河区向敷地五丁目四番二三号

株式会社ＡＫ企画

代表清算人　浅井勝一郎

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

静岡県静岡市葵区古庄一丁目七番四号

株式会社日本レンタリース東海

代表清算人　是永　英和

解散公告

当社は、令和八年九月三十日に株主総会の決議があったものとみなされた株主全員の同意（会社法三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）により同年十月一日をもって解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

愛知県長久手市熊田七一六番地

ファロージャパン株式会社

代表清算人　望月　広輝

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

名古屋市中区栄五丁目一五番一七号名古屋再生医療幹細胞免疫センタービル六階

一般社団法人ドクターズライフコンパス

代表清算人　野田　香織

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

三重県四日市市富田一色町三三番三三号

有限会社旭工房

清算人　角見　北斗

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

京都市中京区富小路通錦小路下る大文字町六〇二番地三〇三

合同会社Ｎｅｘｔ　ｄｅｐａｒｔｕｒｅ

清算人　松山　明子

解散公告

当社は、令和八年十月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

京都府京都市下京区大黒町二二七番地第２キョートビル四〇二

株式会社Ｈｕｎｔｅｒ　Ｔｅａｍ　Ｌａｂｓ

代表清算人　森　瑞穂

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

京都府伏見区東柳町五〇六番地二ベルハイツ中書島一〇二

合同会社嘉言堂

清算人　龔　婷

解散公告

当社は、令和八年九月三十日、社員全員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二―一二

Ｗｅｌｌｎｅｓｓ　Ｂｌｉｓｓ合同会社

清算人　中嶋　英人

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市浪速区幸町二丁目三番一四号

一般社団法人事業活動推進協会

代表清算人　錦戸　慎司

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪府泉佐野市南泉ケ丘二丁目六八六番地一四の二

秋潤株式会社

代表清算人　張　清

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪府堺市堺区北三国ヶ丘町七丁四番二一号

合同会社ナノ・プラン

清算人　堀野　幸子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市淀川区西宮原三丁目二番一―三一七号

清川一境株式会社

代表清算人　管　懐源

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市西成区岸里二丁目二番四―三〇五号

東海科技株式会社

代表清算人　鐘　志東

解散公告

当社は、令和八年十月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市天王寺区上汐四丁目五番一一号吉祥苑マンション五Ａ

日和商事株式会社

代表清算人　鐘　楚云

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市東成区深江北三丁目四番二一号エクラ深江橋五一一Ｃ

神華株式会社

代表清算人　胡　旭偉

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市東成区大今里西三丁目一五番六号

Ｉｍａｚａｔｏ Ｔｏｗｅｒ四〇四Ａ

華瑞株式会社

代表清算人　陳　志剛

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市東成区深江北三丁目四番二一号エクラ深江橋四一〇Ｂ

莫尼特株式会社

代表清算人　趙　阿桃

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号Ｉｍａｚａｔｏ Ｔｏｗｅｒ二一一Ｃ

多美仕Ｄｍｉｓ株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年九月二十九日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪府豊中市東豊中町四丁目二三番五号

有限会社オーソスターシオン

清算人　香川　正之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市中央区道頓堀二丁目一番三号パークランドビル一Ｆ

ムハハ株式会社

代表清算人　山元　貫司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪府豊中市東豊中町六丁目六番二八―五〇七号

有限会社シスポート

清算人　久世　英次

解散公告

当社は、令和八年十月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪府四條畷市西中野一丁目五番一六号

株式会社ホンダファミリーキムラ

代表清算人　木村　八夫

解散公告

当社は、令和八年九月十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

兵庫県西宮市久出ケ谷町一一番二号

合同会社ＡＷＲ

清算人　小澤　慧子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

神戸市東灘区魚崎南町四丁目一〇番一九号

株式会社クロスロード

代表清算人　佐藤　良

解散公告

当社は、令和八年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

兵庫県芦屋市山手町二―六―二〇二

株式会社プラス

代表清算人　藤田　忠芳

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

奈良県大和郡山市白土町六三九番地

有限会社ヤマショウ

清算人　南田　有美

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南一丁目一二番一六号

森本食品株式会社

代表清算人　森本　嚴之

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

奈良県天理市櫟本町二八〇三番地八八

株式会社ＩＫＯＩ

代表清算人　薦田　昌彦

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

和歌山市和歌浦東一丁目六番二九号

株式会社Ｂｅｌｉｅｖｅ

代表清算人　長井　一朗

解散公告

当社は、令和八年十月一日総社員の同意により解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

岡山県真庭市西原二八九番地一

合同会社通信サービス

清算人　江田　貴博

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

岡山県岡山市北区春日町三番四号

有限会社福助

清算人　國方　弘

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

岡山県真庭市上水田二八五五番地一

有限会社石井建材店

代表清算人　石井　秀明

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

広島県三原市円一町三丁目八番一―四〇三号

有限会社鈴木組

代表清算人　鈴木　美弥

解散公告

当社は、令和八年六月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

広島県福山市佐波町五一八番地の四

株式会社明和メディカル

代表清算人　大林真理子

解散公告

当社は、令和八年十月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

広島県呉市吉浦東本町一丁目二番一号

有限会社中本鉄工所

清算人　山木健治郎

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

愛媛県伊予郡松前町大字昌農内六四〇番地九

株式会社縁

代表清算人　西川　龍二

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

愛媛県松山市一番町二丁目七番地三

有限会社ラ・バガージュ

清算人　桜井美智子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

福岡市早良区室見一丁目四番五―一八〇一号モントーレ室見ステーションスクエア

青柳メディカルリース株式会社

代表清算人　青柳　諒

解散公告

当社は、令和八年十月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

北九州市小倉北区霧ヶ丘二丁目二四番五号

株式会社サンサン

代表清算人　小松ミサ代

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

長崎市東町二四九一番地四三

合同会社ロザリウム

清算人　田川　明美

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

長崎県諫早市有喜町四一二番地一

森水産株式会社

代表清算人　森　治行

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

長崎市浜平一丁目一五番五号

有限会社坂口建装

清算人　詰坂　彰規

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

熊本県菊池市亘三九〇番地一

株式会社外村設計

代表清算人　外村みや子

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大分市古国府四丁目七番一三号

株式会社フレッシュフーズ・デポ

代表清算人　大石　匡巳

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

大分市大字下郡三〇二一番地の三

有限会社藤木木工製作所

清算人　河野　真司

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

宮崎県宮崎市恒久二丁目二番地九

有限会社ライフサポートカンパニー

清算人　田中　大輔

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月二十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和八年九月十八日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

北海道恵庭市恵み野西六丁目二〇番一

医療法人社団岡田内科小児科医院

清算人　岡田　宏満

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により令和八年九月三十日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

茨城県古河市諸川二五二二番地三一

医療法人学真会

清算人　鈴木　学

解散公告（第一回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき令和八年九月十日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

埼玉県児玉郡美里町大字木部三二三番地一

清算法人美里第二土地改良区

代表清算人　中島　邦宜

解散公告（第一回）

当法人は、総社員の同意により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都板橋区常盤台一丁目一八番五号

税理士法人ＡＴパートナーズ

清算人　湯口　雅之

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

岐阜県海津市海津町高須町二一九番地

宗教法人瑞應院

清算人　長谷川快真

解散公告（第一回）

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

神奈川県藤沢市湘南台二丁目二七番一五号

東永ビル一階

医療法人社団さくまこどもクリニック

清算人　佐久間秀哉

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

京都市上京区今出川通千本西入南上善寺町一七〇番地三

医療法人社団正豊会すぎはら医院

清算人　杉原みどり

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年七月二十四日開催の臨時大会の決議により令和八年九月三十日を以て解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

島根県松江市東出雲町揖屋六六七番地一

三菱農機労働組合

清算人　乗本　克己

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月十七日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

広島県呉市仁方西神町四番一四号

医療法人社団田村内科・小児科

清算人　田村　宏

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月十二日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年八月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

北海道函館市湯川町一丁目一番一二号

日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合函館バス支部

清算人　鈴木　富夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月三十日、診療所のすべてを廃止し、同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載第一回掲載（令和八年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都港区南青山五丁目四番三五号たつむら青山マンション四〇九号室

医療法人社団川崎歯科診療所

清算人　濱島ひろみ

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月二十九日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都新宿区北新宿一丁目一三番一九号弘林ビル三階

医療法人社団慶順会

清算人　申　基泰

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月二十二日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

神奈川県横浜市神奈川区子安通一丁目三番地四

ファーストクラス子安駅管理組合法人

清算人　庄子　哲也

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年十月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

愛知県豊橋市前田町二丁目一〇番地一〇

医療法人社団玲仁会

清算人　山内　照司

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月十日開催の総会及び責任役員会の決議並びに広島県知事の認可により、令和八年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

広島県竹原市中央二丁目一七番一一号

竹原キリスト教会

清算人　中野　信

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月二十八日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により令和八年九月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

広島市中区大手町五丁目六番二三号エスポワールたかのばし一・二階

医療法人住田医院

清算人　清永ときよ

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十八日

鹿児島県曽於郡大崎町仮宿一五四八番地

医療法人上床歯科医院

清算人　上床　義人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道沙流郡日高町字賀張三〇三番地、最後の住所札幌市清田区清田一条四丁目四番三五号あしりべつ病院

被相続人　亡　澤里美意子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

札幌市中央区南一条西十一丁目三二七番地

八ＲＩＣＨ南1条ビル六階弁護士法人竹村合同法律事務所札幌事務所

相続財産清算人　弁護士　後藤田　環

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市川西町西二線六一番地、最後の住所北海道帯広市西十五条南十五丁目一番地三一　被相続人　亡　古川　勝已

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

北海道帯広市東四条南二十二丁目一五番地　小林・中道司法書士事務所　相続財産清算人　司法書士　中道　麻友

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県大船渡市盛町字宇津野沢八番地八　被相続人　亡　紺野美喜男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

岩手県大船渡市大船渡町字笹崎一四番地一三　ＣＡＳＡ・Ｋ　相続財産清算人　司法書士　杉山　眞人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利郡仁賀保町平沢字家妻二六番地、最後の住所秋田県男鹿市脇本浦田字坂ノ上一三九番地の一　被相続人　亡　須藤ハルヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

秋田県由利本荘市給人町七番地三　本荘合同ビル一―二　相続財産清算人　弁護士　高橋　重剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市藤岡町赤麻三〇七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石川冨士野

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

栃木県栃木市旭町一四―一六梁島ビル二階　鈴木俊美法律事務所　相続財産清算人　弁護士　大関麻由子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県みどり市大間々町塩原一四七二番地、最後の住所群馬県太田市大原町一一〇三番地二六　障がい者グループホーム　なな　被相続人　亡　小倉　忠次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

群馬県高崎市筑縄町五二―七　梅山第一ビル二〇一号つくなわ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　大野　岳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市千代田町一丁目四番地、最後の住所群馬県前橋市箱田町四四二番地一七　被相続人　亡　古澤　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

群馬県前橋市大手町三丁目一番一〇号群馬県教育会館一階　相続財産清算人　弁護士　谷田　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区日進町二丁目一七八六番地二、最後の住所埼玉県さいたま市北区日進町二丁目一七八六番地二　被相続人　亡　高橋　裕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

埼玉県川口市幸町三―七―二二ＭＬ二一―三〇二飯島努法律事務所　相続財産清算人　弁護士　飯島　努

令和八年十月二十八日

東京都中野区中野五丁目六七番六号ビジネスハイツ中野七階七〇五号室慶福法律事務所　相続財産清算人　弁護士　金子　玄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市宮西町五丁目二五番地の一、最後の住所東京都府中市宮西町三丁目一九番地の一　被相続人　亡　栃下　潤平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都新宿区四谷二丁目四番地三　久保ビル二階　大谷＆パートナーズ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　豊澤　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市吉祥寺東町四丁目一〇番地、最後の住所東京都杉並区西荻北三丁目二二番一四号乙甲ユースフル西荻四〇四　被相続人　亡　皆吉　司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

事務所東京都港区新橋二―二〇―一五新橋駅前ビル一号館五階藤光・鈴木法律事務所　相続財産清算人　弁護士　鈴木　一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東墨田三丁目五〇番地、最後の住所東京都葛飾区東四つ木二丁目九番一八―六一七号ダイアパレス立石　被相続人　亡　高柳　武彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

事務所　東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビル東館一九階　ＪＭＰ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　田辺研一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東四つ木三丁目二三番、最後の住所埼玉県川口市桜町四丁目四番六―二〇三号　被相続人　亡　森　利彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

埼玉県さいたま市南区沼影一―一〇―一ラムザタワー一〇〇四ゆりのまち法律事務所　相続財産清算人　弁護士　池田　恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市大字今福一〇五四番地一三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　清水　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

埼玉県川越市新宿町一―一五―六ヨシノビル二階　相続財産清算人　弁護士　市川　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市井の頭四丁目三七九番地、最後の住所東京都国分寺市高木町三丁目二二番地二四　被相続人　亡　廣渡　太一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都町田市原町田一丁目一番三号ハイストーンビル三〇三　弁護士法人ノア　まちだ駒津法律事務所　相続財産清算人　弁護士　駒津　彩果

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区東中野四丁目三七番地、最後の住所東京都西東京市下保谷二丁目九番二七号　被相続人　亡　齊藤　敦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市常田二丁目一六六番地二、最後の住所長野県上田市小泉一九三六番地四

被相続人　亡　唐澤　博三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

長野県上田市中央西二丁目八番一三号柳沢ビル二〇一

相続財産清算人　弁護士　荒川　光広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北安曇郡池田町大字池田三一五六番地、最後の住所長野県北安曇郡松川村五六二二番地三三特別養護老人ホームライフ松川

被相続人　亡　和田　耕造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

長野県北安曇郡白馬村大字北城三九七番地

相続財産清算人　司法書士　帯金　康祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市青柳町三丁目五番地、最後の住所岐阜市青柳町三丁目五番地六

被相続人　亡　奥田　晴久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

事務所岐阜市端詰町五五番地オフィスＩ・Ｏ・Ｐ二階　毛利法律事務所

相続財産清算人　弁護士　横井　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市仁藤一五番地、最後の住所静岡市駿河区桃園町一九番六号　下川原団地六棟一〇四号

被相続人　亡　鈴木　好幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

静岡市葵区馬場町四三―一　静岡法律事務所

相続財産清算人　弁護士　桐山　圭悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区塩付通一丁目三一番地一、最後の住所愛知県稲沢市清水寺前町二六番地

被相続人　亡　木村　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

名古屋市東区東桜一丁目一〇番三五号　セントラル野田ビル八階　服部豊法律事務所

相続財産清算人　弁護士　服部　郁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市玉島上成二四番地、最後の住所名古屋市千種区千代田橋一丁目一番一三―二二五号榎木荘

被相続人　亡　中原由加里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

名古屋市東区東桜一丁目一〇番三五号　セントラル野田ビル八階　服部豊法律事務所

相続財産清算人　弁護士　服部　郁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市井口三丁目二一一番地、最後の住所名古屋市中村区則武一丁目一三番九号チサンマンション第3名古屋八〇一号

被相続人　亡　山崎喜代治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

愛知県尾張旭市東大道町原田二四九八番地五

相続財産清算人　弁護士　中山　葉子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区児玉一丁目二〇二番地、最後の住所名古屋市西区児玉一丁目二番二号

被相続人　亡　岡　糸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区児玉一丁目二〇二番地、最後の住所名古屋市西区児玉一丁目二番二号

本部オフィス

相続財産清算人　弁護士　高橋　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

名古屋市中区錦三丁目五番三〇号三晃錦ビル九階　ａｎｄＬＥＧＡＬ弁護士法人久屋

相続財産清算人　弁護士　高橋　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区塩付通一丁目三一番地一、最後の住所愛知県稲沢市清水寺前町二六番地

被相続人　亡　木村　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

名古屋市中区丸の内一―四―一二アレックスビル六階アイ・パートナーズ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　溝口　仁志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県小牧市中央六丁目八七番地、最後の住所愛知県小牧市中央六丁目八七番地ＭＩＮＩＴＩＢ号

被相続人　亡　山本　秀和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

名古屋市中村区名駅四丁目二番二八号名古屋第二埼玉ビル五階　弁護士法人大樹法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高井　祐哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字茶屋一八五番地一〇、最後の住所愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字茶屋一八五番地の一〇

被相続人　亡　田川　初江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

名古屋市中村区名駅四丁目二番二八号名古屋第二埼玉ビル五階　弁護士法人大樹法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高井　祐哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市美杉町太郎生三九七六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小竹　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

三重県四日市市浜田町六番一一号サムティ四日市ビル七階　みなと総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　森田　明美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市肥田町三七〇番地二、最後の住所三重県鈴鹿市肥田町三七〇番地の二

被相続人　亡　橋本　文雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

三重県津市岩田一三番二八号三重ビル五階

柳川法律事務所

相続財産清算人　弁護士　柳川　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市白山町南出一〇三番地一四、最後の住所三重県津市白山町南出一〇三番地一四

被相続人　亡　藤本桂一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

三重県桑名市寿町三丁目一一番　太平洋桑名ビル六階　伊勢湾総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　松井　太一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県蒲生郡日野町大字大窪一三七七番地、最後の住所滋賀県蒲生郡日野町大字大窪一三七七番地

被相続人　亡　吉田　栄樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月八日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

滋賀県彦根市佐和町三―一五　千祥ビル四階　生駒法律事務所

相続財産清算人　弁護士　稲田　優花

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市右京区太秦森ケ前町六番地一三、最後の住所京都市右京区太秦森ケ前町六番地の一三　被相続人　亡　根本知代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

京都市山科区御陵鳥ノ向町二一　富士菱ビル四階　ターマン法律事務所

相続財産清算人　弁護士　佐々木久実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市黄金町五丁目三番地九、最後の住所京都市左京区鹿ケ谷桜谷町七〇番地　被相続人　亡　中西　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町二六三京榮烏丸ビル五階　藤原・橋本法律事務所

相続財産清算人　弁護士　藤原　式子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県高砂市伊保港町一丁目一五二六番地、最後の住所大阪府大阪市福島区海老江二丁目二番一〇―五〇五号　被相続人　亡　田中　努

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市北区西天満四丁目一番二二号阪神神明ビル三階

相続財産清算人　弁護士　三木　保美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区南堀江二丁目二番、最後の住所大阪市西区南堀江二丁目二番一―一一〇五号　被相続人　亡　茶岡公夫三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市北区西天満四丁目一五番一八号プラザ梅新一五一六号室

相続財産清算人　弁護士　龍田　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県隠岐郡海士町大字海士一八三九番地二、最後の住所大阪府大阪市住吉区長居一丁目二番一七―四〇九号　被相続人　亡　村尾　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

大阪市北区浪花町一三番三八号千代田ビル北館七階　ひすい法律事務所

相続財産清算人　弁護士　笹谷　竜二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市西大物町七五番地六、最後の住所兵庫県川西市錦松台三番三一号　被相続人　亡　関　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八番一―一一一号

太田川口法律事務所

相続財産清算人　弁護士　川口　丹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区大井通二丁目五番地一、最後の住所兵庫県神戸市長田区真野町九番四七―二〇六　被相続人　亡　中井　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

兵庫県神戸市中央区明石町三二番地明海ビル八階神戸ブライト法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大野　彰子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市倉橋町一八〇六番地、最後の住所神戸市北区鈴蘭台北町三丁目二四番一号　被相続人　亡　原　昌司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

神戸市中央区東川崎町一丁目一番三号神戸クリスタルタワー二一階　神陵法律事務所

相続財産清算人　弁護士　福島　佳樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県芦屋市楠町五番地、最後の住所兵庫県神戸市須磨区妙法寺字ロノ川二三番地の二三　被相続人　亡　花木　伸哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

兵庫県神戸市中央区多聞通一丁目一番四号のじぎくコーポ二階　坂田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　坂田　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市城内一丁目一番、最後の住所神戸市西区神出町南三六八番地の一一九神出シニアコミュニティ　被相続人　亡　荒木　昌彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

兵庫県明石市本町一丁目一番二四号大日明石本町ビル五階五〇二明石さざんか法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小森　祐輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府綾部市西方町大善一四番地、最後の住所兵庫県神戸市西区平野町常本四二七番地の三　被相続人　亡　岡本　克英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目一一番一号センタープラザ西館五〇一号室　神戸中央法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中尾　悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市須磨区須磨寺町一丁目一一三番地、最後の住所神戸市垂水区西舞子三丁目六番七号　被相続人　亡　正木　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

神戸市中央区京町七四　京町七四番ビル六階　かがやき法律事務所

相続財産清算人　弁護士　須山幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市萩原台西一丁目一一一番地、最後の住所兵庫県川西市萩原台西一丁目一一一番地　被相続人　亡　中西　十郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番三号山本不動産ビル八〇一号室

相続財産清算人　弁護士　林下　志麻

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区豊崎二丁目五六番地、最後の住所和歌山県和歌山市有本五六八番地一六　被相続人　亡　額田美惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

和歌山県岩出市宮七一―一　パストラルビル二―D　岩出総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　阪本　倖多

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県新見市哲多町矢戸七一五番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川上東鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

岡山県新見市高尾二三二八番地一アウル一階弁護士法人岡山パブリック法律事務所ゆずりは新見支所

相続財産清算人　弁護士　大山　知康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県鹿足郡吉賀町九郎原三六〇番地、最後の住所広島市中区吉島東三丁目一番九―二〇六号　被相続人　亡　田中　栄正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月四日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

広島市中区上幟町一一―四四　二階　鯉城総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　谷井　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市吉田町東小路甲一一二番地四　愛媛県宇和島市吉田町東小路甲一一二番地四

相続財産清算人　司法書士　大西　園恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市大宮町一丁目甲一〇〇六番地、最後の住所愛媛県新居浜市滝の宮町一〇番八号　被相続人　亡　杉山　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

愛媛県松山市越智一丁目四番一〇―三号

相続財産清算人　司法書士　宇都宮孝輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地二六二四番地、最後の住所鹿児島県薩摩郡さつま町田原二三七一番地　被相続人　亡　田中　千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

事務所鹿児島県薩摩川内市鳥追町一三番一八号川内駅前ＳＥＮビル二階さつま中央司法書士事務所

相続財産清算人　司法書士　山本　豪太

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　静岡県伊東市池字室ノ腰六六八番三四、静岡県伊東市池字室ノ腰六六八番三五、静岡県伊東市池字室ノ腰六六八番三六、静岡県伊東市池字室ノ腰六六八番三七

二　供託所　静岡地方法務局沼津支局

三　供託番号　令和八年度金第八五三号

四　供託金額　六六九、四一六円

五　裁判所　静岡地方裁判所沼津支部

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第九号

令和八年十月二十八日

静岡県伊東市川奈一二一六番地の三〇　所有者不明土地管理人　山田　康太

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　千葉県佐倉市吉見字白幡四一八番二

対象建物　千葉県佐倉市吉見字白幡四一八番地二

二　供託所　千葉地方法務局佐倉支局

三　供託番号

（一）対象土地　令和八年度金第六〇三号

（二）対象建物　令和八年度金第六〇三号

四　供託金額

（一）対象土地　三、七四六、九五五円

（二）対象建物　一、七六三、七四三円

五　裁判所　千葉地方裁判所佐倉支部

六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第二号

令和八年十月二十八日

千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階　弁護士法人リバーシティ法律事務所　所有者不明土地及び建物管理人　弁護士　丸島　一浩

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　生稲　眞澄

住所　埼玉県川口市南鳩ケ谷五丁目一八番一七号

生年月日　昭和十八年十月十日

二　供託所　さいたま地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第一六三五号

四　供託金額　五百五十五万二千百九十七円

五　裁判所　さいたま家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第八〇三八七号

令和八年十月二十八日

埼玉県さいたま市中央区大戸一丁目三番六号中浦和法律事務所　不在者財産管理人　石塚　章夫

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　斉木　信子

従来の住所　東京都練馬区東大泉二丁目一一番三号

生年月日　昭和二十一年八月二日

二　供託所　東京法務局

三　供託番号　令和八年度金第二六三八三号

四　供託金額　一、三八五、九一〇円

五　裁判所　東京家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第七〇九四二号

令和八年十月二十八日

東京都千代田区神田司町二丁目七番地福禄ビル五階クラース東京法律事務所　不在者財産管理人　弁護士　大澤美穂子

第22期決算公告

令和8年10月28日

青森県八戸市大字市川町字下揚45番地44

株式会社ハチカン

代表取締役社長　山川　智彦

貸借対照表の要旨

（令和8年3月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,271
	固定資産	4,824
	合計	8,095
負債及び純資産の部	流動負債	7,354
	固定負債	691
	株主資本	50
	資本金	100
	利益剰余金	△50
	その他利益剰余金	△79
	（うち当期純利益）	(24)
	合計	8,095

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　柴田　朝子
　最後の住所　静岡県三島市御園五八〇番地御寿園
　生年月日　昭和十年十月十二日
　死亡年月日　令和七年十二月九日
二　供託所　静岡地方法務局沼津支局
三　供託番号　令和八年度金第三六二号
四　供託金額　二百二十八万七三七〇円
五　裁判所　静岡家庭裁判所沼津支部
六　事件名　相続財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和八年（家）第九〇一四号

令和八年十月二十八日

静岡県富士宮市東町一一番五号
相続財産管理人　司法書士　辻村　基樹

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年10月28日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①合同会社加勢糸満プロジェクト　②関整特事445号　③代表社員　坂本靖明　④千葉県船橋市本町二丁目10番14号　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦千葉県船橋市本町二丁目10番14号　合同会社加勢糸満プロジェクト　代表社員　坂本靖明

①みずほリース株式会社　②東京都知事(4)9167　③代表取締役　中村昭　④東京都港区虎ノ門二丁目２番３号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門二丁目２番３号　みずほリース株式会社　代表取締役　中村昭

①東京不動産売却維新法務株式会社　②東京都知事(4)86648　③代表取締役　飯高祐史　④東京都文京区白山五丁目19番10号ホライゾン石川ビル301号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都文京区白山五丁目19番10号ホライゾン石川ビル301号　東京不動産売却維新法務株式会社　代表取締役　飯高祐史

①株式会社佐藤秀　②東京都知事1426338　③代表取締役　植木宣一郎　④東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番８号　株式会社佐藤秀　代表取締役　植木宣一郎

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　佐野　勝美
　最後の住所　静岡県富士宮市若の宮町四一二番地はーとらいふ若の宮
　生年月日　昭和二十四年十月十一日
　死亡年月日　令和七年三月二十三日
二　供託所　静岡地方法務局富士支局
三　供託番号　令和八年度金第二一七号
四　供託金額　十八万一九六六円
五　裁判所　静岡家庭裁判所富士支部
六　事件名　相続財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和八年（家）第四三号

令和八年十月二十八日

静岡県富士宮市東町一一番五号
相続財産管理人　司法書士　辻村　基樹

第５期決算公告　令和８年10月22日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
ロジフラッグ・デベロプメント株式会社
代表取締役　本間　智宏

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,078,093
	固定資産	161,405
	資産合計	**1,239,499**
負債純資産の部	流動負債	60,555
	負債合計	**60,555**
	株主資本	1,178,944
	資本金	101,000
	利益剰余金	1,077,944
	利益準備金	25,250
	その他利益剰余金	1,052,694
	（うち当期純利益）	(69,886)
	純資産合計	**1,178,944**
	負債・純資産合計	**1,239,499**

第７期決算公告　2026年10月22日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞ヶ関投資顧問株式会社
代表取締役　横山　洋平

貸借対照表の要旨（2026年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,786,886
	固定資産	3,612,214
	資産合計	**7,399,100**
負債純資産の部	流動負債	4,252,153
	固定負債	1,913,664
	株主資本	1,233,282
	資本金	110,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	1,023,282
	その他利益剰余金	1,023,282
	（うち当期純利益）	(1,029,134)
	負債・純資産合計	**7,399,100**

第 38 期 決 算 公 告

令和８年10月28日
群馬県高崎市上並榎町258番地１
株式会社アペックス
代表取締役　西上　節也

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,467,979
	固定資産	33,694
	合計	**2,501,673**
負債純資産の部	流動負債	407,759
	固定負債	445
	株主資本	2,093,468
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,053,468
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	2,043,468
	（うち当期純利益）	(214,052)
	合計	**2,501,673**

第 67 期 決 算 公 告

令和８年10月28日　　神奈川県平塚市新町２番65号
カトウ工機株式会社
代表取締役　加藤　祐造

貸借対照表の要旨　（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	654,145	流動負債	179,878
固定資産	814,020	賞与引当金	9,299
		固定負債	106,044
		退職給付引当金	15,696
		株主資本	1,146,911
		資本金	25,000
		利益剰余金	1,121,911
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	1,115,661
		（うち当期純損失）	(55,329)
		評価・換算差額等	35,333
		その他有価証券評価差額金	35,333
資産合計	1,468,165	負債・純資産合計	1,468,165

第 19 期 決 算 公 告

令和８年10月28日
東京都新宿区西新宿６－５－１新宿アイランドタワー４階
ＤＲＣ医薬株式会社
代表取締役　岡崎　成実

貸借対照表の要旨　（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	81,450	流動負債	1,110,689
固定資産	11,713	賞与引当金	652
		その他	1,110,037
		固定負債	332,513
		株主資本	△1,350,037
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	△1,370,037
		その他利益剰余金	△1,370,037
		（うち当期純損失）	(712,008)
資産合計	93,164	負債・純資産合計	93,164

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

北海道滝川市流通団地二丁目四番六号
株式会社ミクニ舎
代表取締役　稲葉　了大

決　算　公　告

令和８年10月28日
北海道滝川市流通団地二丁目４番６号
株式会社ミクニ舎
代表取締役　稲葉　了大

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	230,779
	固定資産	64,271
	資産合計	295,051
負純資産債及のび部	流動負債	126,831
	固定負債	36,010
	株主資本	132,209
	資本金	40,000
	利益剰余金	92,209
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	91,959
	（うち当期純利益）	(22,181)
	負債・純資産合計	295,051

第５期決算公告

令和８年９月25日
東京都千代田区大手町一丁目６番１号
Ｍａｔｌａｎｔｉｓ株式会社
代表取締役　岡野原大輔

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,462,924
	固定資産	103,430
	資産合計	2,566,355
負純資産債及のび部	流動負債	1,745,551
	賞与引当金	38,237
	その他	1,707,314
	株主資本	820,803
	資本金	310,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	310,803
	その他利益剰余金	310,803
	（うち当期純利益）	(123,489)
	負債・純資産合計	2,566,355

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億三千三百十六万二千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

埼玉県川口市弥平三丁目一二番二四号
株式会社齋藤ホールディングス
代表取締役　齋藤　隆

第２期決算公告

令和８年10月28日
埼玉県川口市弥平三丁目12番24号
株式会社齋藤ホールディングス
代表取締役　齋藤　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,319
	固定資産	214,147
	繰延資産	450
	合計	217,917
負純資産債及のび部	流動負債	56,163
	固定負債	163,000
	株主資本	△ 1,245
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 2,245
	その他利益剰余金	△ 2,245
	（うち当期純損失）	(2,138)
	合計	217,917

第52期決算公告

令和８年９月26日
東京都豊島区南池袋２丁目47番13号
株式会社日本ディスプレイセンター
代表取締役　滝沢　敏広

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	390,405
	固定資産	107,861
	合計	498,266
負純資産債及のび部	流動負債	127,046
	固定負債	105,164
	株主資本	266,056
	資本金	26,000
	利益剰余金	240,056
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	238,056
	（うち当期純損失）	(13,097)
	合計	498,266

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万四千九百五十六円減少し八千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月四日であり、株主総会の決議は、令和八年十月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

埼玉県和光市南一丁目一四番一八号
株式会社ベストワン
代表取締役　中澤謙之介

第33期決算公告

令和８年10月28日
埼玉県和光市南一丁目14番18号
株式会社ベストワン
代表取締役　中澤謙之介

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	139,601
	固定資産	154,361
	合計	293,963
負純資産債及のび部	流動負債	13,220
	固定負債	61,730
	株主資本	219,013
	資本金	120,004
	利益剰余金	99,008
	その他利益剰余金	99,008
	（うち当期純利益）	(1,580)
	合計	293,963

第24期決算公告

令和８年９月30日
東京都品川区大崎一丁目11番２号
株式会社ダブルカルチャーパートナーズ
代表取締役　高谷　有花

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,619,301
	固定資産	76,435
	合計	2,695,736
負純資産債及のび部	流動負債	1,412,452
	固定負債	60,491
	株主資本	1,222,792
	資本金	155,000
	資本剰余金	142,428
	資本準備金	142,428
	利益剰余金	925,364
	その他利益剰余金	925,364
	（うち当期純利益）	(378,524)
	合計	2,695,736

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

東京都杉並区下井草二丁目六番地五号
長江実業株式会社
代表取締役　金城　将

決　算　公　告

令和８年10月28日
東京都杉並区下井草２丁目６番地５号
長江実業株式会社
代表取締役　金城　将

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	24,905,603
	固定資産	4,762,652
	合計	29,668,255
負純資産債及のび部	流動負債	227,642
	固定負債	22,830,819
	株主資本	6,609,794
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△23,390,206
	繰越利益剰余金	△23,390,206
	（うち当期純損失）	(16,646,516)
	合計	29,668,255

第70期決算公告

令和８年10月28日
愛知県刈谷市野田町新上納166番地
株式会社クロト
代表取締役　下田　将之

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,323
	固定資産	4,411
	資産合計	7,734
負純資産債及のび部	流動負債	1,282
	固定負債	217
	株主資本	6,235
	資本金	45
	資本剰余金	22
	資本準備金	22
	利益剰余金	6,167
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	6,162
	（うち当期純利益）	(590)
	負債・純資産合計	7,734

第28期決算公告

令和８年10月28日
東京都渋谷区桜丘町１番２号渋谷サクラステージセントラルビル1502―Ａ
建商株式会社
代表取締役　尾﨑　敏之

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	23
	固定資産	293
	資産合計	317
負純資産の債及び部	流動負債	237
	固定負債	66
	株主資本	12
	資本金	3
	利益剰余金	9
	その他利益剰余金	9
	（うち当期純利益）	(12)
	負債・純資産合計	317

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百九十八万円減少し二万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日
東京都渋谷区桜丘町一番二号渋谷サクラステージセントラルビル一五〇二―Ａ
建商株式会社
代表取締役　尾﨑　敏之

第98期決算公告

令和８年９月10日
愛知県豊田市日之出町１丁目９番地１
豊田石油株式会社
代表取締役社長　舟橋　正美

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	205,052
	固定資産	572,225
	合計	777,277
負純資産の債及び部	流動負債	246,523
	固定負債	49,736
	株主資本	481,018
	資本金	80,000
	利益剰余金	401,018
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	381,018
	（うち当期純利益）	(35,834)
	合計	777,277

第59期決算公告

令和８年10月28日
愛知県弥富市三百島一丁目140番地
株式会社田中工作所
代表取締役　田中豊一郎

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	223,621,964
	固定資産	85,868,723
	合計	309,490,687
負純資産の債及び部	流動負債	524,872,338
	固定負債	480,632,649
	株主資本	△696,014,300
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△726,014,300
	利益準備金	4,500,000
	別途積立金	75,000,000
	繰越利益剰余金	△805,514,300
	（うち当期純利益）	(9,397,834)
	合計	309,490,687

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日
愛知県弥富市三百島一丁目一四〇番地
（甲）株式会社田中工作所
代表取締役　田中豊一郎
愛知県弥富市三百島一丁目一四〇番地
（乙）田中合同会社
代表社員　田中　忠男

第10期決算公告

令和８年10月28日
三重県津市本町32番35号
株式会社別所書店
代表取締役　別所　信啓

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	373,199
	固定資産	51,407
	合計	424,606
負純資産の債及び部	流動負債	262,675
	固定負債	74,985
	株主資本	86,945
	資本金	3,000
	利益剰余金	115,882
	その他利益剰余金	115,882
	（うち当期純利益）	(4,096)
	自己株式	△31,937
	合計	424,606

第18期決算公告

令和８年10月28日
東京都台東区元浅草二丁目６番４号上野コアビル９階
株式会社ＳＯＺＯＮＥＸＴ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	274,791,376
	固定資産	180,948,949
	繰延資産	936,012
	資産合計	456,676,337
負純資産の債及び部	流動負債	273,666,401
	固定負債	192,603,377
	株主資本	△9,593,441
	資本金	145,500,000
	資本剰余金	97,500,000
	資本準備金	97,500,000
	利益剰余金	△252,593,441
	その他利益剰余金	△252,593,441
	（うち当期純利益）	(34,599,504)
	負債・純資産合計	456,676,337

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百五十万円、資本準備金の額を九千七百五十万円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十八日
東京都台東区元浅草二丁目六番四号
上野コアビル九階
株式会社ＳＯＺＯＮＥＸＴ
代表取締役　申　昌赫

第49期決算公告

2026年10月28日
大阪府羽曳野市軽里三丁目３番17号
株式会社天道組
代表取締役　天道　大輔

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,779
	固定資産	16,504
	合計	31,283
負純資産の債及び部	流動負債	39,556
	固定負債	6,430
	株主資本	△ 14,702
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 34,702
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△ 39,702
	（うち当期純損失）	(14,228)
	合計	31,283

第９期決算公告

令和８年10月28日
東京都港区海岸三丁目21番９号
ＡＬＢＡ901
株式会社ラインライフ
代表取締役　笠原　隆則

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	22,927,828
	資産合計	22,927,828
負純資産の債及び部	流動負債	1,661,307
	固定負債	1,000,000
	負債合計	2,661,307
	株主資本	20,266,521
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	266,521
	その他利益剰余金	266,521
	（うち当期純利益）	(18,449)
	純資産合計	20,266,521
	負債・純資産合計	22,927,828

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十八日
東京都港区海岸三丁目二一番九号ＡＬＢＡ九〇一
株式会社ラインライフ
代表取締役　笠原　隆則

第50期決算公告

令和８年10月28日
大阪市中央区内平野町２丁目２番７号
昭和エンジニアリング株式会社
代表取締役　家路　圭一

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,030,335
	固定資産	3,055,055
	合計	4,085,391
負純資産の債及び部	流動負債	253,608
	（うち賞与引当金）	(2,156)
	株主資本	3,831,782
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,840,482
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	3,837,982
	（うち当期純利益）	(618,571)
	自己株式	△ 18,700
	合計	4,085,391

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社コレクシア（住所　東京都千代田区神田鍛冶町三丁目三番地一）に対して、当社のソフトウェア開発事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、令和八年十一月三十日までにお申し出ください。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十八日

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目三番地一

株式会社パレットグループ

代表取締役　新井　貴雄

第８期決算公告

令和８年10月28日

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目３番地１

株式会社パレットグループ

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	69,572
	固定資産	30,683
	繰延資産	257
	資産合計	100,512
負純資産及び部	流動負債	41,660
	固定負債	60,691
	株主資本	△40,338
	資本金	100,000
	資本剰余金	38,500
	資本準備金	38,500
	利益剰余金	△178,838
	その他利益剰余金	△178,838
	（うち当期純損失）	(11,172)
	新株予約権	38,500
	負債・純資産合計	100,512

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

静岡市葵区日出町六番地の九―六〇三号

株式会社ＤＩＡ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　伊田　純一

第３期決算公告

令和８年10月28日

静岡市葵区日出町６番地の９―603号

株式会社ＤＩＡ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　伊田　純一

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,169
	固定資産	19,887
	資産合計	28,056
負純資産及び部	流動負債	35,679
	株主資本	△7,622
	資本金	50,000
	利益剰余金	△57,622
	その他利益剰余金	△57,622
	（うち当期純損失）	(20,912)
	負債・純資産合計	28,056

第45期決算公告

令和８年10月28日

広島県福山市内海町字大浜畑2276番地の１

横島石油基地株式会社

代表取締役社長　堀内　亮

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	242,470
	固定資産	—
	合計	242,470
負純資産及び部	流動負債	1,202
	固定負債	—
	株主資本	241,267
	資本金	10,000
	利益剰余金	231,267
	その他利益剰余金	231,267
	（うち当期純利益）	(243,507)
	合計	242,470

第27期決算公告

令和８年10月28日

東京都千代田区神田神保町三丁目10番地２共立ビル８Ｆ

株式会社大空出版

代表取締役　安田　洋明

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	169,112
	固定資産	84,039
	資産合計	253,151
負純資産及び部	流動負債	89,310
	固定負債	109,040
	株主資本	54,801
	資本金	20,000
	利益剰余金	38,151
	利益準備金	801
	その他利益剰余金	37,349
	（うち当期純損失）	(10,574)
	自己株式	△3,350
	負債・純資産合計	253,151

第５期決算公告

令和８年10月28日

東京都中央区新川一丁目28番38号

株式会社文運堂

代表取締役社長　米川　雅晴

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	387,066
	固定資産	9,209
	資産合計	396,275
負純資産及び部	流動負債	264,386
	固定負債	215,743
	株主資本	△83,854
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△93,854
	その他利益剰余金	△93,854
	（うち当期純損失）	(39,226)
	負債・純資産合計	396,275

第28期決算公告

令和８年10月28日

東京都港区赤坂２丁目５番１号

株式会社リブ・マックス

代表取締役　有山　憲

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		13,464	流動負債	17,286
固定資産		66,760	固定負債	50,298
			引当金	28
			負債合計	67,584
			株主資本	12,640
			資本金	50
			利益剰余金	12,590
			純資産合計	12,640
資産合計		80,224	負債・純資産合計	80,224

損益計算書の要旨

（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	56,642
売上原価	10,027
売上総利益	46,614
販売費及び一般管理費	36,918
営業利益	9,695
営業外収益	2,237
営業外費用	6,069
経常利益	5,862
特別利益	0
特別損失	1
税引前当期純利益	5,861
法人税、住民税及び事業税	1,520
当期純利益	4,340

第39期決算公告

令和８年10月28日

東京都港区芝浦二丁目６番１号

株式会社シーライン東京

代表取締役　小仲井利夫

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	817,938
	固定資産	548,063
	資産合計	1,366,001
負純資産及び部	流動負債	392,005
	固定負債	370,258
	退職給付引当金	123,578
	役員退任慰労引当金	6,200
	株主資本	603,737
	資本金	50,000
	資本剰余金	150,000
	利益剰余金	403,737
	利益準備金	6,900
	（うち当期純損失）	(4,626)
	負債・純資産合計	1,366,001

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＳＥＫＩ　ＧＵＣＨＩ　ＩＮＶＥＳＴＭＥＮＴ株式会社（住所埼玉県さいたま市中央区鈴谷二丁目五六三番地）に対して当社の投資事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

埼玉県さいたま市中央区鈴谷二丁目五六三番地

関口工業株式会社

代表取締役　関口　拓造

第65期決算公告

令和８年10月28日

埼玉県さいたま市中央区鈴谷二丁目563番地

関口工業株式会社

代表取締役　関口　拓造

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,410,296
	固定資産	1,138,424
	合計	2,548,721
負純資産及び部	流動負債	1,415,303
	固定負債	314,357
	株主資本	819,060
	資本金	40,000
	利益剰余金	779,060
	利益準備金	4,424
	その他利益剰余金	774,636
	（うち当期純損失）	(42,377)
	合計	2,548,721

第１期決算公告

令和８年10月28日
東京都千代田区内幸町一丁目１番１号
帝国ホテルタワー15階
株式会社Aufense Technologies
代表取締役　長岡　達弥

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	206
	固定資産	0
	合計	206
負債及び純資産の部	流動負債	5
	固定負債	—
	株主資本	200
	資本金	100
	資本剰余金	127
	資本準備金	127
	利益剰余金	△26
	その他利益剰余金	△26
	（うち当期純損失）	(26)
	合計	206

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万八千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日
東京都千代田区内幸町一丁目一番一号
帝国ホテルタワー一五階
株式会社Ａｕｆｅｎｓｅ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
代表取締役　長岡　達弥

第37期決算公告

令和８年10月28日
東京都大田区平和島五丁目４番１号
シーライン東京シッピング株式会社
代表取締役　野嶋　俊成

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	83,607
	固定資産	39,465
	資産合計	123,073
負債及び純資産の部	流動負債	14,212
	固定負債	109,897
	退職給付引当金	109,897
	株主資本	△1,036
	資本金	10,000
	利益剰余金	△11,036
	（うち当期純利益）	(3,087)
	負債・純資産合計	123,073

第14期決算公告

令和８年10月28日
東京都港区赤坂５丁目２番20号
赤坂パークビル19階
株式会社ＫＣＣ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　朴　相健

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	364,515
	固定資産	11,195
	合計	375,711
負債及び純資産の部	流動負債	2,239
	株主資本	373,471
	資本金	100,000
	資本剰余金	230,000
	資本準備金	165,000
	その他資本剰余金	65,000
	利益剰余金	43,471
	その他利益剰余金	43,471
	（うち当期純利益）	(2,150)
	合計	375,711

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億六千五百万円減少し〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和八年十月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日
東京都港区赤坂五丁目二番二〇号赤坂パークビル十九階
株式会社ＫＣＣ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　朴　相健

第26期決算公告

2026年10月28日
東京都港区西新橋３丁目23番12号
株式会社イースクエア
代表取締役　本木　啓生

貸借対照表の要旨（2026年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	220,734
	固定資産	27,271
	繰延資産	527
	合計	248,532
負債及び純資産の部	流動負債	57,685
	固定負債	35,769
	株主資本	155,078
	資本金	50,000
	利益剰余金	115,235
	利益準備金	4,937
	その他利益剰余金	110,298
	（うち当期純損失）	(14,287)
	自己株式	△10,157
	合計	248,532

第27期決算公告

令和８年10月28日
新潟県上越市名立区名立大町4280番１号
株式会社ゆめ企画名立
代表取締役　細谷　貴雄

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	150,542
	固定資産	22,330
	資産合計	172,872
負債及び純資産の部	流動負債	66,361
	固定負債	31,742
	株主資本	74,769
	資本金	70,600
	利益剰余金	4,169
	その他利益剰余金	4,169
	（うち当期純損失）	(4,576)
	負債・純資産合計	172,872

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千六十万円減少し一千万円とすることにいたしました。減少する資本金の全額をその他資本剰余金とします。

効力発生日は令和九年一月一日であり、株主総会の決議は、令和八年八月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日
新潟県上越市名立区名立大町四二八〇番一号
株式会社ゆめ企画名立
代表取締役　細谷　貴雄

第３期決算公告

令和８年10月28日
東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞ヶ関ソリューション株式会社
代表取締役　森谷　泰三

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	48,241,198
	資産合計	48,241,198
負債及び純資産の部	流動負債	86,994,089
	株主資本	△38,752,891
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△58,752,891
	その他利益剰余金	△58,752,891
	（うち当期純損失）	(34,787,819)
	負債・純資産合計	48,241,198

第54期決算公告

令和８年10月28日
三重県員弁郡東員町大字穴太字北九五1907番１
株式会社大阪屋産業
代表取締役　竹中　正行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	279,344
	固定資産	381,489
	合計	660,834
負債及び純資産の部	流動負債	124,266
	株主資本	536,568
	資本金	20,000
	利益剰余金	516,568
	利益準備金	40,000
	その他利益剰余金	476,568
	（うち当期純利益）	(17,173)
	合計	660,834

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十八日
三重県桑名市北魚町八番地
（甲）株式会社大阪屋
代表取締役　竹中　正行
三重県員弁郡東員町大字穴太字北九五一九〇七番一
（乙）株式会社大阪屋産業
代表取締役　竹中　正行

第12期決算公告

令和８年６月30日
東京都千代田区平河町二丁目５番７号
ヒルクレスト平河町１Ｆ
一般財団法人
カルチャー・ヴィジョン・ジャパン
代表理事　井上　智治

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	139,954
	固定資産	480
	合計	140,434
負味債財及産びの正部	流動負債	17,186
	負債合計	17,186
	一般正味財産	123,248
	正味財産合計	123,248
	合計	140,434

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和九年一月一日であり、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

北海道中川郡美深町字敷島七二番地二
（甲）株式会社利平興業
代表取締役　斉藤　利夫

北海道枝幸郡枝幸町歌登東歌登四〇七番地
（乙）株式会社小川興業
代表取締役　斉藤　利夫

第17期決算公告　令和８年10月28日

北海道中川郡美深町字敷島72番地２

株式会社利平興業

代表取締役　斉藤　利夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	82,848
	固定資産	101,658
	資産合計	184,507
負債及び純資産の部	流動負債	68,538
	固定負債	107,111
	株主資本	8,857
	資本金	5,000
	利益剰余金	3,857
	その他利益剰余金	3,857
	（うち当期純利益）	(2,564)
	負債・純資産合計	184,507

第56期決算公告　令和８年10月28日

北海道枝幸郡枝幸町歌登東歌登407番地

株式会社小川興業

代表取締役　斉藤　利夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,726
	固定資産	24,642
	資産合計	30,369
負債及び純資産の部	流動負債	4,154
	固定負債	20,518
	株主資本	5,696
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,296
	その他利益剰余金	1,296
	（うち当期純損失）	(1,056)
	自己株式	△5,600
	負債・純資産合計	30,369

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

神奈川県伊勢原市大山二〇六番地の一
（甲）株式会社祥園
代表取締役　田中　祥雄

神奈川県伊勢原市大山二〇六番地の一
（乙）株式会社迦工房
代表取締役　田中　祥雄

第50期決算公告

令和８年10月28日

神奈川県伊勢原市大山206番地の１

株式会社祥園

代表取締役　田中　祥雄

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,185,273
	固定資産	10,710,374
	合計	19,895,647
負債及び純資産の部	固定負債	6,272,000
	株主資本	13,623,647
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	3,623,647
	その他利益剰余金	3,623,647
	（うち当期純損失）	(3,365,519)
	合計	19,895,647

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

神奈川県伊勢原市大山二〇六番地の一
（甲）株式会社祥園
代表取締役　田中　祥雄

神奈川県伊勢原市大山二〇六番地の一
（乙）株式会社迦工房
代表取締役　田中　祥雄

第36期決算公告

令和８年10月28日

神奈川県伊勢原市大山206番地の１

株式会社迦工房

代表取締役　田中　祥雄

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,249
	固定資産	63,743,233
	合計	63,756,482
負債及び純資産の部	流動負債	24,893,116
	固定負債	25,428,145
	株主資本	13,435,221
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	3,435,221
	その他利益剰余金	3,435,221
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	63,756,482

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

名古屋市中区丸の内三丁目七番一九号
（甲）株式会社令和工業
代表取締役　山田　富久

名古屋市中区丸の内三丁目七番一九号
（乙）株式会社パッシブホーム名古屋
代表取締役　山田　富久

第15期決算公告

令和８年10月28日

名古屋市中区丸の内三丁目７番19号

株式会社令和工業

代表取締役　山田　富久

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	47,852
	固定資産	175
	合計	48,027
負債及び純資産の部	流動負債	21,261
	株主資本	26,765
	資本金	10,000
	利益剰余金	16,765
	その他利益剰余金	16,765
	（うち当期純利益）	(1,193)
	合計	48,027

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

名古屋市中区丸の内三丁目七番一九号
（甲）株式会社令和工業
代表取締役　山田　富久

名古屋市中区丸の内三丁目七番一九号
（乙）株式会社パッシブホーム名古屋
代表取締役　山田　富久

第10期決算公告

令和８年10月28日

名古屋市中区丸の内三丁目７番19号

株式会社パッシブホーム名古屋

代表取締役　山田　富久

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	58,772
	固定資産	9,488
	合計	68,260
負債及び純資産の部	流動負債	20,462
	固定負債	30,000
	株主資本	17,798
	資本金	18,500
	利益剰余金	△701
	その他利益剰余金	△701
	（うち当期純利益）	(172)
	合計	68,260

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

広島市佐伯区石内上一丁目七番一号
（甲）株式会社エスプロ
代表取締役　杉田　健司

広島市佐伯区石内上一丁目七番八号
（乙）株式会社トレックス
代表取締役　下鳴　美樹

第26期決算公告

令和８年10月28日

広島市佐伯区石内上一丁目７番１号

株式会社エスプロ

代表取締役　杉田　健司

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	244,154
	固定資産	925,470
	合計	1,169,624
負債及び純資産の部	流動負債	209,684
	固定負債	539,487
	株主資本	420,453
	資本金	50,000
	利益剰余金	370,453
	その他利益剰余金	370,453
	（うち当期純損失）	(10,644)
	合計	1,169,624

第23期決算公告

令和８年10月28日

広島市佐伯区石内上一丁目７番８号

株式会社トレックス

代表取締役　下鳴　美樹

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,616
	固定資産	1,292
	合計	22,908
負債及び純資産の部	流動負債	3,666
	固定負債	14,195
	株主資本	5,047
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 4,952
	その他利益剰余金	△ 4,952
	（うち当期純損失）	(742)
	合計	22,908

第 77 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 28 日

滋賀県近江八幡市東横関町字西押見383番地

株式会社近新

代表取締役　村田新太郎

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,588,201	流動負債	2,887,970
固定資産	4,594,450	固定負債	698,632
繰延資産	564	株主資本	2,596,613
		資本金	108,000
		利益剰余金	2,512,613
		利益準備金	200,000
		その他利益剰余金	2,312,613
		（うち当期純損失）	(78,380)
		自己株式	△24,000
資産合計	6,183,215	負債・純資産合計	6,183,215

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千八百万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

滋賀県近江八幡市東横関町字西押見三八三番地

株式会社近新

代表取締役　村田新太郎

第 54 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 28 日　　東京都町田市金森二丁目12番13号

平本商事株式会社

代表取締役　網中　諭江

貸借対照表の要旨　（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	195,884	流動負債	198,811
固定資産	490,583	固定負債	17,426
		株主資本	470,231
		資本金	24,000
		資本剰余金	16,500
		資本準備金	16,500
		利益剰余金	470,586
		利益準備金	6,000
		その他利益剰余金	464,586
		（うち当期純損失）	(9,261)
		自己株式	△40,854
合計	686,468	合計	686,468

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理賃貸事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません

（乙）左記のとおりです

令和八年十月二十八日

東京都町田市金森二丁目一二番一三号

（甲）株式会社エステート平本

代表取締役　平本　秀範

東京都町田市金森二丁目一二番一三号

（乙）平本商事株式会社

代表取締役　網中　諭江

決 算 公 告

令和８年 10 月 28 日

東京都目黒区青葉台四丁目６番６号青葉台スタジオ２階

株式会社クラス

代表取締役　久保　裕丈

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,816,253	流動負債	1,374,384
固定資産	1,310,087	固定負債	1,751,435
有形固定資産	1,238,691	負債合計	3,125,820
無形固定資産	27,419	株主資本	△7,876
投資その他の資産	43,975	資本金	10,000
		資本剰余金	90,000
		資本準備金	90,000
		利益剰余金	△107,876
		その他利益剰余金	△107,876
		（うち当期純損失）	(69,296)
		新株予約権	8,396
		純資産合計	520
資産合計	3,126,340	負債・純資産合計	3,126,340

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百一万四千二十五円、資本準備金の額を五千五百一万四千二十五円減少し、それぞれ一千万円、九千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十一月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十八日

東京都目黒区青葉台四丁目六番六号

青葉台スタジオ二階

株式会社クラス

代表取締役　久保　裕丈

第 12 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 28 日　　東京都中央区日本橋小伝馬町12―５小伝馬町ＹＳビル４階

株式会社ＣｕｒｅＡｐｐ

代表取締役　佐竹　晃太

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,182,799	流動負債	1,145,387
固定資産	26,319	賞与引当金	7,783
		その他	1,137,603
		固定負債	932,455
		株主資本	73,832
		資本金	50,000
		資本剰余金	7,313,629
		その他資本剰余金	7,313,629
		利益剰余金	△7,289,796
		その他利益剰余金	△7,289,796
		（うち当期純損失）	(802,867)
		新株予約権	57,443
資産合計	2,209,119	負債・純資産合計	2,209,119

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百十万円、資本準備金の額を二百十万円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月三十日であります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

東京都中央区日本橋小伝馬町一二―五

小伝馬町ＹＳビル四階

株式会社ＣｕｒｅＡｐｐ

代表取締役　佐竹　晃太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

東京都新宿区高田馬場一―二四―二七
ドゥマール市川二〇一号
（甲）株式会社ハピネスケア
代表取締役　高田喜一郎

東京都渋谷区千駄ヶ谷五―三〇―一五
（乙）株式会社インホーム
代表取締役　高田喜一郎

令和８年10月28日
東京都新宿区高田馬場１―24―27
ドゥマール市川201号

株式会社ハピネスケア

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	210,888
	固定資産	9,667
	資産合計	220,555
負債及び純資産の部	流動負債	77,214
	（賞与引当金）	(6,910)
	固定負債	5,440
	（退職給付引当金）	(2,400)
	株主資本	137,901
	資本金	5,000
	利益剰余金	132,901
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	131,651
	（うち当期純利益）	(45,404)
	負債・純資産合計	220,555

令和８年10月28日

東京都渋谷区千駄ヶ谷５―30―15

株式会社インホーム

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,668
	固定資産	397
	資産合計	26,066
負債及び純資産の部	流動負債	15,712
	固定負債	9,957
	株主資本	396
	資本金	2,000
	利益剰余金	△1,603
	その他利益剰余金	△1,603
	（うち当期純利益）	(10,408)
	負債・純資産合計	26,066

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十八日

東京都千代田区麹町一丁目七番地相互半蔵門ビルディング一〇階
（甲）グローブマーケティング株式会社
代表取締役　谷川　佳朗

東京都千代田区麹町一丁目七番地相互半蔵門ビルディング一〇階
（乙）グローブ・コアクロス株式会社
代表取締役　谷川　佳朗

第15期決算公告

令和８年10月28日

東京都千代田区麹町一丁目７番地
相互半蔵門ビルディング10階

グローブマーケティング株式会社

代表取締役　谷川　佳朗

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	392,715,928
	固定資産	185,947,694
	資産合計	578,663,622
負債及び純資産の部	流動負債	288,575,660
	固定負債	205,660,000
	株主資本	84,427,962
	資本金	40,000,000
	利益剰余金	44,427,962
	その他利益剰余金	44,427,962
	（うち当期純利益）	(21,316,226)
	負債・純資産合計	578,663,622

第４期決算公告

令和８年10月28日

東京都千代田区麹町一丁目７番地
相互半蔵門ビルディング10階

グローブ・コアクロス株式会社

代表取締役　谷川　佳朗

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,023,339
	資産合計	20,023,339
負債及び純資産の部	流動負債	4,076,200
	株主資本	15,947,139
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	5,947,139
	その他利益剰余金	5,947,139
	（うち当期純利益）	(15,193,855)
	負債・純資産合計	20,023,339

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月七日
掲載頁　二頁

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

福岡市中央区大名二丁目九番二三号
（甲）総合メディカル株式会社
代表取締役　多田荘一郎

茨城県那珂郡東海村大字照沼三〇番地の四
（乙）ひたちなか薬業株式会社
代表取締役　松山　佳造

第33期決算公告

令和８年10月28日

茨城県那珂郡東海村大字照沼30番地の４
ひたちなか薬業株式会社
代表取締役　松山　佳造

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	578,198	流動負債	409,825
固定資産	87,067	固定負債	13,636
		株主資本	241,804
		資本金	7,200
		資本剰余金	56
		資本準備金	56
		利益剰余金	253,503
		利益準備金	12,200
		その他利益剰余金	241,303
		（うち当期純損失）	(20,105)
		自己株式	△18,955
資産合計	665,265	負債・純資産合計	665,265

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号
西新宿水間ビル六階
（甲）株式会社ビッグパートナーズ
代表取締役　大岡　周平

東京都渋谷区神南一丁目一一―四ＦＰＧリンクス神南五階
（乙）株式会社エスオーサービス
代表取締役　平山　竜海

決算公告

令和８年10月28日

東京都新宿区西新宿三丁目３番13号
西新宿水間ビル６階

株式会社ビッグパートナーズ

代表取締役　大岡　周平

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	183,891
	固定資産	5,981
	合計	189,873
負債及び純資産の部	流動負債	159,740
	固定負債	4,641
	株主資本	25,490
	資本金	1,000
	利益剰余金	24,490
	その他利益剰余金	24,490
	（うち当期純利益）	(7,947)
	合計	189,873

決算公告

令和８年10月28日

東京都渋谷区神南一丁目11―４
ＦＰＧリンクス神南５階

株式会社エスオーサービス

代表取締役　平山　竜海

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,982
	合計	23,982
負債及び純資産の部	流動負債	15,842
	株主資本	8,140
	資本金	1,000
	利益剰余金	7,140
	その他利益剰余金	7,140
	（うち当期純利益）	(7,140)
	合計	23,982

第 53 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 28 日

福井県福井市大瀬町第６号37番地

株 式 会 社 和 田

代表取締役　坂本　創

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,100
	固定資産	29,268
	合計	36,368
負純資産の及び部	流動負債	5,193
	固定負債	21,845
	株主資本	9,329
	資本金	10,000
	利益剰余金	△670
	その他利益剰余金	△670
	（うち当期純利益）	(872)
	合計	36,368

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する合同会社和田（住所石川県能美市道林町ト二九番地）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

福井県福井市大瀬町第六号三七番地

代表取締役　坂本　創　株式会社和田

第 54 期決算公告

令和８年６月25日

東京都品川区西五反田三丁目９番23号

サンユー工業株式会社

代表取締役　清水　秀俊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,412,065
	固定資産	1,367,831
	合計	3,779,896
負純資産の及び部	流動負債	321,809
	固定負債	113,370
	株主資本	3,344,717
	資本金	80,000
	資本剰余金	168,295
	資本準備金	168,295
	利益剰余金	3,143,007
	（利益準備金）	(32,000)
	（うち当期純利益）	(246,206)
	自己株式	△46,585
	合計	3,779,896

第 7 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 28 日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号

ＦＨＧ　ｈｏｔｅｌｓ株式会社

代表取締役　緒方　秀和

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,398	流動負債	4,631
固定資産	20,098	固定負債	5,252
		株主資本	13,613
		資本金	1,855
		資本剰余金	1,884
		資本準備金	1,884
		利益剰余金	9,874
		その他利益剰余金	9,874
資産合計	23,497	負債・純資産合計	23,497

損益計算書の要旨

（自　令和７年９月１日　至　令和８年８月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	17,896
売上原価	12,945
売上総利益	4,951
販売費及び一般管理費	1,143
営業利益	3,807
営業外収益	1,343
営業外費用	158
経常利益	4,992
特別損失	12
税引前当期純利益	4,979
法人税、住民税及び事業税	1,137
法人税等調整額	22
当期純利益	3,819

第 15 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 28 日

東京都豊島区東池袋２―60―２

池袋パークハイツ２階

ラティテュード株式会社

代表取締役　カスタニエ香織

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,591
	固定資産	7,379
	繰延資産	133
	資産合計	16,104
負純資産の及び部	流動負債	3,526
	株主資本	12,578
	資本金	1,000
	利益剰余金	11,578
	その他利益剰余金	11,578
	（うち当期純損失）	(1,401)
	負債・純資産合計	16,104

第 25 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 28 日

大阪府吹田市広芝町９番33号

日本ＰＣサービス株式会社

代表取締役　家喜　信行

貸借対照表の要旨

（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,392,265
	固定資産	728,246
	有形固定資産	56,770
	無形固定資産	21,254
	投資その他の資産	650,221
	資産合計	2,120,511
負債及び純資産の部	流動負債	1,232,828
	賞与引当金	6,025
	固定負債	698,321
	株主資本	192,564
	資本金	360,058
	資本剰余金	212,597
	資本準備金	212,597
	利益剰余金	△379,657
	その他利益剰余金	△379,657
	（うち当期純損失）	(268,247)
	自己株式	△433
	評価・換算差額等	△3,203
	その他有価証券評価差額金	△3,203
	負債・純資産合計	2,120,511

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十八日

大阪府吹田市広芝町九番三三号

（甲）日本ＰＣサービス株式会社

代表取締役　家喜　信行

東京都港区六本木二丁目四番五号六本木Ｄスクエア

（乙）ミナソル株式会社

代表取締役　篠原　崇

第９期決算公告

令和８年10月28日

東京都港区六本木二丁目４番５号

六本木Ｄスクエア

ミナソル株式会社

代表取締役　篠原　崇

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	76,764
	固定資産	2,725
	資産合計	79,490
負純資産の及び部	流動負債	40,487
	賞与引当金	3,696
	固定負債	3,317
	株主資本	35,685
	資本金	10,000
	利益剰余金	25,685
	その他利益剰余金	25,685
	（うち当期純利益）	(27,610)
	負債・純資産合計	79,490

第 16 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 28 日

兵庫県伊丹市平松５丁目３―21―２

ＰｉｅｃｅＰｏｉｎｔ株式会社

代表取締役　山﨑　淳朗

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,038
	固定資産	8,000
	合計	15,038
負純資産の及び部	流動負債	10,561
	株主資本	4,477
	資本金	1,000
	利益剰余金	3,477
	その他利益剰余金	3,477
	（うち当期純損失）	(1,344)
	合計	15,038

第 16 期決算公告

令和８年10月28日

札幌市北区新琴似五条十六丁目５番15号

ライトレート株式会社

代表取締役　十河　馨

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	214,806
	固定資産	630,961
	繰延資産	341
	合計	846,110
負純資産の及び部	流動負債	81,678
	固定負債	590,030
	株主資本	174,401
	資本金	10,000
	資本剰余金	11,500
	利益剰余金	152,901
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	152,301
	（うち当期純利益）	(38,150)
	合計	846,110

第 58 期 決 算 公 告

令和８年９月25日
東京都千代田区神田駿河台四丁目２番５号
株式会社コクサイ商事
代表取締役　吹田　武史

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,175	流動負債	2,670
固定資産	5,710	賞与引当金	7
		固定負債	36
		退職給付引当金	36
		株主資本	11,178
		資本金	22
		利益剰余金	11,536
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	11,529
		（うち当期純利益）	（743）
		自己株式	△380
資産合計	13,885	負債・純資産合計	13,885

第 20 期 決 算 公 告

令和８年９月８日　沖縄県沖縄市久保田三丁目11番１号
プラザハウスフェアモール２階
沖縄バスケットボール株式会社
代表取締役社長　仲間　陸人

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,667,778,604	流動負債	892,549,343
固定資産	207,937,847	固定負債	173,115,000
		株主資本	810,052,108
		資本金	65,800,000
		資本剰余金	75,673,750
		資本準備金	23,736,875
		その他資本剰余金	51,936,875
		利益剰余金	668,578,358
		利益準備金	625,800
		その他利益剰余金	667,952,558
		（うち当期純損失）	（31,302,608）
資産合計	1,875,716,451	負債・純資産合計	1,875,716,451

第 55 期 決 算 公 告

令和８年９月17日
岡山県赤磐市徳富363番地
備前化成株式会社
代表取締役　清水　富江

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,180,981	流動負債	1,822,674
固定資産	6,722,091	固定負債	4,278,316
		株主資本	10,802,083
		資本金	50,000
		資本剰余金	35,000
		資本準備金	35,000
		利益剰余金	12,849,628
		利益準備金	70,000
		その他利益剰余金	12,779,628
		（うち当期純利益）	（133,989）
		自己株式	△2,132,546
資産合計	16,903,072	負債・純資産合計	16,903,072

第 48 期 決 算 公 告

令和８年９月29日　大阪府大阪市淀川区西中島六丁目１番１号
テス・エンジニアリング株式会社
代表取締役　髙崎　敏宏

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	42,037	流動負債	54,876
固定資産	42,364	（うち賞与引当金）	（363）
		（うち契約損失引当金）	（42）
		（うち工事損失引当金）	（54）
		（うち完成工事補償引当金）	（86）
		固定負債	12,406
		（うち退職給付引当金）	（468）
		負債合計	67,282
		株主資本	17,033
		資本金	100
		利益剰余金	16,933
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	16,908
		評価・換算差額等	85
		その他有価証券評価差額金	△ 1
		繰延ヘッジ損益	86
		純資産合計	17,119
資産合計	84,402	負債・純資産合計	84,402

損益計算書の要旨　（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	32,663	特別利益	－
売上原価	27,389	特別損失	104
売上総利益	5,274	税引前当期純利益	2,201
販売費及び一般管理費	5,357	法人税、住民税及び事業税	626
営業損失	83	法人税等調整額	6
営業外収益	3,871	当期純利益	1,568
営業外費用	1,481		
経常利益	2,306		

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のカードゲーム関連部材製造事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十月二十八日

滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地
（甲）エーアイティー株式会社
代表取締役　森藤　隆志

滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地
（乙）エンゼルトランプ株式会社
代表取締役　森藤　隆志

第 2 期 決 算 公 告

令和８年10月28日　滋賀県東近江市青野町4600番地
エーアイティー株式会社
代表取締役　森藤　隆志

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	376	流動負債	278
固定資産	9	固定負債	4
		退職給付引当金	4
		株主資本	103
		資本金	10
		資本剰余金	3
		その他資本剰余金	3
		利益剰余金	89
		その他利益剰余金	89
		（うち当期純利益）	（89）
資産合計	386	負債・純資産合計	386

第 5 期 決 算 公 告

令和８年10月28日　滋賀県東近江市青野町4600番地
エンゼルトランプ株式会社
代表取締役　森藤　隆志

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,413	流動負債	9,067
固定資産	10,841	固定負債	93
		退職給付引当金	93
		株主資本	10,093
		資本金	10
		資本剰余金	1,412
		その他資本剰余金	1,412
		利益剰余金	8,670
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	8,668
		（うち当期純利益）	（6,940）
資産合計	19,254	負債・純資産合計	19,254

㈱　当期純利益には特別利益が含まれている

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理賃貸事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

東京都江戸川区中葛西七丁目二九番七号

（甲）ＨＮ株式会社

代表取締役　佐久間晴俊

東京都江戸川区中葛西七丁目二〇番一一号

（乙）佐久間運送株式会社

代表取締役　佐久間晴俊

第 6 期決算公告

令和８年 10 月 28 日

東京都江戸川区中葛西七丁目29番７号

ＨＮ株式会社

代表取締役　佐久間晴俊

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,308
	固定資産	106,314
	合計	123,622
負純資産債及の部	流動負債	11,353
	固定負債	83,972
	株主資本	28,297
	資本金	5,000
	利益剰余金	23,297
	その他利益剰余金	23,297
	（うち当期純利益）	(40)
	合計	123,622

第 60 期決算公告

令和８年 10 月 28 日

東京都江戸川区中葛西七丁目20番11号

佐久間運送株式会社

代表取締役　佐久間晴俊

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	155,881
	固定資産	368,202
	合計	524,083
負純資産債及の部	流動負債	72,918
	固定負債	170,318
	株主資本	280,846
	資本金	10,000
	利益剰余金	270,846
	その他利益剰余金	270,846
	（うち当期純利益）	(38,095)
	合計	524,083

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十八日

岐阜県可児市徳野南二丁目八五番地

（甲）株式会社シティ不動産

代表取締役　呉本　勝男

岐阜県可児市土田大脇四八〇〇の一

（乙）株式会社シティプランニング可児

代表取締役　呉本　隆一

第 24 期決算公告

令和８年10月28日

岐阜県可児市徳野南二丁目85番地

株式会社シティ不動産

代表取締役　呉本　勝男

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,364,558
	固定資産	3,931,995
	繰延資産	110,000
	合計	8,406,554
負純資産債及の部	流動負債	1,269,527
	固定負債	10,820
	株主資本	7,126,207
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,372,741
	その他資本剰余金	1,372,741
	利益剰余金	5,743,465
	その他利益剰余金	5,743,465
	（うち当期純利益）	(1,951,039)
	合計	8,406,554

第 16 期決算公告

令和８年10月28日

岐阜県可児市土田大脇4800の１

株式会社シティプランニング可児

代表取締役　呉本　隆一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	288,315
	固定資産	469,949
	合計	758,264
負純資産債及の部	流動負債	379,106
	固定負債	27,230
	株主資本	351,928
	資本金	500
	資本剰余金	119,680
	その他資本剰余金	119,680
	利益剰余金	231,748
	その他利益剰余金	231,748
	（うち当期純利益）	(134,890)
	合計	758,264

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十八日

茨城県つくば市吉瀬九五四番地五

（甲）株式会社キャピタル茨城

代表取締役　細田　栄子

茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷一九一番地五

（乙）ホソダハウス株式会社

代表取締役　細田　栄子

茨城県つくば市吉瀬九五四番地五

（丙）細田興産株式会社

代表取締役　柴原　至

茨城県つくば市吉瀬九五四番地五

（丁）株式会社ディベロップメントつくば

代表取締役　細田　利夫

第 39 期決算公告

令和８年 10 月 28 日

茨城県つくば市吉瀬954番地５

株式会社キャピタル茨城

代表取締役　細田　栄子

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	59,077	流動負債	31,548
固定資産	70,890	固定負債	108,535
		負債合計	140,083
		株主資本	△10,116
		資本金	45,000
		利益剰余金	△55,116
		その他利益剰余金	△55,116
		（うち当期純損失）	(43,794)
		純資産合計	△10,116
資産合計	129,968	負債・純資産合計	129,968

第 27 期決算公告

令和８年 10 月 28 日

茨城県つくば市吉瀬954番地５

株式会社ディベロップメントつくば

代表取締役　細田　利夫

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	41,468
	固定資産	12,255
	合計	53,723
負純資産債及の部	流動負債	36,292
	固定負債	22,002
	株主資本	△4,571
	資本金	23,000
	利益剰余金	△27,571
	その他利益剰余金	△27,571
	（うち当期純損失）	(18,156)
	合計	53,723

第 33 期決算公告

令和８年 10 月 28 日

茨城県つくば市吉瀬954番地５

細田興産株式会社

代表取締役　柴原　至

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,486
	固定資産	60,609
	合計	80,095
負純資産債及の部	流動負債	33,628
	固定負債	10,308
	株主資本	36,158
	資本金	35,000
	利益剰余金	1,158
	その他利益剰余金	1,158
	（うち当期純損失）	(2,522)
	合計	80,095

第 43 期決算公告

令和８年 10 月 28 日

茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷191番地５

ホソダハウス株式会社

代表取締役　細田　栄子

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	70,596
	固定資産	2,379
	合計	72,976
負純資産債及の部	流動負債	20,907
	固定負債	1,666
	株主資本	50,401
	資本金	17,000
	利益剰余金	33,401
	その他利益剰余金	33,401
	（うち当期純利益）	(1,165)
	合計	72,976